

輪島市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
輪 島 市

目次

第1章	はじめに	1
1-1	公共施設等総合管理計画策定の経緯	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
1-2	計画の対象施設	2
1-3	計画期間	3
第2章	公共施設等を取り巻く現状	4
2-1	市の概況	4
(1)	位置・地勢	4
(2)	沿革	4
2-2	人口の動向	5
(1)	人口・世帯数の推移	5
(2)	年齢3区分別人口構成比の推移	6
(3)	児童・生徒数の推移	7
(4)	将来人口推計	8
2-3	財政の状況	11
(1)	歳入の推移	11
(2)	歳出の推移	12
(3)	実質公債費比率・将来負担比率の推移	13
第3章	公共施設等の全体像	15
3-1	対象施設の整理	15
3-2	建築年度別の状況	16
(1)	公共施設（建物）の状況	16
(2)	インフラ資産の状況	20
3-3	将来の更新費用の推計	24
(1)	前提条件及び推計方法	24
(2)	公共施設（建物）の更新費用	27
(3)	インフラ資産の更新費用	28
(4)	公共施設等の更新費用	33
3-4	公共施設等維持管理上の課題	35

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性 ・ 36

4-1	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36
(1)	計画的な維持管理・修繕及び耐震化の推進	36
(2)	施設管理の見直し（長寿命化、多機能化・転用、更新など）	36
(3)	用途廃止・老朽化した建築物の除却	36
4-2	実現化させるための基本的な考え方	38
(1)	点検・診断等の実施方針	38
(2)	維持管理・修繕・更新等の実施方針	39
(3)	安全性確保の実施方針	40
(4)	耐震化の実施方針	41
(5)	長寿命化の実施方針	41
(6)	統合や廃止の推進方針	43
4-3	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方	45
4-4	フォローアップの基本的な考え方	46

第5章 施設類型ごとの管理に関する方向性 ・ ・ ・ ・ ・ 47

5-1	公共施設（建物）	47
5-2	インフラ資産	82

用語説明 ・ ・ ・ ・ ・ 86

第1章 はじめに

1-1 公共施設等総合管理計画策定の経緯

(1) 背景

全国的に高度経済成長期の昭和30年代から50年代までに整備された公共施設（庁舎、学校、市民利用施設などの建物）やインフラ資産（道路・トンネル、橋りょう、上下水道など）の多くが一斉に更新の時期を迎えようとしています。（公共施設とインフラ資産を総称して「公共施設等」という。）

その一方で、地方公共団体の財政は少子高齢化と過疎化の進行等が影響して厳しい状況が続き、今後の公共施設等の利用需要は人口減少社会の到来により大きく変化していくことが予測されます。

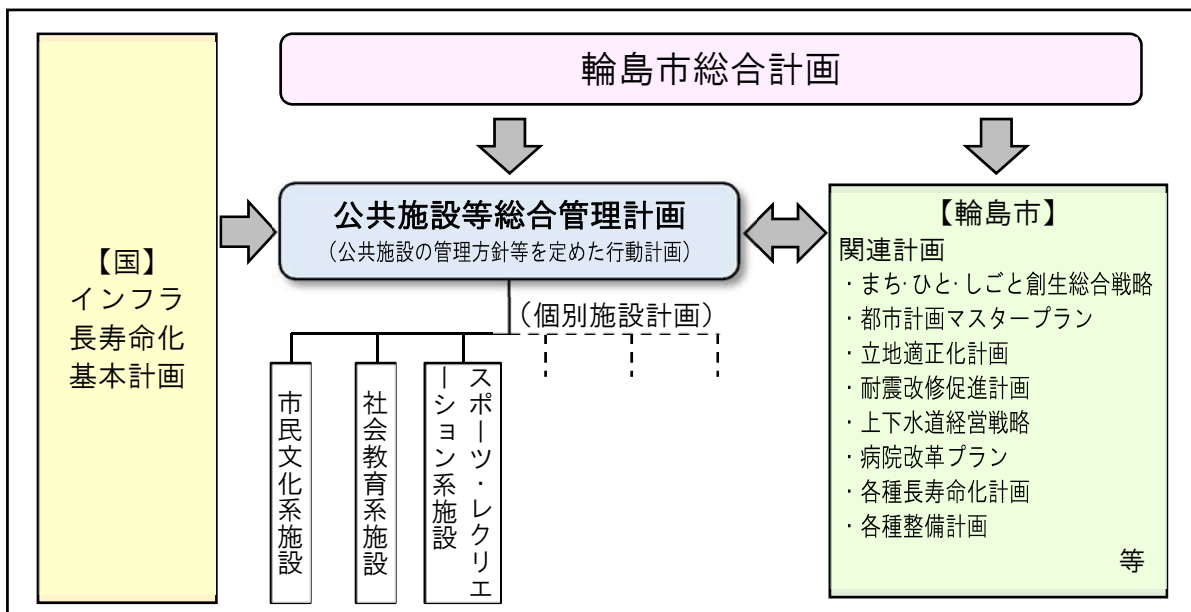
このような状況から、地方公共団体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、地域の実情に合ったまちづくりを行っていくことが必要であり、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進することが求められています。

本市は、平成18年2月に旧輪島市と旧門前町の合併により誕生しており、旧市町で整備され機能的に重複するものや老朽化した公共施設が存在することから、これら公共施設等の総合的な管理が喫緊の課題となっています。

(2) 目的

健全な行財政基盤を堅持していくためには、本市が保有する公共施設等について、将来の人口規模や財政状況に応じて適正に管理していく必要があります。

公共施設等総合管理計画は、人口推移や財政状況等の公共施設を取り巻く背景を踏まえ、本市が保有する全ての公共施設等について、利用状況やコスト等も含めた現状と今後の課題を総合的に整理し、公共施設の管理方針等を定めた行動計画となるものです。

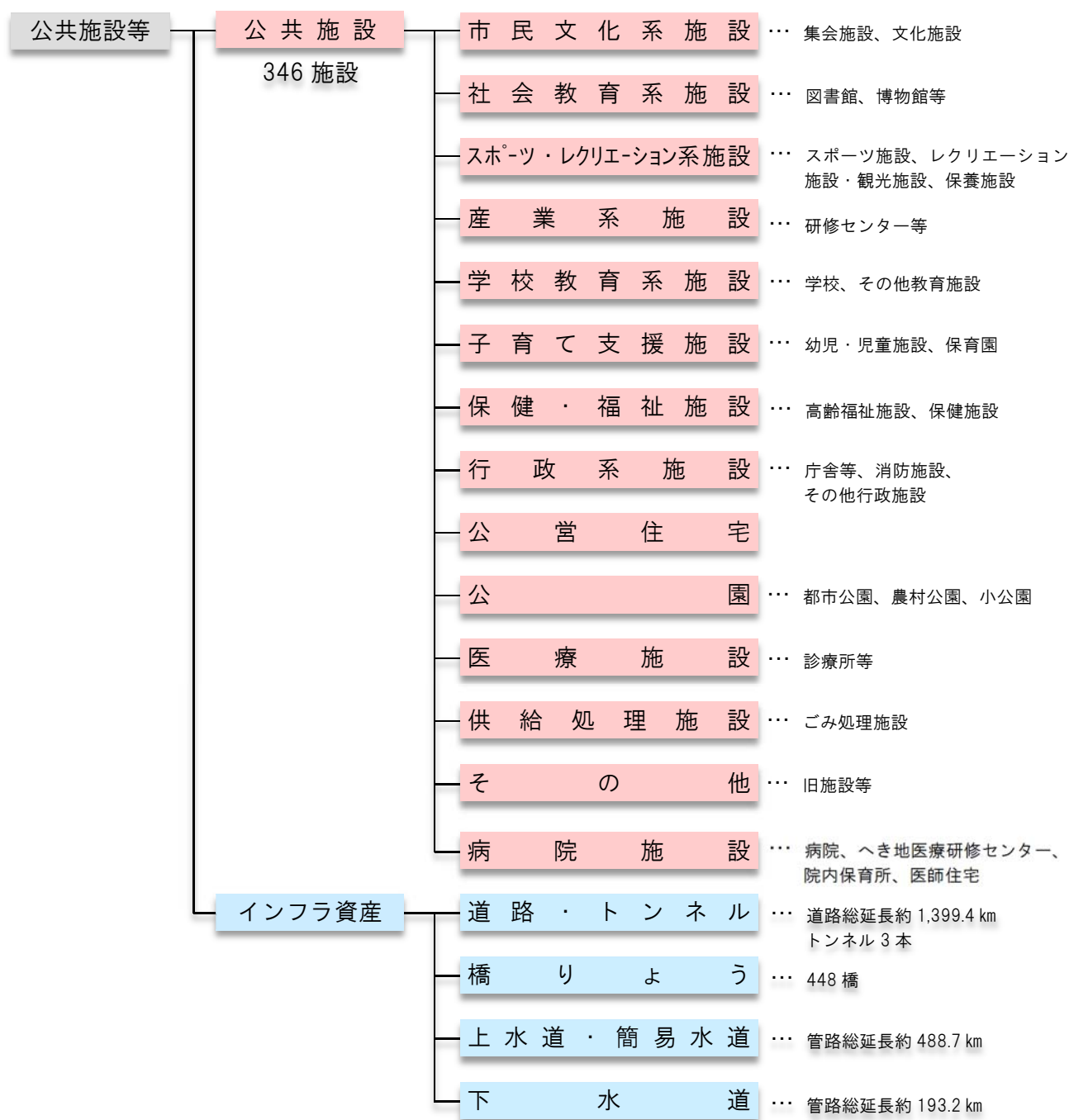


1-2 計画の対象施設

本計画の対象施設は、本市が保有する全ての公共施設等とし、次の公共施設（建物）14 類型及びインフラ資産 4 類型を基本に整理します。

公共施設（建物）は 346 施設で総延床面積約 25.4 万㎡、インフラ資産では、道路（農道・林道含む）が総延長約 1,399.4 km、トンネル 3 本、橋りょう 448 橋、上水道管路総延長約 488.7 km、下水道管路総延長約 193.2 kmとなっています。

【対象施設・施設類型】



※公共施設には、本市が管理する一部賃借物件（県有施設）を含んでいます。
 ※一部事務組合で運営する消防本部、ごみ処理施設及び火葬場などについては、それぞれの施設整備における負担区分によります。
 ※施設数については、用途及び建物の設置状況等により分類しています。

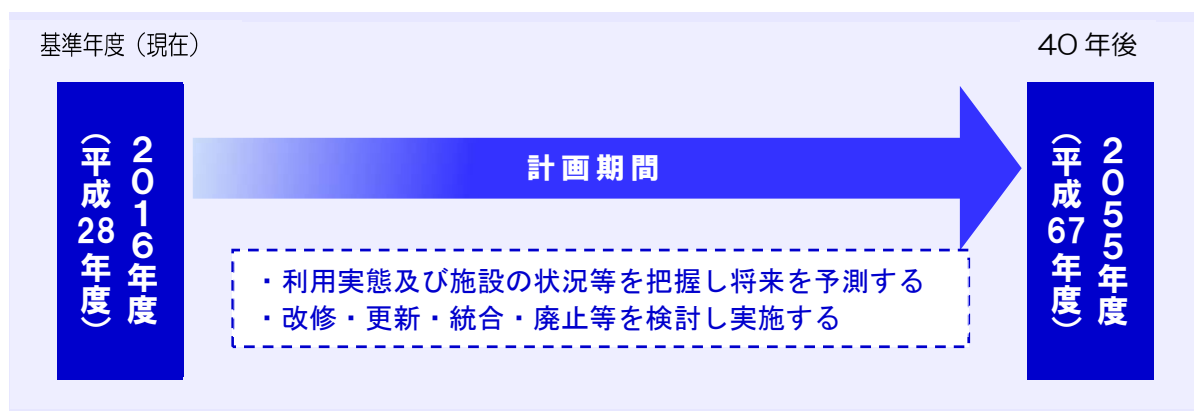
1-3 計画期間

公共施設等については、その寿命が数十年に及ぶものであり、中長期的な視点に基づく計画の策定が必要となります。

公共施設等が多数建設されてから約 40 年を経過した今日、老朽化が著しく、それら施設等の更新や大規模改修が集中する、2055 年度（平成 67 年度）までの 40 年間の計画期間として設定することとします。

また、本計画については適宜見直しを行うこととします。

【計画期間】



第2章 公共施設等を取り巻く現状

2-1 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北西部に位置しています。

東は珠洲市、能登町に、南は穴水町、志賀町に接しており、市の中心部から県都金沢へは約120km、車で約2時間を要する距離にあります。

地形は、東部から宝立山(471m)、鉢伏山(544m)、高洲山(567m)、高爪山(341m)などが連なって海に迫っています。

山間丘陵地を源とする小河川は、いずれも樹枝状になって日本海に注ぎ、それぞれ沖積平野を形成し市街地や農耕地が開けています。

80km余に及ぶ海岸線は優れた自然景観を呈し、能登半島国定公園に指定されているとともに、北方海上に七ツ島(23km沖)、舳倉島(49km沖)があり沿岸漁業の拠点となっています。

能登半島の北西部に位置し、能登半島国定公園に指定された海岸線は優れた自然景観を呈している。

(2) 沿革

本市は、古墳時代から奈良時代にかけて大陸文化が伝えられ、中世には長谷部信連をはじめとした長氏に統治され、日本海沿岸域の代表的な港町として栄えました。

また、瑩山紹瑾禅師により曹洞宗大本山總持寺が開創されました。

近世では加賀藩の前田家によって統治を受け、江戸中期以降は「親の湊」と呼ばれ海上交通の要衝として北前船を所有する廻船問屋の繁栄とともに栄え、漆器業、いわゆる「輪島塗」が盛んになりました。

その後、明治・昭和の大合併を経て、平成18年2月1日に平成の大合併として旧輪島市と旧門前町が合併し、現在の新「輪島市」が誕生しており、今後も奥能登の中核都市として一段の飛躍が求められています。

旧輪島市と旧門前町の合併により新「輪島市」が誕生し、奥能登の中核都市として一段の飛躍が期待される。

2-2 人口の動向

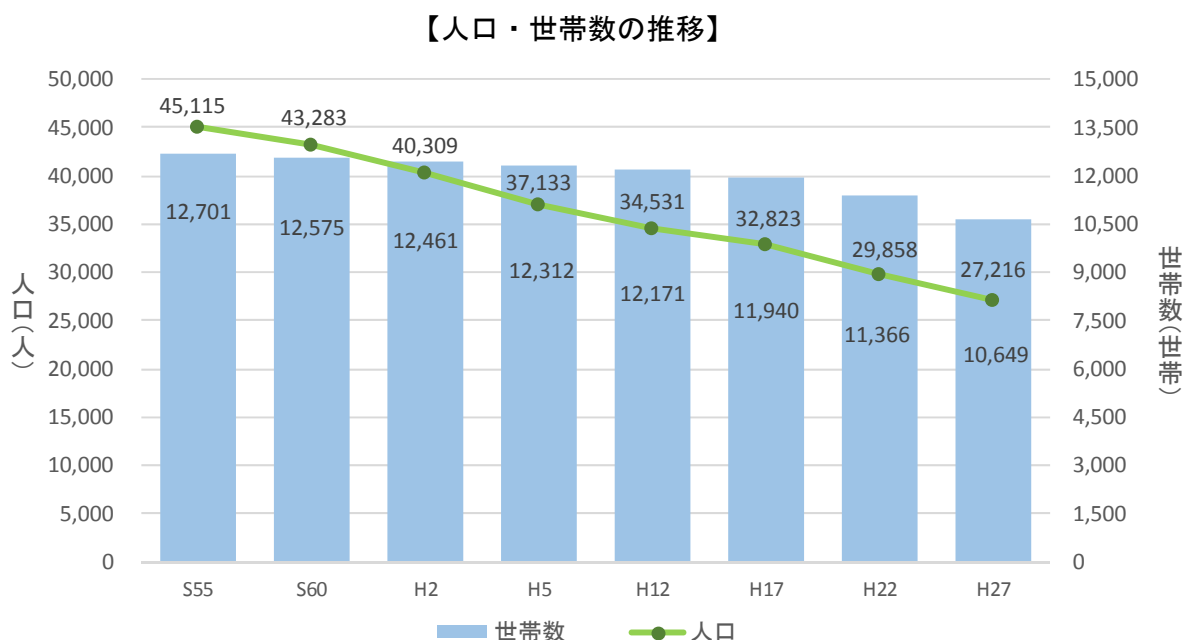
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は毎年漸減しており、昭和 55 年に 45,115 人であった人口が、平成 22 年には 3 万人を下回り、平成 27 年には 27,216 人と 17,899 人減少しています。

また、世帯数も同じく昭和 55 年に 12,701 世帯であった世帯数が、平成 27 年には 10,649 世帯と 2,052 世帯減少しています。

1 世帯当たり人員については、昭和 55 年の 3.55 人/世帯から平成 27 年の 2.56 人/世帯と、核家族化・小世帯化が進行しています。

本市の人口、世帯数はともに毎年漸減しているとともに、1 世帯当たり人員も減少し、核家族化・小世帯化が進行している。



※平成 17 年以前は、旧輪島市、旧門前町との合算

出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

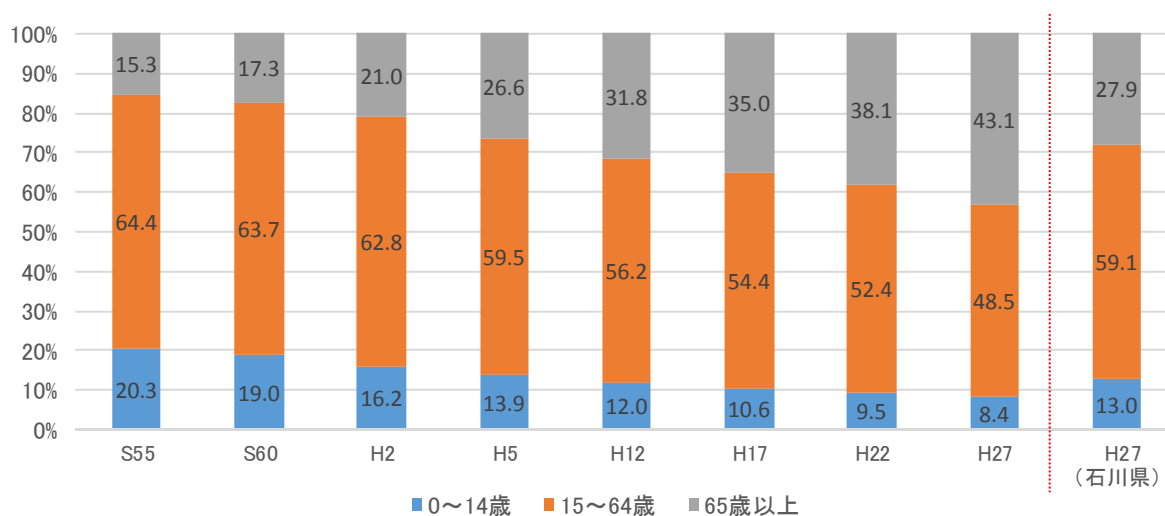
本市の年齢3区分別人口構成比は、昭和55年で、年少人口(0～14歳人口)が20.3%、生産年齢人口(15～64歳人口)が64.4%、老年人口(65歳以上人口)が15.3%となっています。

平成27年では、年少人口(0～14歳人口)が8.4%、生産年齢人口(15～64歳人口)が48.5%、老年人口(65歳以上人口)が43.1%となっており、老年人口比が4割を超えるなど少子高齢化が更に深刻化しているほか、生産年齢人口の減少も顕著となっています。

また、平成27年の構成比では、石川県全体の年少人口13.0%、生産年齢人口59.1%、老年人口27.9%との比較でも、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少の著しいことが分かります。

少子高齢化の深刻化、生産年齢人口の減少が顕著となっている。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



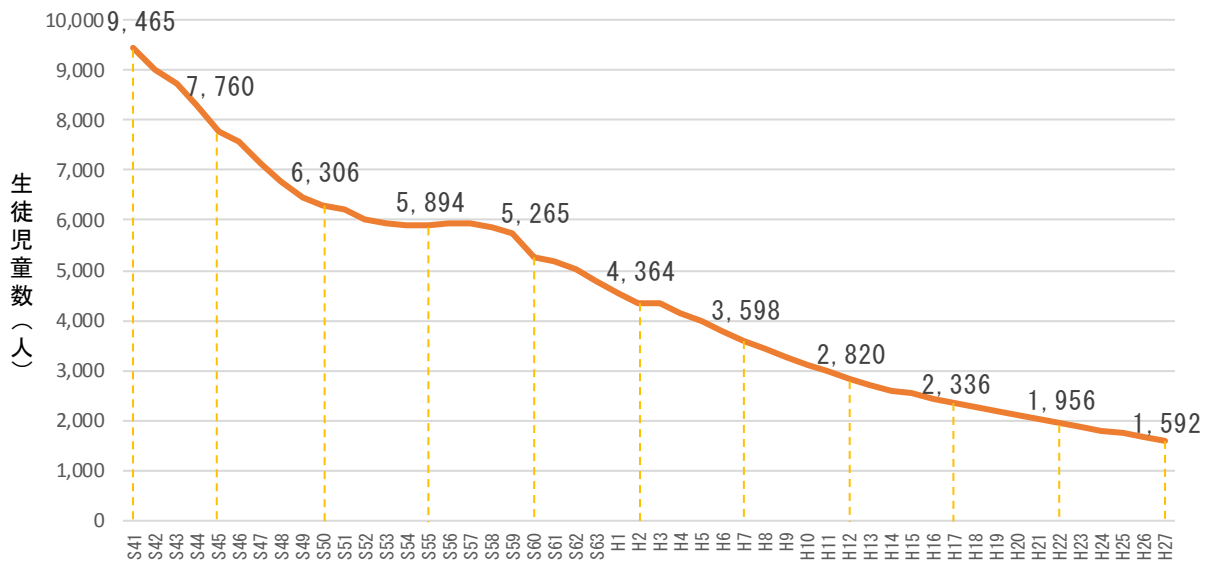
※平成17年以前は、旧輪島市、旧門前町との合算

出典：国勢調査

(3) 児童・生徒数の推移

平成 27 年から過去 50 年間に於ける本市の児童・生徒数の推移によれば、昭和 41 年で 9,465 人であった児童・生徒数は、昭和 50 年で 6,306 人、昭和 60 年で 5,265 人、平成 7 年で 3,598 人、平成 17 年で 2,336 人と減少を続け、平成 27 年では 1,592 人となり、過去 50 年間で 7,873 人と 8 割以上も減少しています。

児童・生徒数は、過去 50 年間で 8 割以上減少している。



出典：輪島市児童生徒数年度推移

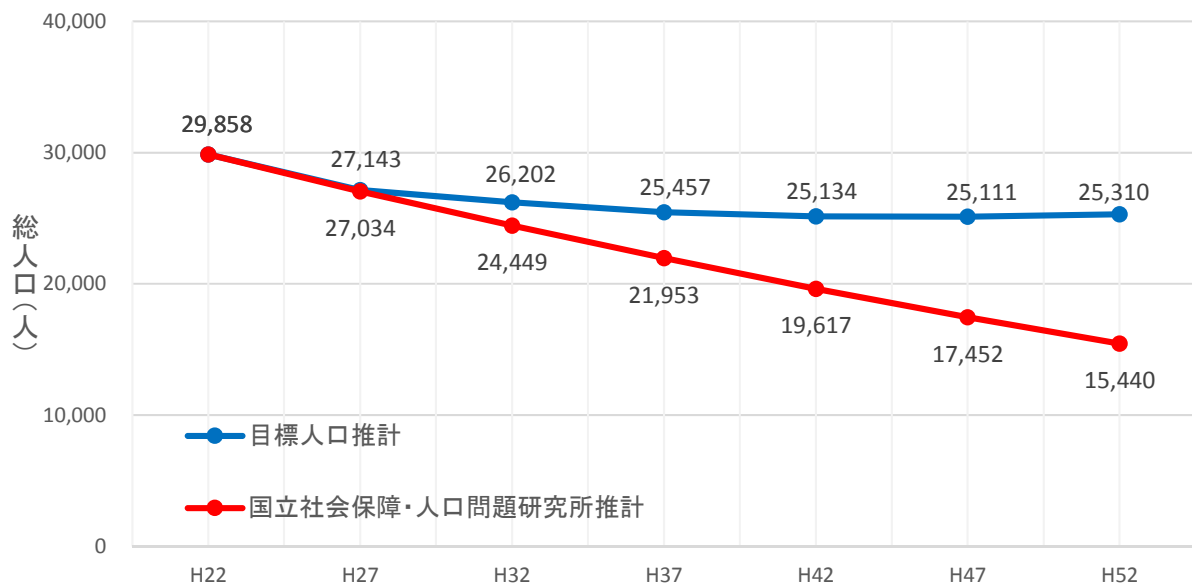
(4) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、2040年（平成52年）の本市の将来人口は15,440人としていますが、「輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における目標人口推計では、合計特殊出生率や移住定住策等についての国・県施策との連携、元々相対的に高い合計特殊出生率であることなどの特性を活かすとともに、「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる様々な施策を官民挙げて総合的に推進することにより、2040年（平成52年）の将来人口を25,310人と設定しています。

いずれにしても、人口は2035年（平成47年）まで減少していくことが予測されています。

今後、本市の人口は緩やかに減少し、平成52年で25,310人を目標としている。

【将来人口推計】



出典：輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

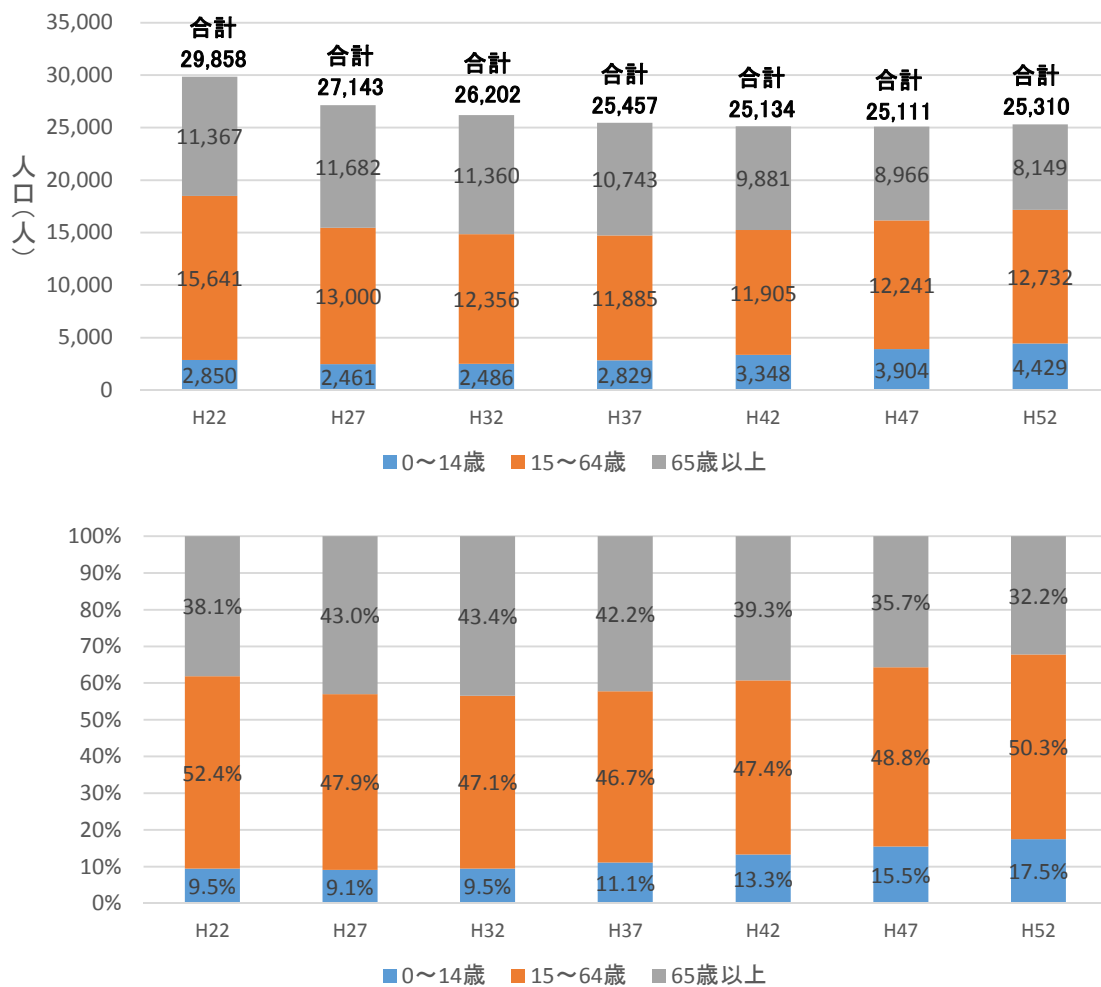
輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来年齢3区分別人口構成比では、2040年（平成52年）で、年少人口（0～14歳人口）が4,429人（17.5%）、生産年齢人口（15～64歳人口）が12,732人（50.3%）、老年人口（65歳以上人口）が8,149人（32.2%）と推計しています。

今後も人口は減少していくことが予想されていますが、目標人口推計では地方創生の取組みにより、年少人口は増加に転じていくとともに、老年人口は2020年（平成32年）を境に減少へと転じ、少子高齢化に歯止めがかかり好転するものと推計しています。

生産年齢人口についても2025年（平成37年）を境に増加へと転じていくと、推計しています。

今後、本市の少子高齢化の状態が好転するとともに、生産年齢人口の増加が予想される。

【将来年齢3区分別人口推計】



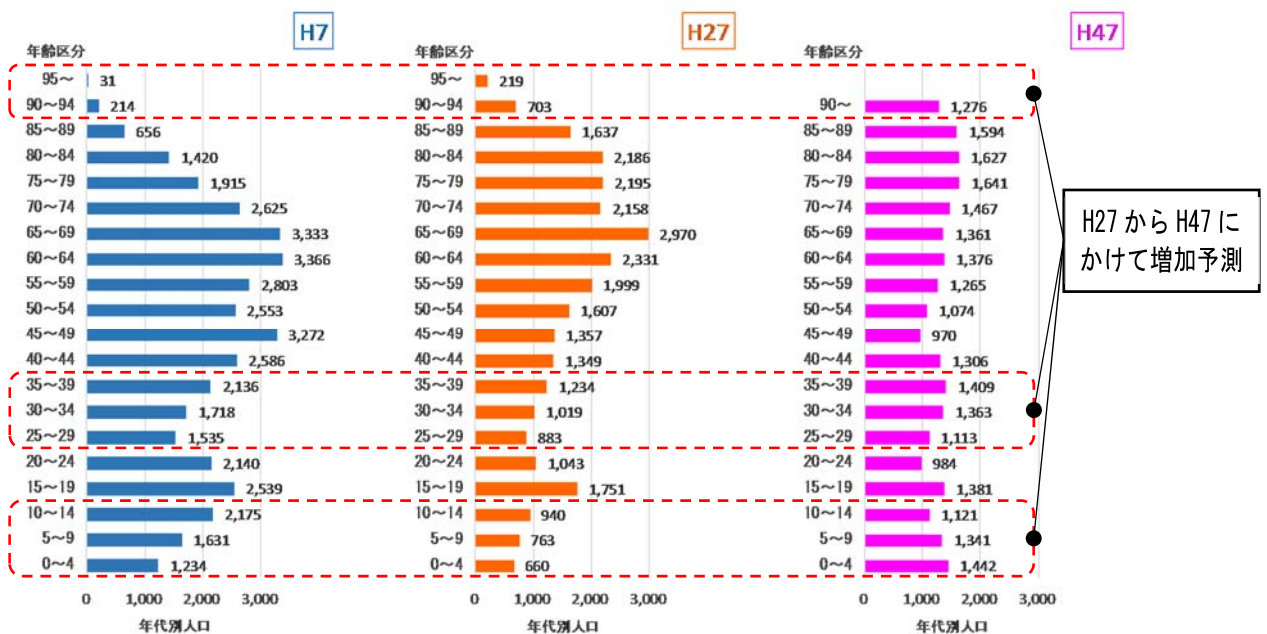
出典：輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

また、国立社会保障・人口問題研究所の年齢5歳階級別人口の推移によれば、平成7年では15～19歳、45～49歳、60～69歳、平成27年では15～19歳、65～69歳を中心とし、人口分布に大きな偏りが見られましたが、平成47年の人口推計では、各年齢区分の差が小さくなっています。

また、平成7年から平成27年にかけて減少していた0～4歳、5～9歳、10～14歳の人口は、平成47年では回復することが予測されているとともに、25～29歳、30～34歳、35～39歳の若者世代も平成27年に比べ平成47年では増加に転じることが予測されています。また、65歳以上の人口は減少するものの、そのうち90歳以上の人口は増加することが予測されています。

将来、人口分布に大きな偏りは見られなくなり、0～14歳の子ども、25～39歳の若者の増加、90歳以上の高齢者の増加が予測される。

【年齢5歳階級別人口の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所

2-3 財政の状況

(1) 歳入の推移

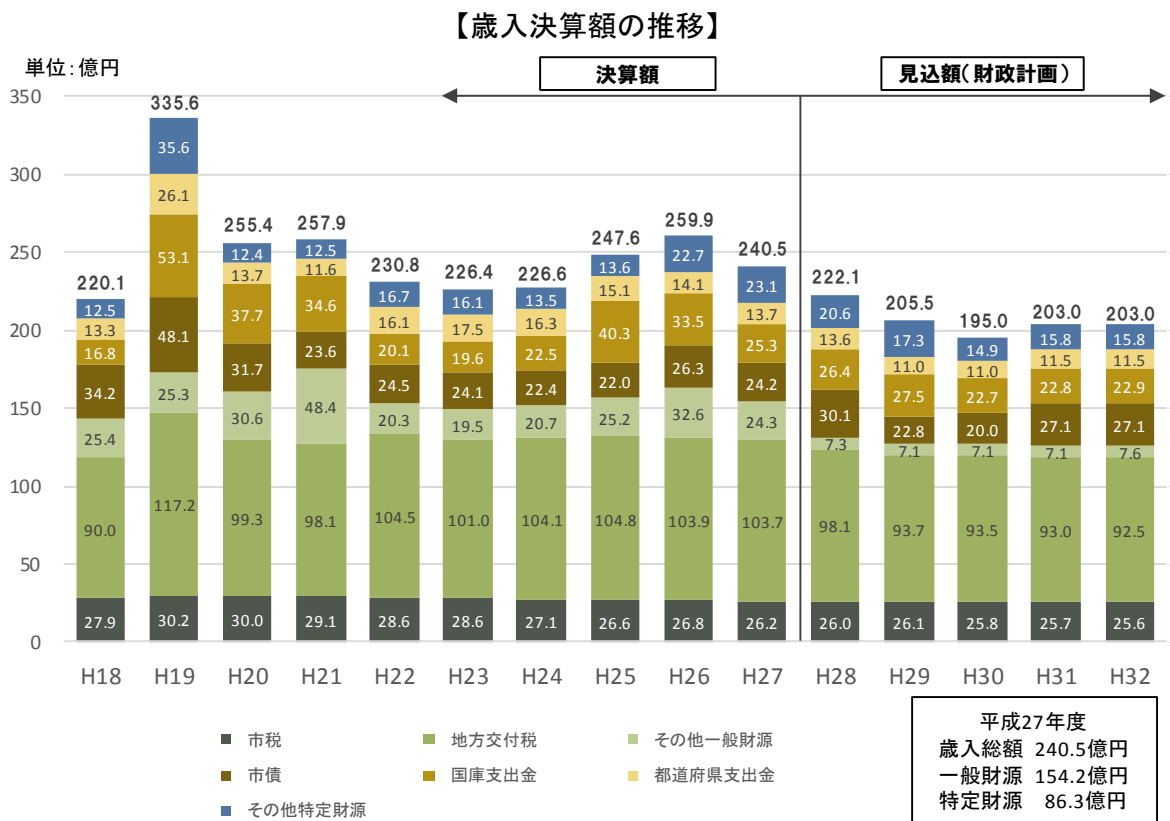
平成18年度以降における本市の歳入決算額の推移は、平成19年度において能登半島地震の影響により335億6千万円と大きく増加した後、平成20年度から平成27年度までは226億円から260億円の間で推移し、平成27年度では240億5千万円となっています。

平成27年度における歳入の内訳では、一般財源が154億2千万円（全体の64.1%、以下同様）であり、主要財源である市税は26億2千万円（10.9%）となっています。

また、地方公共団体の税源の不均衡を調整するため、国から交付される地方交付税が103億7千万円（43.1%）と多く、また、国庫支出金、都道府県支出金の合計が39億円（16.2%）、市債が24億2千万円（10.1%）となっています。

財政計画では、今後、合併算定替等により減少する地方交付税など一般財源の確保が厳しさを増し、2020年度（平成32年度）において総額203億円程度となることが推計されています。

地方交付税、国・県支出金など歳入の大半を占める依存財源が減少し、将来的な人口減少による税収減などへの影響も懸念され、自主財源の確保が課題である。



※ 表示単位未満を四捨五入で記載しているため、各項目の数値と合計値とが一致しない場合があります。

出典：輪島市財政計画

(2) 歳出の推移

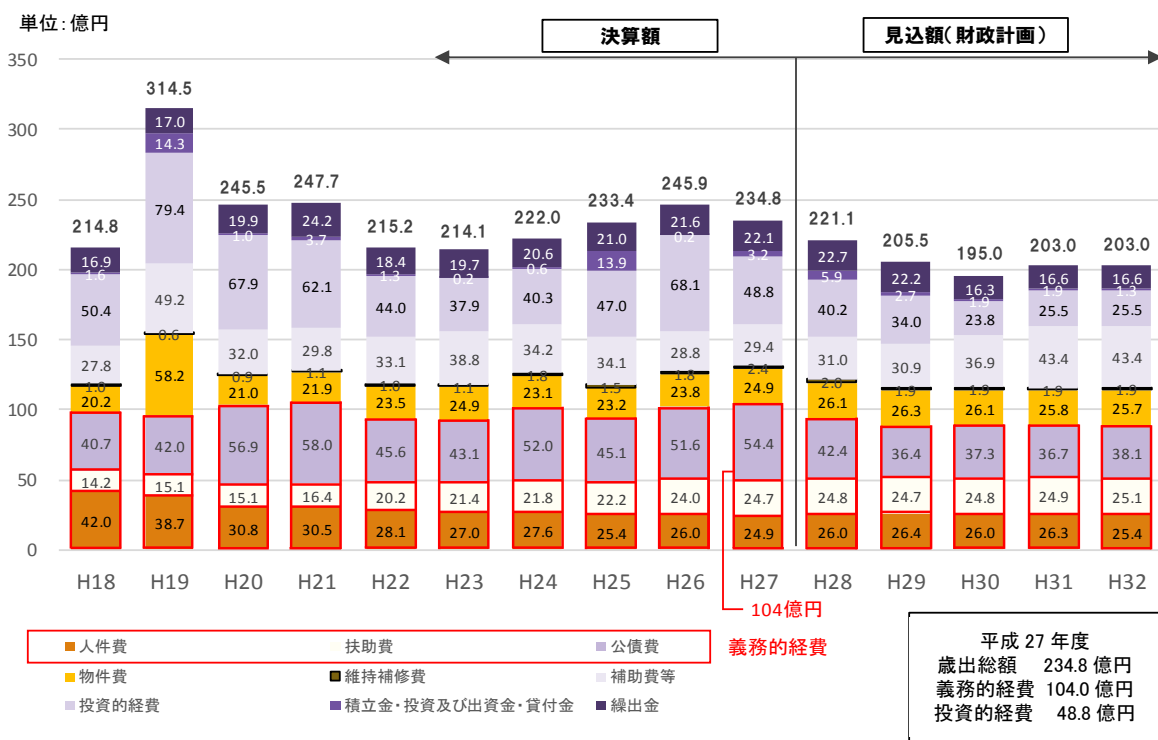
平成 18 年度以降における本市の歳出決算額の推移は、平成 19 年度が歳入同様、能登半島地震の影響により 314 億 5 千万円と大きく増加した後、平成 20 年度から平成 27 年度までは 214 億円から 248 億円の間で推移し、平成 27 年度では 234 億 8 千万円となっています。平成 27 年度における歳出の内訳では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費が 104 億円(全体の 44.3%、以下同様)、投資的経費が 48 億 8 千万円(20.8%)となっています。

また、本市では「輪島市集中改革プラン」に基づく職員定数及び給与の適正化により人件費の抑制に努めてきましたが、一方で、医療費助成、保育所経費、障害者自立支援給付費などの社会保障関連経費に係る扶助費や医療給付費、介護給付費に対する繰出金も年々増加しており、今後も高齢化の進行により、さらに増加することが考えられます。

財政計画では、投資的経費及び公債費を抑制しながらも補助費等や扶助費が緩やかに上昇していくことが推計されています。

職員定数及び給与の適正化により人件費が抑制される一方で、社会保障制度の充実に伴う扶助費などが増加している。

【歳出決算額の推移】



※ 表示単位未満を四捨五入で記載しているため、各項目の数値と合計値とが一致しない場合があります。

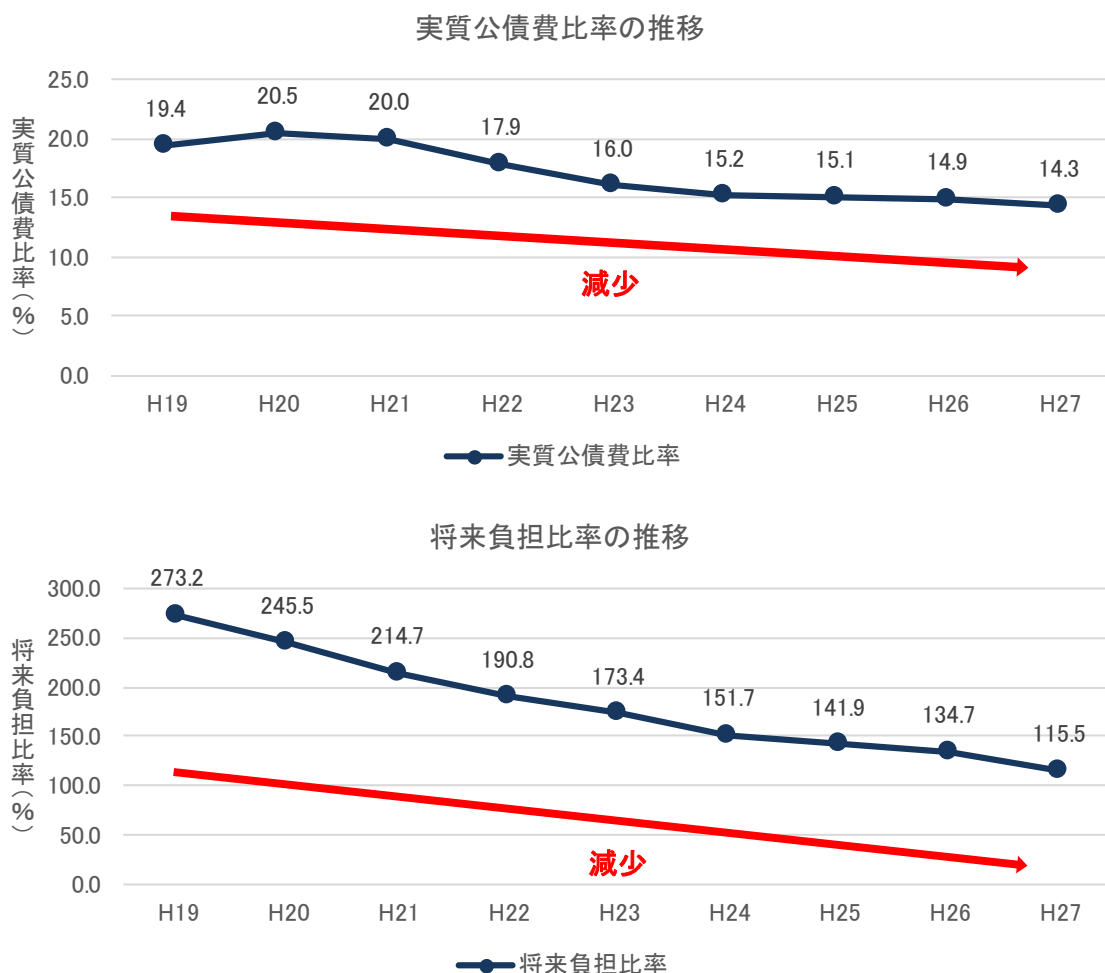
(3) 実質公債費比率・将来負担比率の推移

本市では、実質公債費比率（財政規模の額に対する、実質的な借入金の返済額の比率）については、平成 19 年度で 19.4%であったのが平成 27 年度で 14.3%と 5.1 ポイント減少しており、将来負担比率（財政規模の額に対する、将来負担しなければならない実質的な負債の比率）については、平成 19 年度で 273.2%であったのが平成 27 年度で 115.5%と 157.7 ポイント減少しています。

しかし、現在の公共施設をそのまま保有し整備していくことは、再び実質公債費比率、将来負担比率を上昇させ、将来の健全財政の維持に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

実質公債費比率、将来負担比率は着実に減少しているが、今後も同様に公共施設の整備を続けていけば、将来の大きな財政負担となる。

【実質公債費比率・将来負担比率の推移】



※実質公債費比率とは、地方公共団体における一般財政の規模に対する公債費割合であり、比率が 18%を超えると市債発行に対して県知事の許可が必要となり、25%を超えると市債発行が一部制限される。

※将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（市債）など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。

本市では、合併以降「輪島市集中改革プラン」及び「第 2 次輪島市集中改革プラン」に基づき、職員数削減や保育所民営化、国民宿舎の廃止、繰上償還など積極的な行財政改革に取り組み、市債残高の減少や健全化判断比率の改善など、財政の健全化を着実に推し進めできたところであります。

しかしながら、過疎化及び少子高齢化による生産年齢人口の減少により、自主財源の根幹をなす市税収入が年々減少していくことに加え、平成 28 年度から始まった合併算定替の段階的縮減により、普通交付税の減額が見込まれるなど将来の財源確保が喫緊の課題となっています。さらに、社会保障と税の一体改革に基づく社会保障制度の充実などに伴う扶助費や各特別会計への繰出金などの増加、公共施設の老朽化対策への対応など、多額の財政需要が見込まれることから、今後の財政運営は一層厳しさを増し、これら比率についても将来悪化していくことが考えられます。

歳出の見通しは、社会保障制度の充実に伴う扶助費などの増加に加え、公共施設等の老朽化対策への対応に多額の財政需要が見込まれる。

第3章 公共施設等の全体像

3-1 対象施設の整理

第3章では、第1章に示した公共施設・インフラ資産のうち、公共施設については、建物を含む公共施設を対象として、施設の現状と将来の更新費用の試算を行っています。

【公共施設一覧】

大分類	中分類	施設数	延床面積
市民文化系施設	集会施設	66	12,763.32 m ²
	文化施設	3	8,573.94 m ²
社会教育系施設	図書館	3	1,566.79 m ²
	博物館等	1	2,203.30 m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	27	18,305.91 m ²
	レクリエーション施設・観光施設	32	15,495.01 m ²
	保養施設	7	6,232.12 m ²
産業系施設	産業系施設	10	5,127.92 m ²
学校教育系施設	学校	20	60,257.00 m ²
	その他教育施設	1	801.04 m ²
子育て支援施設	幼児・児童施設	4	1,603.77 m ²
	保育園	7	3,529.72 m ²
保健・福祉施設	高齢福祉施設	10	4,991.92 m ²
	保健施設	2	3,451.34 m ²
行政系施設	庁舎等	6	9,876.30 m ²
	消防施設	26	5,383.45 m ²
	その他行政施設	9	4,229.09 m ²
公営住宅	公営住宅	19	31,978.83 m ²
公園	公園	17	743.52 m ²
医療施設	医療施設	6	598.83 m ²
供給処理施設	供給処理施設	5	7,356.47 m ²
その他	その他	57	33,674.81 m ²
病院施設	病院施設	8	15,635.92 m ²
公共施設（建物） 計		346	254,380.32 m ²

【インフラ資産一覧】

大分類	小分類	数量	
道路	一般道路	666.61 km	道路部面積： 3,369,365 m ²
	農道	530.79 km	道路部面積： 2,017,017 m ²
	林道	202.02 km	道路部面積： 809,637 m ²
	道路 計	1,399.42 km	道路部面積： 6,196,019 m ²
トンネル	トンネル	3 本	1,513 m
橋りょう	橋りょう	448 本	5,446 m 28,517 m ²
上水道	上水道・簡易水道施設（構造物）	建物数： 77	延床面積： 4,400.59 m ²
	上水道管		389,883 m
	簡易水道管		98,813 m
	管路 計		488,696 m
下水道	下水道施設（構造物）	建物数： 25	延床面積： 9,354.09 m ²
	公共下水道管		97,639 m
	特定環境保全公共下水道管		66,971 m
	農業集落排水管		20,676 m
	漁業集落排水管		7,915 m
	管路 計		193,201 m

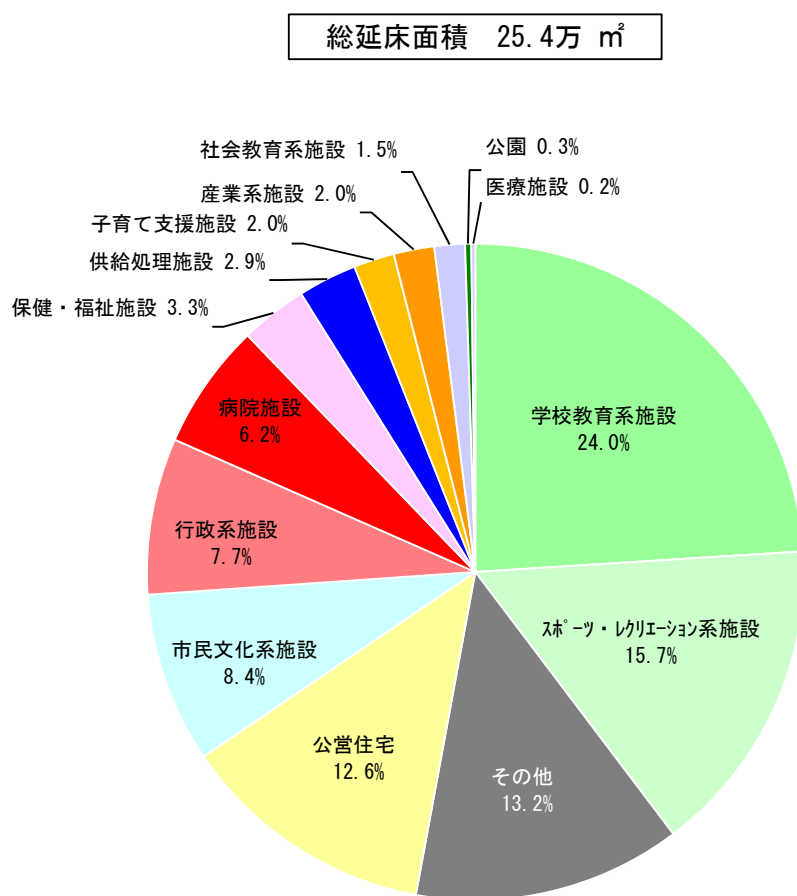
3-2 建築年度別の状況

(1) 公共施設（建物）の状況

本市が管理する公共施設の建物延床面積は、平成28年3月31日現在において、約25.4万㎡（一般会計、企業会計等）であり、その内訳は、学校教育系施設が全体の24.0%を占めており、次にスポーツ・レクリエーション系施設が15.7%を占めています。

また、旧小中学校など休止中の施設を含むその他施設は13.2%となっています。

【公共施設の延床面積の内訳】



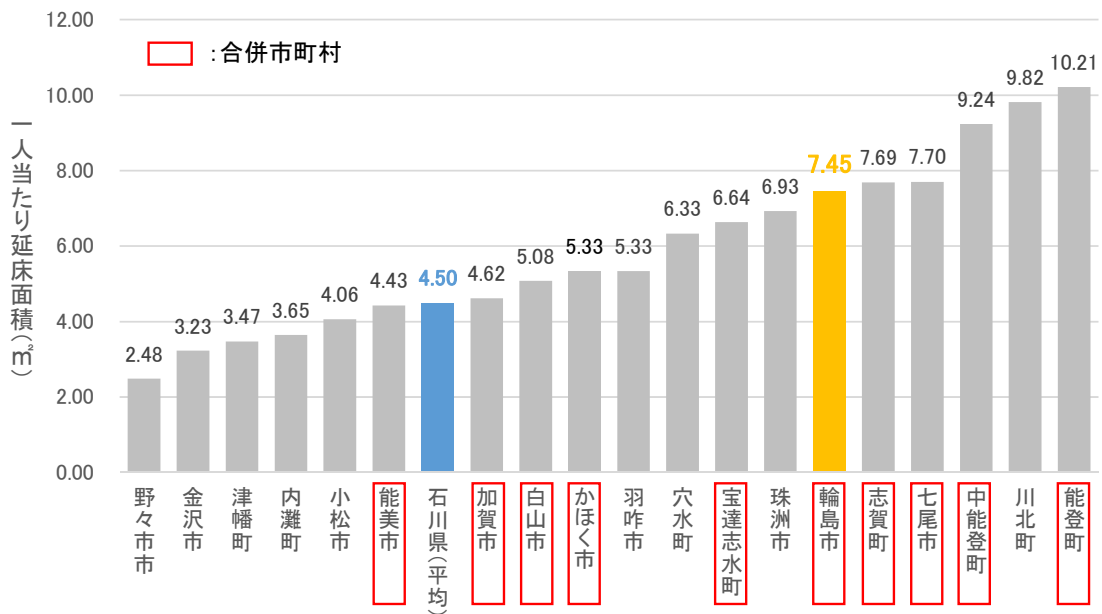
※公共施設（建物）には、企業会計等のうち病院施設や診療所を含み、インフラ資産に区分される上水道・下水道等処理施設の建築物を除いています。

参考資料：県内自治体における人口一人当たりの延床面積

平成 26 年度、県内自治体における人口一人当たりの延床面積を比較すれば、本市は石川県の平均である 4.50 m²を上回っているほか、隣接する合併市町村の能登町、志賀町より小さいものの、県内では七尾市、志賀町に次いで 6 番目に大きく 7.45 m²となっています。

また、本市と同様に、平成の大合併において市町村合併を行った市町の人口一人当たりの延床面積は全体的に大きくなっています。

人口一人当たり延床面積(平成26年度)



【人口一人当たり延床面積の算出】※財産に関する調査(H26 決算書)

行政財産の建物(延床面積) 222,677 m² / H26.1.1 の住基人口 29,882 人

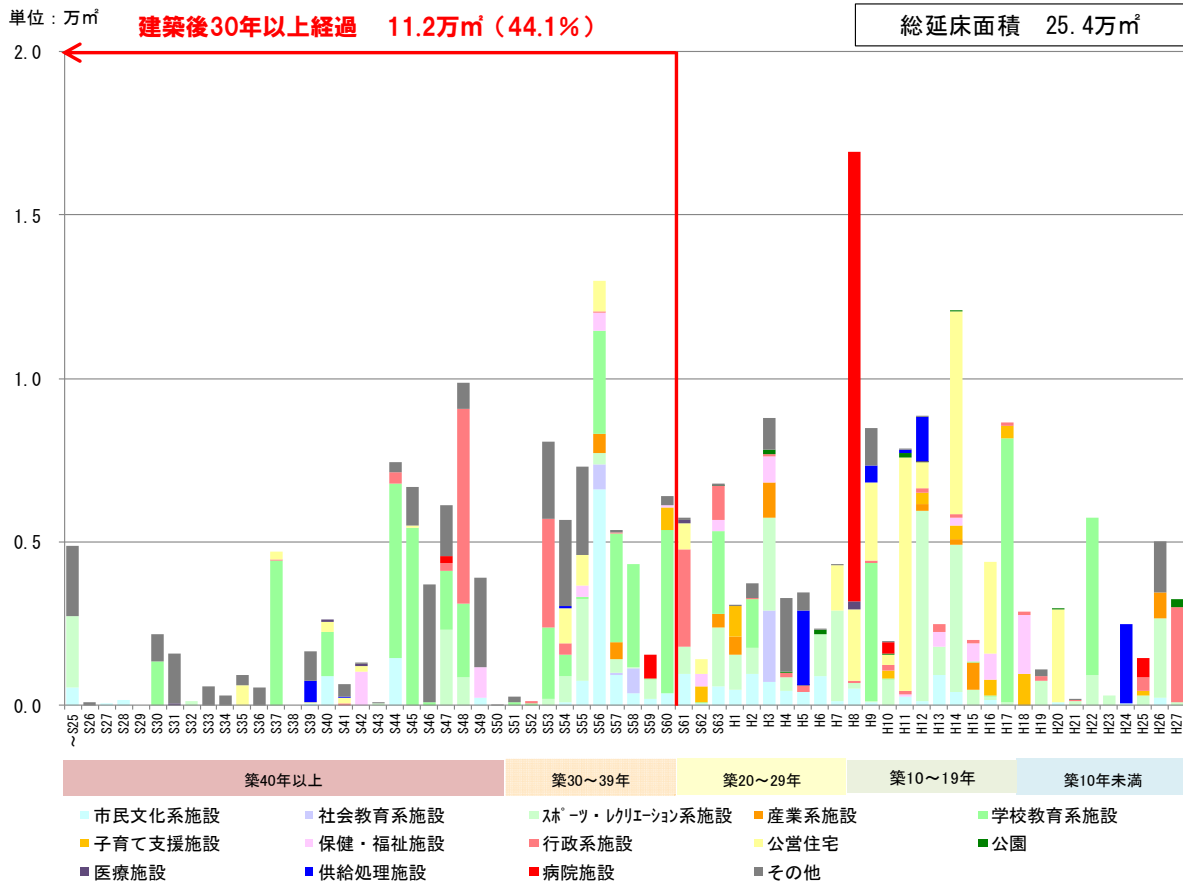
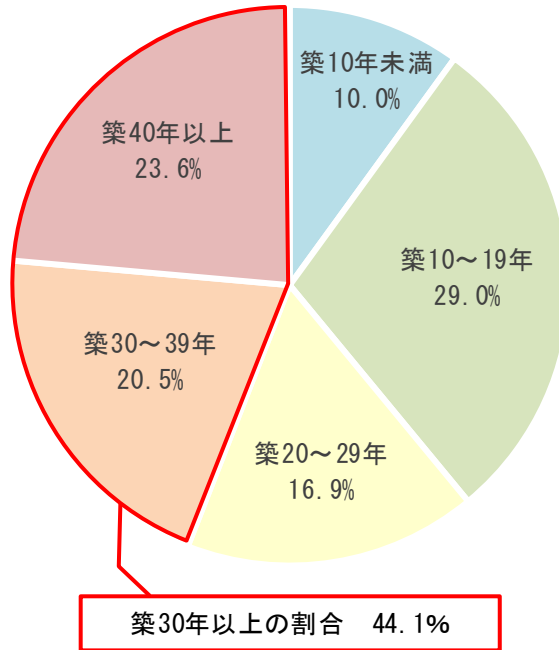
※普通財産、病院事業の建物延床面積は含まれていません。

出典：公共施設延床面積：「公共施設状況調経年比較表（平成 26 年度、総務省）」

人口：「平成 26 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数（市区町村別）（平成 26 年 1 月 1 日現在、総務省）」

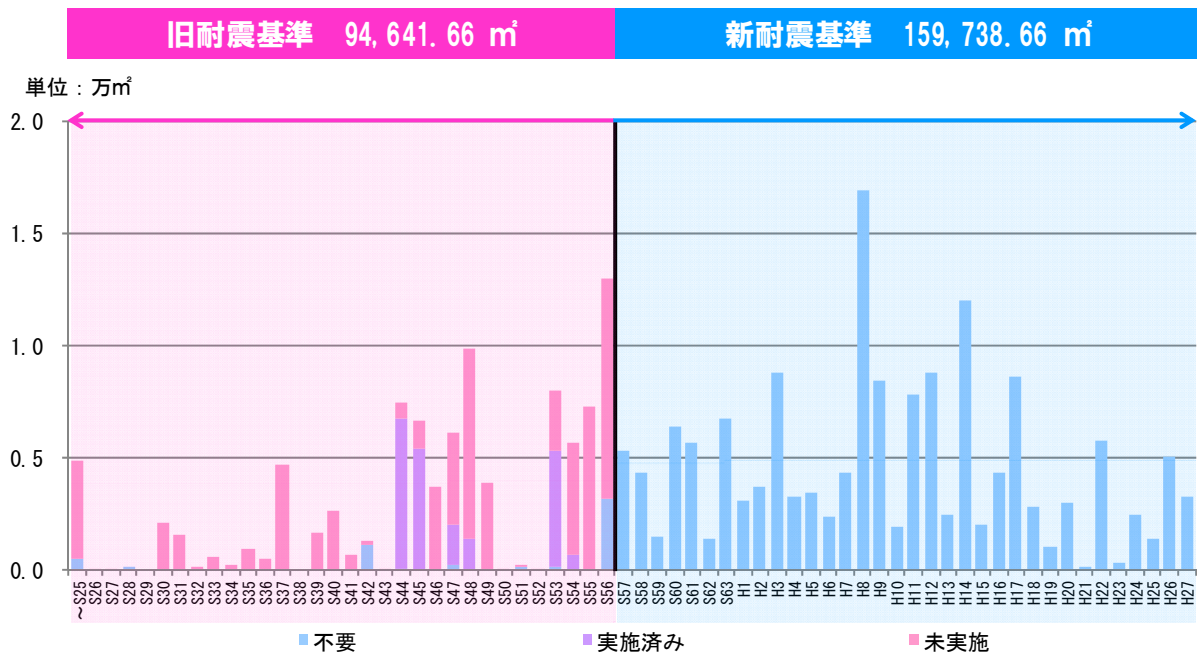
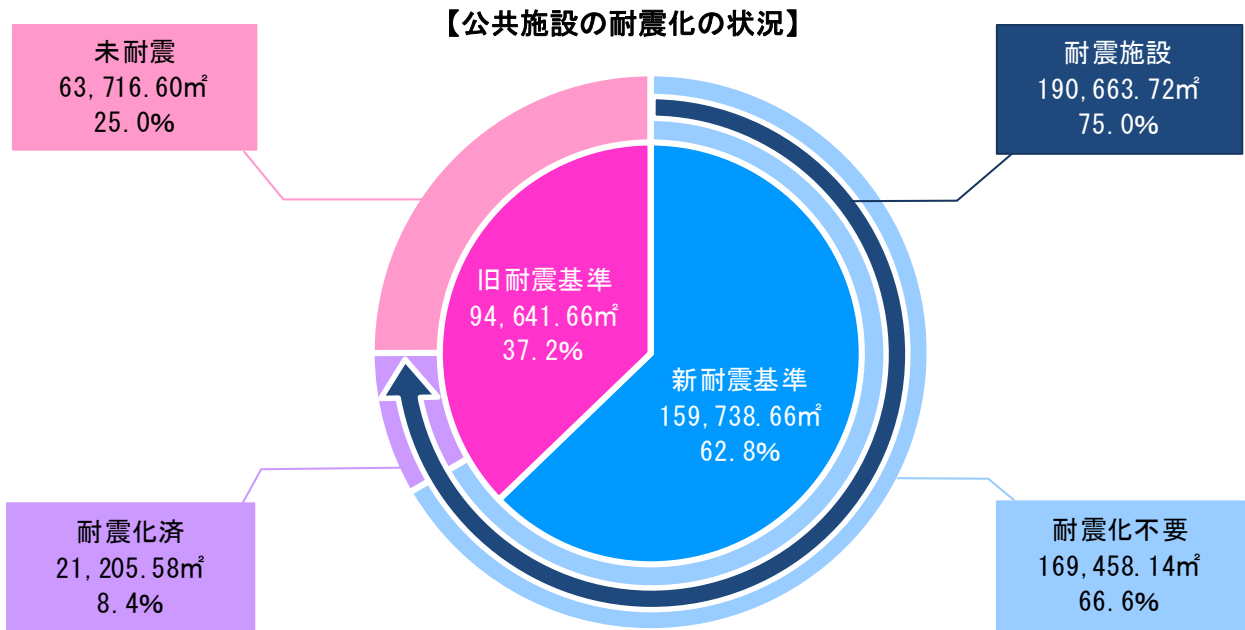
築年数割合で見ると、建築後40年以上経過した施設が23.6%、30年以上経過した施設では全体の4割を超え、今後、耐用年数を経過した公共施設（建物）が増加することが予想されます。

【公共施設の年度別整備延床面積の内訳】



また、昭和 56 年 6 月に現行の耐震基準が導入されましたが、全体延床面積に対し、昭和 56 年以前に建築された建物（旧耐震基準）は 37.2%、昭和 57 年以降（新耐震基準）は 62.8%となっています。

旧耐震基準の建物のうち耐震化済は 22.4%（全体の 8.4%）であり、耐震診断の結果、耐震補強の必要がある施設には本庁舎及び文化会館（事務所棟）も含まれており、老朽化対策とあわせて耐震化が急務となっています。



※ 旧耐震基準面積は建物の建築年度により区分したものであり、旧耐震基準・未耐震が耐震性の有無を表すものではありません。耐震性の有無については、詳細な耐震診断による判断が必要となります。

(2) インフラ資産の状況

1) 道路・トンネルの整備状況

道路は、地域の経済活動を支え防災など市民の安全かつ快適な生活に欠かせない施設として整備・管理を行っており、本市が管理する道路（農道・林道含む）総実延長は約1,399.42 kmで、道路部面積は約6,196,019 m²です。

延長の内訳は、市道が666.61 km、農道が530.79 km、林道が202.02 kmとなっています。舗装済の延長と割合は、市道が582.74 km（87.4%）、農道が191.99 km（36.2%）、林道が104.29 km（51.6%）であり、総計では879.02 km（62.8%）となっています。

なお、道路については開設、舗装、改良等が複数年で実施され、路線や区間で整備されるため年度別に整備実績を算出することが困難となっています。

また、本市が管理する市道部のトンネルは3本あり、総実延長は約1.51 kmです。そのうち、約9割がおさよトンネル（1,359m）となっています。

【道路】

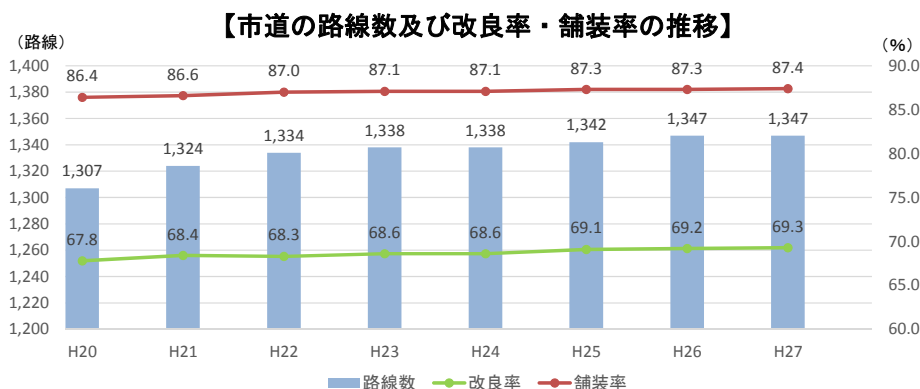
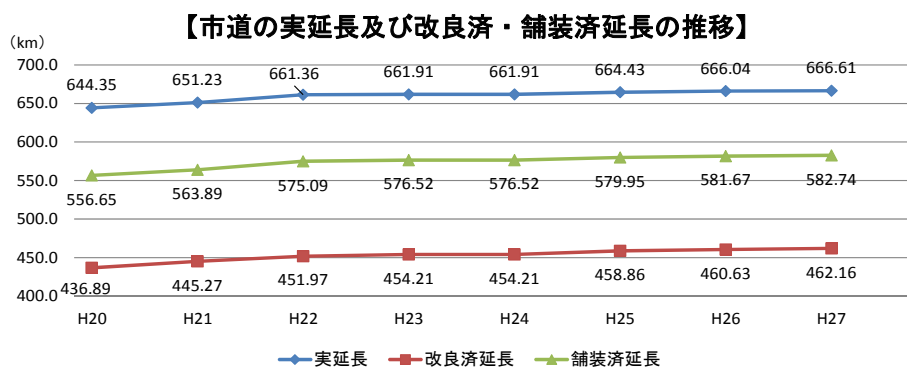
区分	実延長	舗装済延長	道路部面積※	舗装済面積※
道路（市道）	666.61 km	582.74 km	3,369,365 m ²	2,944,825 m ²
農道	530.79 km	191.99 km	2,017,017 m ²	729,573 m ²
林道	202.02 km	104.29 km	809,637 m ²	417,935 m ²
総計	1,399.42 km	879.02 km	6,196,019 m ²	4,092,333 m ²

※農道・林道の面積（道路部・舗装部）は、台帳に記載されている延長に平均幅員を乗じ算出した面積。

【トンネル】

区分	実延長	内 訳
トンネル（市道）	1,513m	木の葉トンネル(S8)28m、長谷の澗隧道(S63)126m、おさよトンネル(H28)1,359m

出典：道路現況調査、農道台帳及び林道台帳より

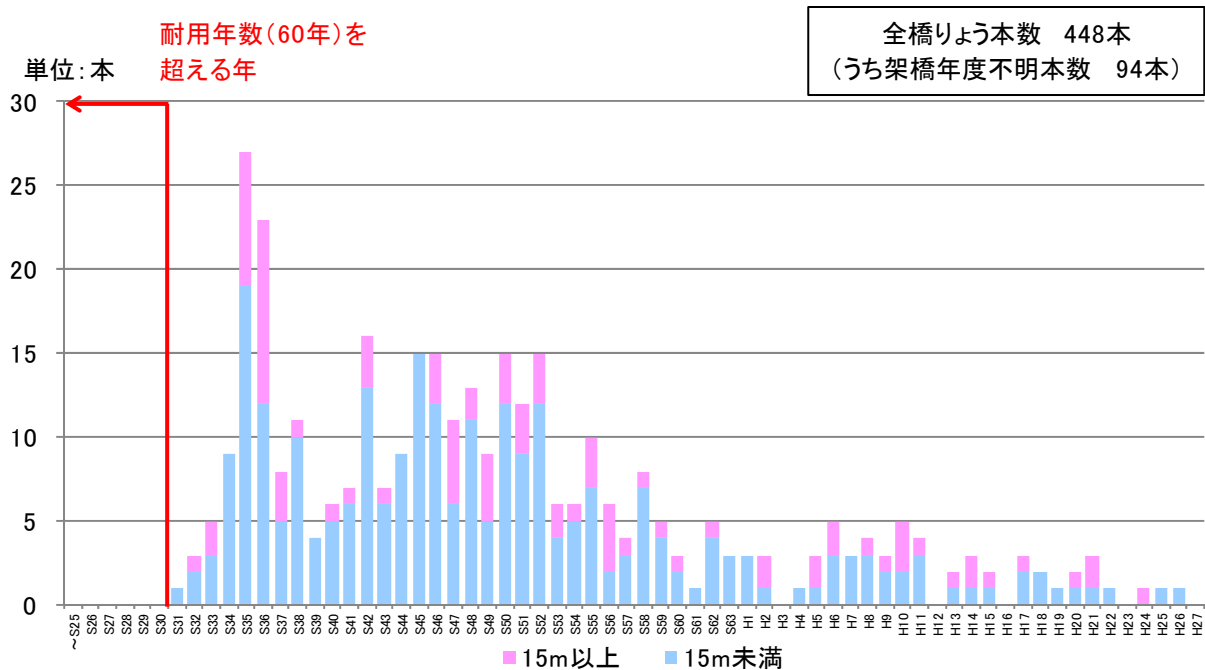


2) 橋りょうの整備状況

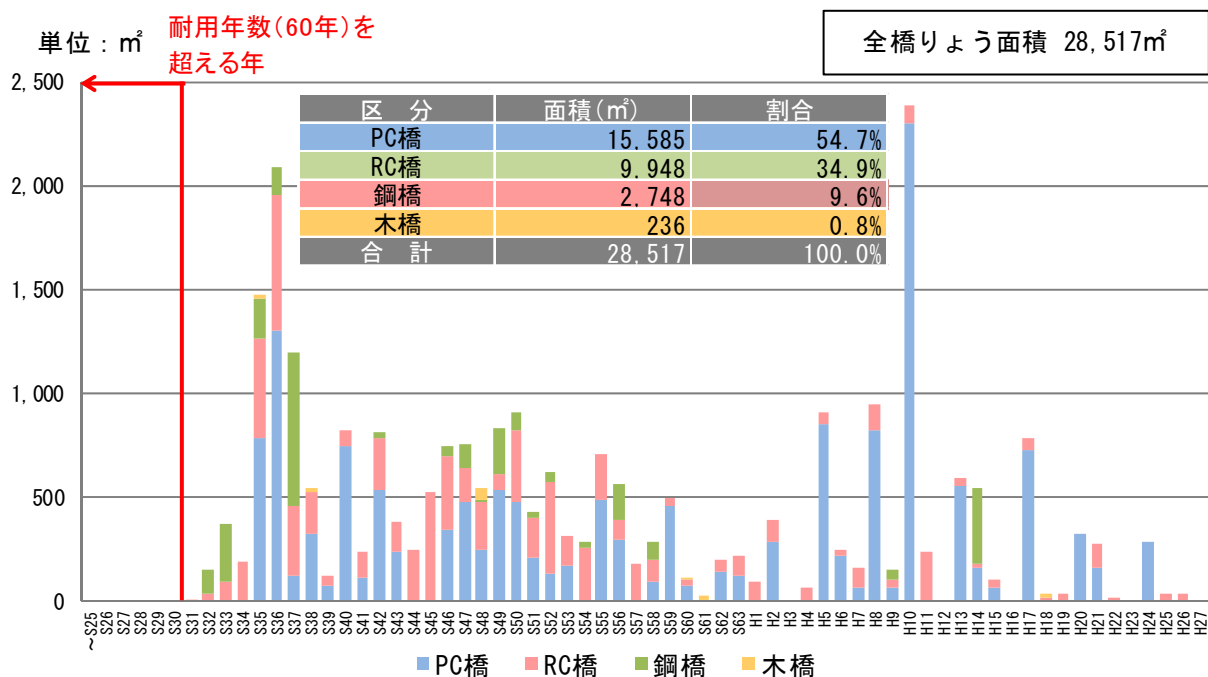
本市が管理する市道部に架かる橋りょうは、448本、面積が約2.9万㎡であり、そのうち、約8割の351本が15mに満たない比較的短い橋りょうとなっています。

橋りょうの種別では、面積比率でPC（プレストレスト・コンクリート）橋が54.7%、RC（鉄筋コンクリート）橋が34.9%、鋼橋が9.6%、木橋が0.8%となっています。

【橋りょう年度別整備数】



【橋りょう構造別年度別整備面積】



3) 上水道・簡易水道の整備状況

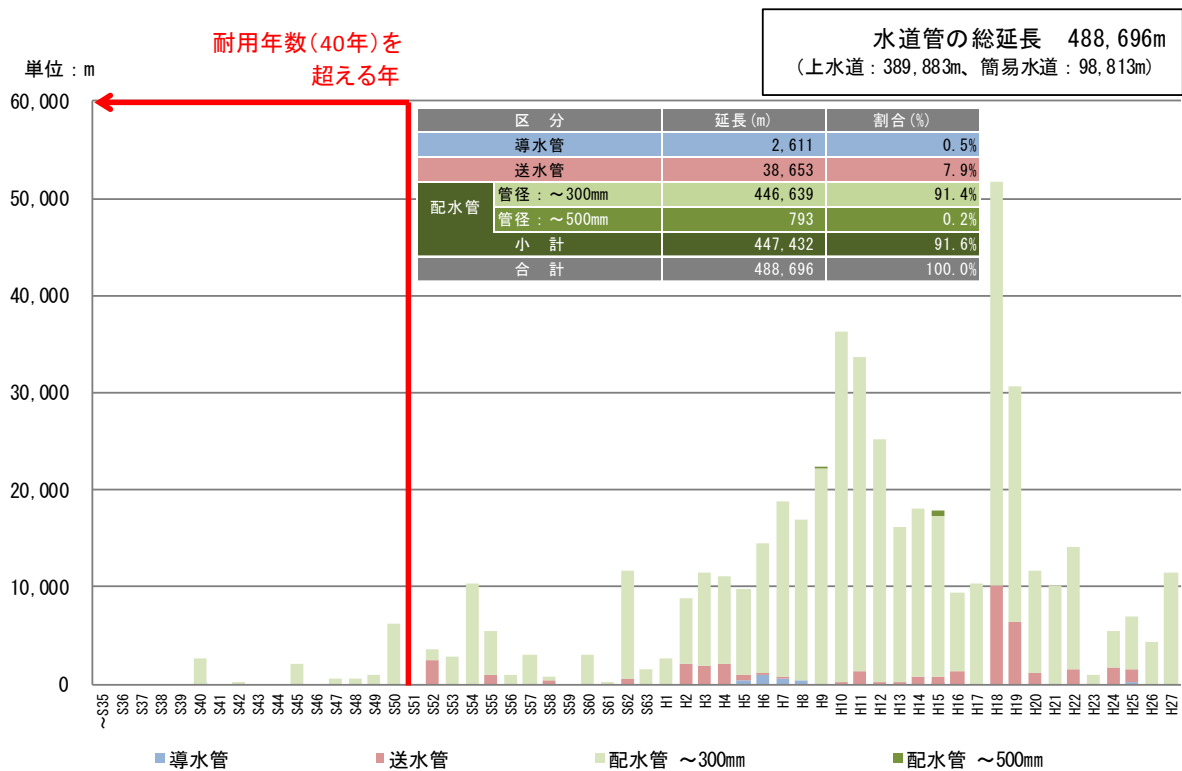
本市が管理する水道管は、総延長約 488.7 kmであり、上水道が約 389.9 km、簡易水道が約 98.8 kmとなっています。

用途別では、導水管が 2.6 km、送水管が 38.7 km、配水管が 447.4 kmとなっており、配水管の口径別では 99.8%が 300 mm以下でそのうち 100 mm以下が 360.4 km（80.5%）となっています。

行政区域内における水道の普及率は、未普及地域の解消に努めた結果 89.0%（H27 年度末）となり、耐震管は平成 13 年より整備され整備率は 6.8%となっています。

整備年度別では、耐用年数（40 年）を超えるものが、全体の約 2.8%（13.5 km）存在しており、整備後 30 年を超えるもの（経過年数 31～40 年のもの）も、全体の 6.1%（30.0 km）となっています。

【水道管径別年度別整備延長】



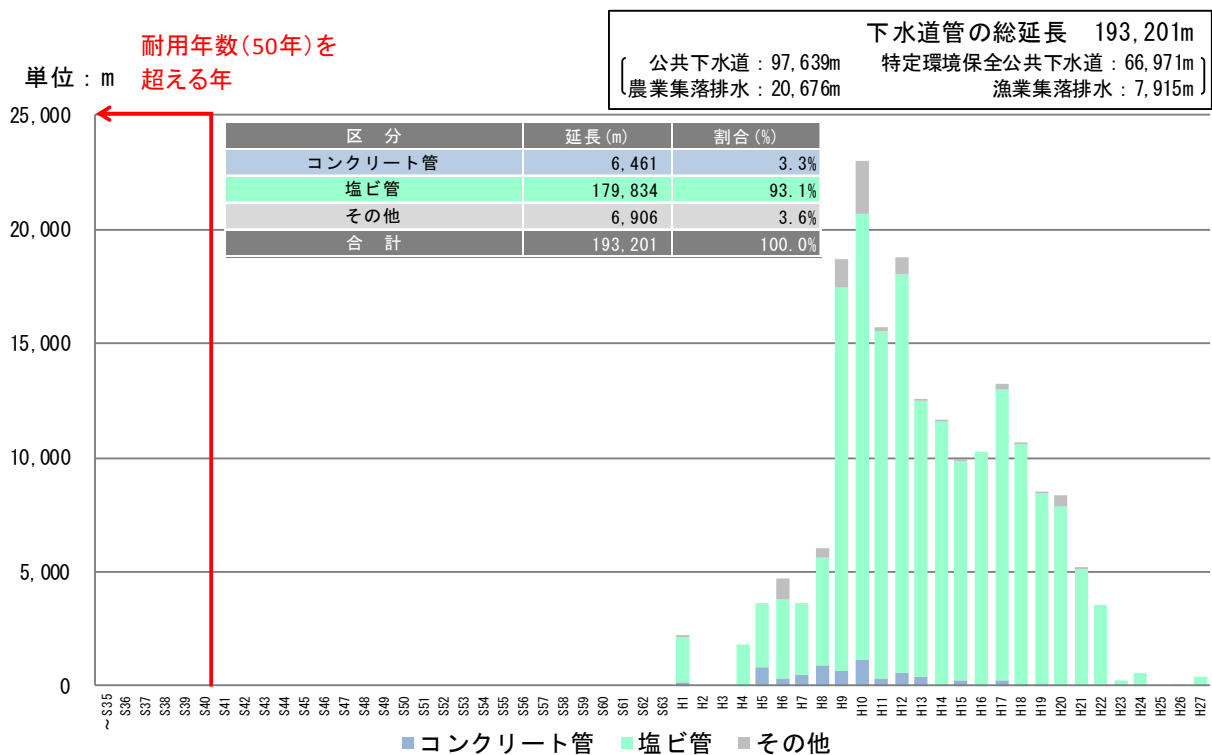
4) 下水道の整備状況

本市が管理する下水道管は、総延長約 193.2 kmであり、公共下水道（旧輪島地区）が約 97.6 km、特定環境保全公共下水道（旧門前地区）が約 67.0 km、農業集落排水が約 20.7 km、漁業集落排水が約 7.9 kmとなっています。

管種別では、延長比率で塩ビ管が最も多く 93.1%、コンクリート管が 3.3%、その他 3.6%となっています。

整備年度別に見ると、本市の排水処理事業は平成元年以降、比較的近年に整備されたものが多いため、整備後 40 年を超えるものはなく、耐用年数（50 年）を経過したものはありません。

【下水道管年度別整備延長】



3-3 将来の更新費用の推計

(1) 前提条件及び推計方法

公共施設等の更新費用が、本市の財政運営に及ぼす影響を把握するとともに、今後の財源確保や経費縮減につなげるため、総務省が示す基準に基づき一般財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、下表の前提条件・推計方法に基づき、今後40年間の公共施設等における将来の更新費用を推計しました。

なお、単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や総務省が設定した数値を用いています。

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項目	前提条件および推計方法															
公共施設 (建物)	<p>建替え・大規模改修について、更新年数経過後に現在と同規模・同構造で更新するものと仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。</p> <p>また、建築物の更新年数は、施設整備後、大規模改修を30年（修繕期間2年）、建替えを60年（建替え期間3年）としています。</p> <p>（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>大規模改修時 単価</th> <th>建替え時 単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設、病院施設</td> <td>25万円/㎡</td> <td>40万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系、供給処理施設、その他</td> <td>20万円/㎡</td> <td>36万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>学校教育系、子育て支援施設</td> <td>17万円/㎡</td> <td>33万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>17万円/㎡</td> <td>28万円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	大規模改修時 単価	建替え時 単価	市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設、病院施設	25万円/㎡	40万円/㎡	スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系、供給処理施設、その他	20万円/㎡	36万円/㎡	学校教育系、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡	公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
種別	大規模改修時 単価	建替え時 単価														
市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設、病院施設	25万円/㎡	40万円/㎡														
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系、供給処理施設、その他	20万円/㎡	36万円/㎡														
学校教育系、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡														
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡														
道路 (農道・林道含む)	<p>年度別の整備実績を示すことが難しいことから、道路の総面積の舗装耐用年数を15年として、年平均舗装更新量を算出し、これに以下の舗装単価を乗じることにより更新費用を推計しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般道路</td> <td>4,700円/㎡</td> </tr> <tr> <td>自転車歩行者道</td> <td>2,700円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	更新単価	一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道	2,700円/㎡									
種別	更新単価															
一般道路	4,700円/㎡															
自転車歩行者道	2,700円/㎡															

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項 目	前提条件および推計方法																																																									
橋りょう	<p>更新年数を整備後 60 年とし、構造別年度別面積に対して更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。また、架橋年度不明分については種別ごとに 60 年で割り、年平均更新量を算出し、これに以下の構造別更新単価を乗じ、各年度に加算しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構造</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PC 橋・RC 橋・木橋</td> <td align="right">42.5 万円/m²</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td align="right">50 万円/m²</td> </tr> </tbody> </table>	構造	更新単価	PC 橋・RC 橋・木橋	42.5 万円/m ²	鋼橋	50 万円/m ²																																																			
構造	更新単価																																																									
PC 橋・RC 橋・木橋	42.5 万円/m ²																																																									
鋼橋	50 万円/m ²																																																									
上水道 ・簡易水道	<p>更新年数を整備後 40 年とし、年度別延長に対して以下の管径別更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">管径</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">導水管・送水管</td> <td align="center">～300 mm未満</td> <td align="right">10 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">300～500 mm未満</td> <td align="right">11.4 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">500～1,000 mm未満</td> <td align="right">16.1 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">1,000～1,500 mm未満</td> <td align="right">34.5 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">1,500～2,000 mm未満</td> <td align="right">74.2 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">2,000 mm以上</td> <td align="right">92.3 万円/m</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">配水管</td> <td align="center">～150 mm以下</td> <td align="right">9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～200 mm以下</td> <td align="right">10 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～250 mm以下</td> <td align="right">10.3 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～300 mm以下</td> <td align="right">10.6 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～350 mm以下</td> <td align="right">11.1 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～400 mm以下</td> <td align="right">11.6 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～450 mm以下</td> <td align="right">12.1 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～550 mm以下</td> <td align="right">12.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～600 mm以下</td> <td align="right">14.2 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～700 mm以下</td> <td align="right">15.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～800 mm以下</td> <td align="right">17.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～900 mm以下</td> <td align="right">19.9 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,000 mm以下</td> <td align="right">22.4 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,100 mm以下</td> <td align="right">25 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,200 mm以下</td> <td align="right">27.9 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,350 mm以下</td> <td align="right">62.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,500 mm以下</td> <td align="right">67.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～1,650 mm以下</td> <td align="right">73.8 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">～2,000 mm以下</td> <td align="right">81 万円/m</td> </tr> <tr> <td align="center">2,000 mm超</td> <td align="right">92.3 万円/m</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管径	更新単価	導水管・送水管	～300 mm未満	10 万円/m	300～500 mm未満	11.4 万円/m	500～1,000 mm未満	16.1 万円/m	1,000～1,500 mm未満	34.5 万円/m	1,500～2,000 mm未満	74.2 万円/m	2,000 mm以上	92.3 万円/m	配水管	～150 mm以下	9.7 万円/m	～200 mm以下	10 万円/m	～250 mm以下	10.3 万円/m	～300 mm以下	10.6 万円/m	～350 mm以下	11.1 万円/m	～400 mm以下	11.6 万円/m	～450 mm以下	12.1 万円/m	～550 mm以下	12.8 万円/m	～600 mm以下	14.2 万円/m	～700 mm以下	15.8 万円/m	～800 mm以下	17.8 万円/m	～900 mm以下	19.9 万円/m	～1,000 mm以下	22.4 万円/m	～1,100 mm以下	25 万円/m	～1,200 mm以下	27.9 万円/m	～1,350 mm以下	62.8 万円/m	～1,500 mm以下	67.8 万円/m	～1,650 mm以下	73.8 万円/m	～2,000 mm以下	81 万円/m	2,000 mm超	92.3 万円/m
種類	管径	更新単価																																																								
導水管・送水管	～300 mm未満	10 万円/m																																																								
	300～500 mm未満	11.4 万円/m																																																								
	500～1,000 mm未満	16.1 万円/m																																																								
	1,000～1,500 mm未満	34.5 万円/m																																																								
	1,500～2,000 mm未満	74.2 万円/m																																																								
	2,000 mm以上	92.3 万円/m																																																								
配水管	～150 mm以下	9.7 万円/m																																																								
	～200 mm以下	10 万円/m																																																								
	～250 mm以下	10.3 万円/m																																																								
	～300 mm以下	10.6 万円/m																																																								
	～350 mm以下	11.1 万円/m																																																								
	～400 mm以下	11.6 万円/m																																																								
	～450 mm以下	12.1 万円/m																																																								
	～550 mm以下	12.8 万円/m																																																								
	～600 mm以下	14.2 万円/m																																																								
	～700 mm以下	15.8 万円/m																																																								
	～800 mm以下	17.8 万円/m																																																								
	～900 mm以下	19.9 万円/m																																																								
	～1,000 mm以下	22.4 万円/m																																																								
	～1,100 mm以下	25 万円/m																																																								
	～1,200 mm以下	27.9 万円/m																																																								
	～1,350 mm以下	62.8 万円/m																																																								
	～1,500 mm以下	67.8 万円/m																																																								
	～1,650 mm以下	73.8 万円/m																																																								
～2,000 mm以下	81 万円/m																																																									
2,000 mm超	92.3 万円/m																																																									

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項 目	前提条件および推計方法	
下水道	<p>更新年数を整備後 50 年とし、年度別延長に対して以下の管種別更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p>	
	管種	更新単価
	コンクリート管	12.4 万円/m
	陶 管	12.4 万円/m
	塩ビ管	12.4 万円/m
	更生管	13.4 万円/m
	その他	12.4 万円/m

(2) 公共施設（建物）の更新費用

公共施設の更新費用は、大規模改修費用を含め 2027 年度（平成 39 年度）にピークを迎えることが予想されます。

今後 40 年間の更新費用の総額は、約 902.8 億円であり、年平均 22.6 億円です。

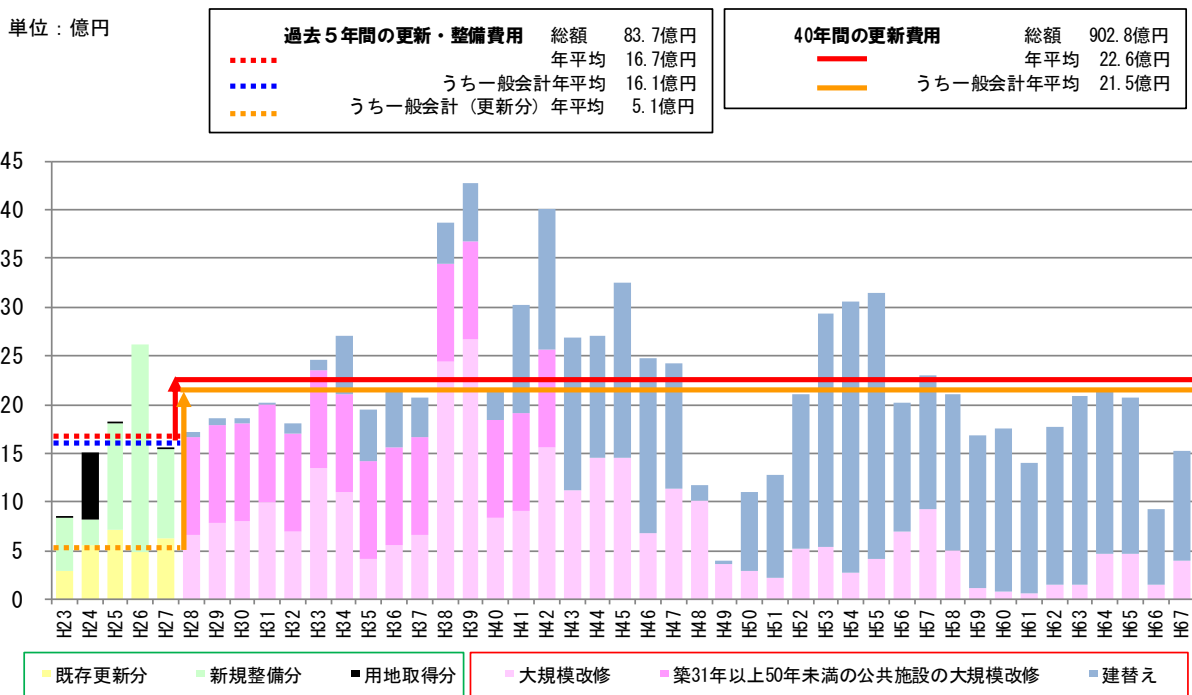
一方、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の更新・整備費用は年平均 16.7 億円であったことから、これまでより約 5.9 億円の財政負担の増加が見込まれます。

このうち一般会計分の更新費用は 40 年間で年平均 21.5 億円であり、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の新規整備分を除く既存更新費用 5.1 億円と比較した場合は 16.4 億円と大幅に増加し、これまでの 4.2 倍の更新費用が必要となることが見込まれます。

今後、将来の人口減少による税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う扶助費等の増加を考慮すると、大幅な財源不足が予測されます。

【公共施設の更新費用の推計】

単位：億円



(3) インフラ資産の更新費用

道路（農道・林道含む）・トンネル、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ資産の更新費用について、次のとおり試算を行っていますが、これらは日常生活を営む上で最低限必要な施設であることから、長期的な維持管理を実現していくことが重要となります。

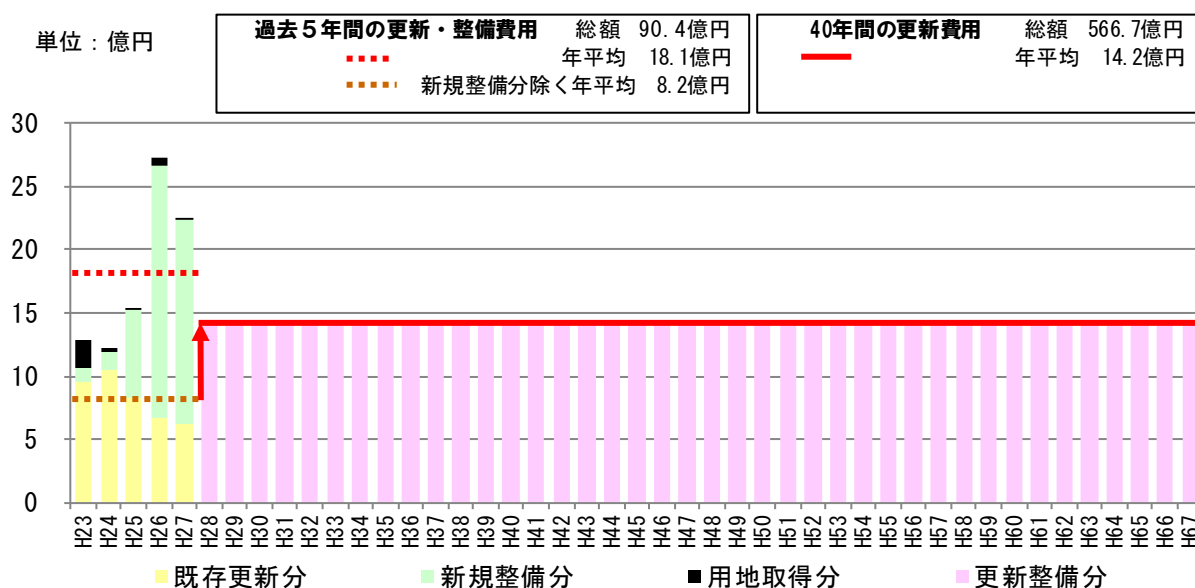
1) 道路・トンネルの更新費用

道路（農道・林道含む）・トンネルの更新費用は、今後40年間で約566.7億円であり、年平均約14.2億円です。

一方、平成23年度から27年度までの5年間の更新・整備費用は、年平均18.1億円であったことから、これまでより約3.9億円財政負担が減少すると予想されます。

この負担減少の推計は、おさよトンネルを含む市道まがき線の整備費用約35億円が大きく影響しているためであり、新規整備分を除く既存更新費用の年平均8.2億円と比較した場合は6.0億円（1.7倍）の負担増となる見込みです。

【道路（農道・林道含む）・トンネルの更新費用の推計】

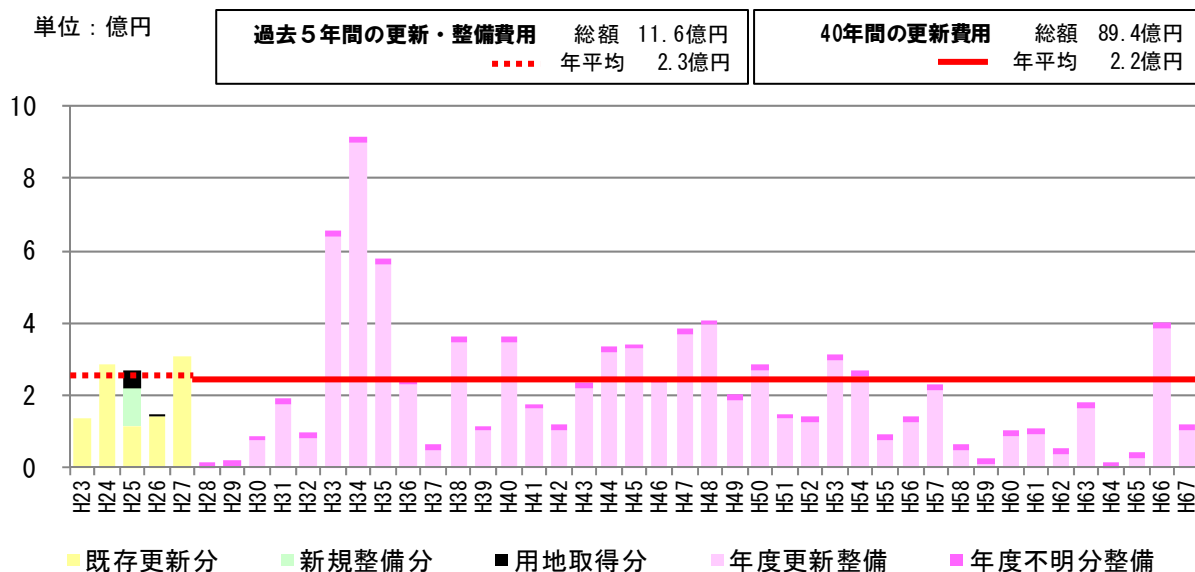


2) 橋りょうの更新費用

橋りょうの更新費用は、今後40年間で約89.4億円であり、年平均約2.2億円と予測されます。

一方、平成23年度から27年度までの5年間の整備・更新費用は、年平均2.3億円であったことから、現状、十分な更新費用を確保できない中、今後も同程度の更新費用が継続して必要と見込まれます。

【橋りょうの更新費用の推計】



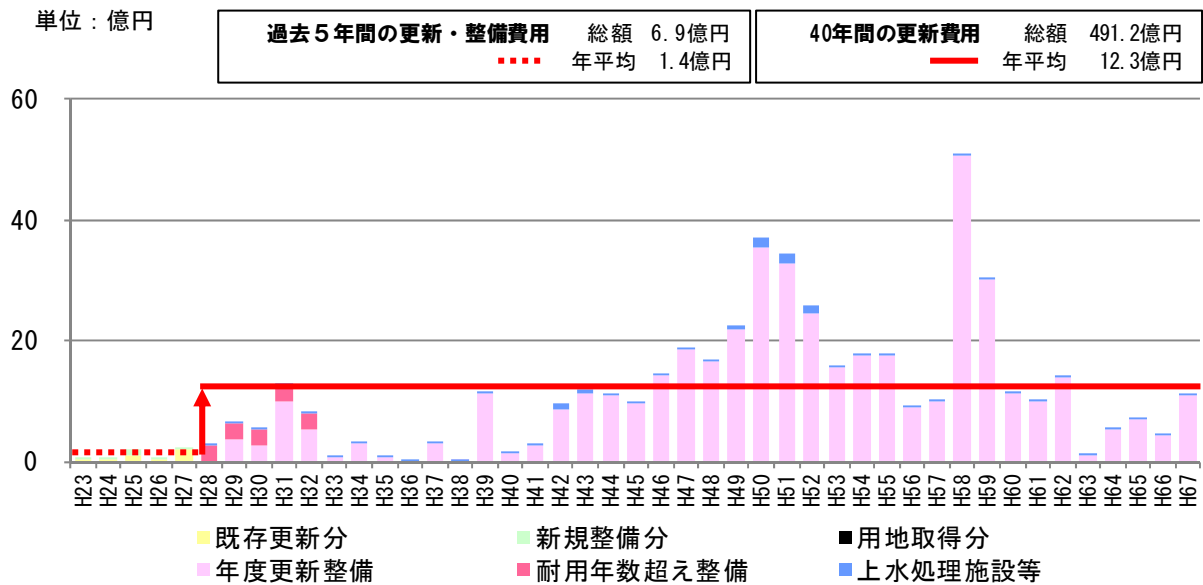
3) 上水道・簡易水道の更新費用

上水道・簡易水道の建物及び管路の更新費用は、今後 40 年間で約 491.2 億円であり、年平均 12.3 億円です。

一方、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の整備・更新費用は、年平均 1.4 億円であったことから、本計画における試算では 1 年当たり 10.9 億円の財政負担の増加が予想されます。

今後は経営戦略に基づいた計画的な事業の実施が必要となります。

【上水道・簡易水道の更新費用の推計】



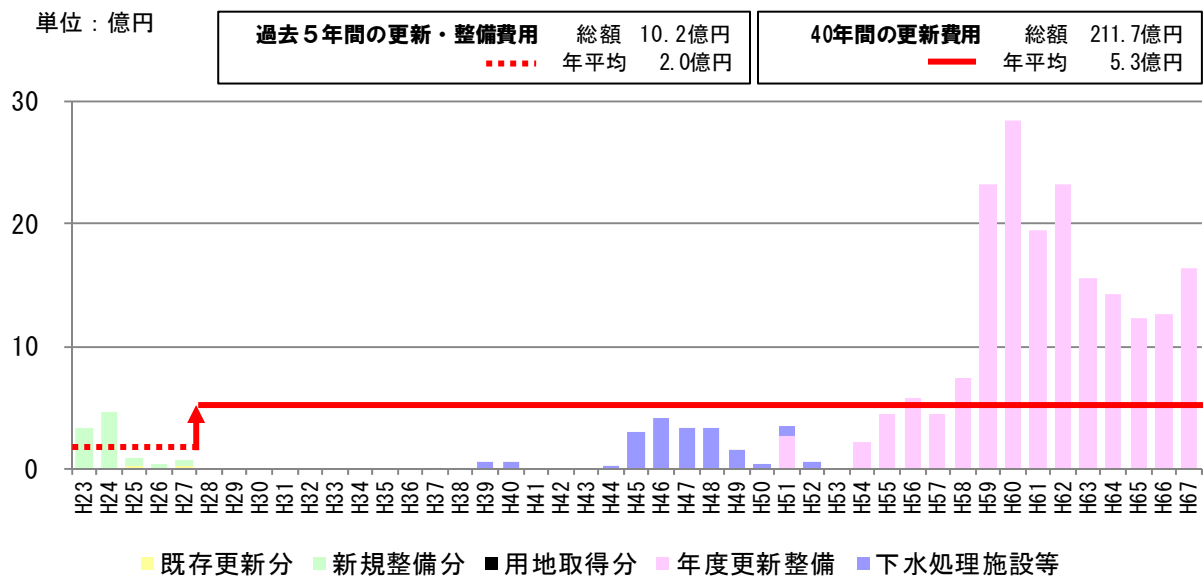
4) 下水道の更新費用

下水道の更新費用は、今後 40 年間で約 211.7 億円であり、年平均 5.3 億円です。

一方、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の整備・更新費用は、年平均 2.0 億円であったことから、これまでより 1 年当たり 3.3 億円の財政負担の増加が予想されます。

本市の下水道施設は比較的整備が遅く、本計画における試算では 2047 年度（平成 59 年度）以降、急激に更新費用の上昇が見込まれており、経営戦略ではより計画的な施設整備が必要となります。

【下水道の更新費用の推計】



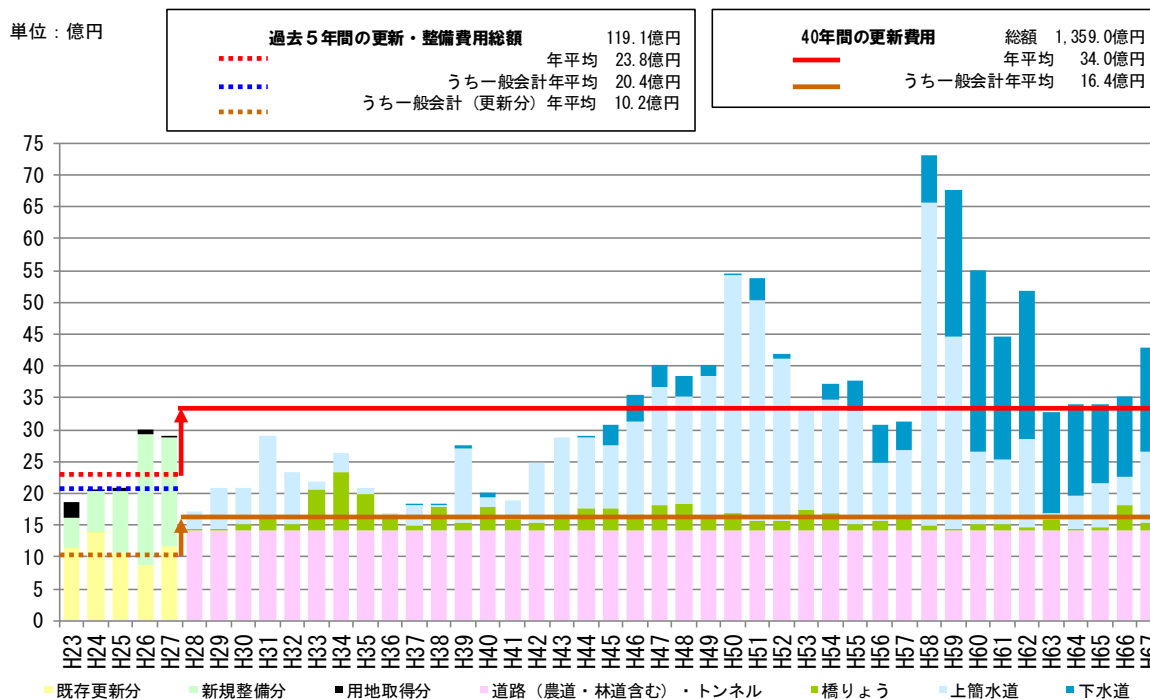
5) インフラ資産の更新費用

1)～4)を合計した今後40年間のインフラ資産の更新費用の総額は約1,359.0億円であり、年平均34.0億円です。

一方、平成23年度から27年度までの5年間のインフラ資産の整備・更新費用は、年平均23.8億円であったことから、これまでより10.2億円(1.4倍)の財政負担の増加が予想されます。

また、今後40年間のインフラ資産の更新費用のうち一般会計が占める費用は、年平均16.4億円であり、平成23年度から27年度までの5年間のインフラ資産の整備・更新費用のうち一般会計の既存更新分は10.2億円であったことから、一般会計ベースでは、6.2億円増加し、これまでの1.6倍の更新費用が必要となります。

【インフラ資産の更新費用の推計】



(4) 公共施設等の更新費用

公共施設とインフラ資産の将来の更新費用の合計は、約 2,261.8 億円と推計され、年平均で 56.6 億円が必要となる見込です。

一方、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間の年平均整備・更新費用が 40.5 億円であることから、今後は、年間あたりの負担額が 16.1 億円増加し、これまでの 1.4 倍の更新費用が必要になると試算されます。

これを一般会計の既存更新分のみで比較すると、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の年平均更新費用が 15.3 億円であるのに対して、今後 40 年間では年平均 37.9 億円と、22.6 億円増加すると試算され、これまでの 2.5 倍の更新費用が必要になると推計されます。

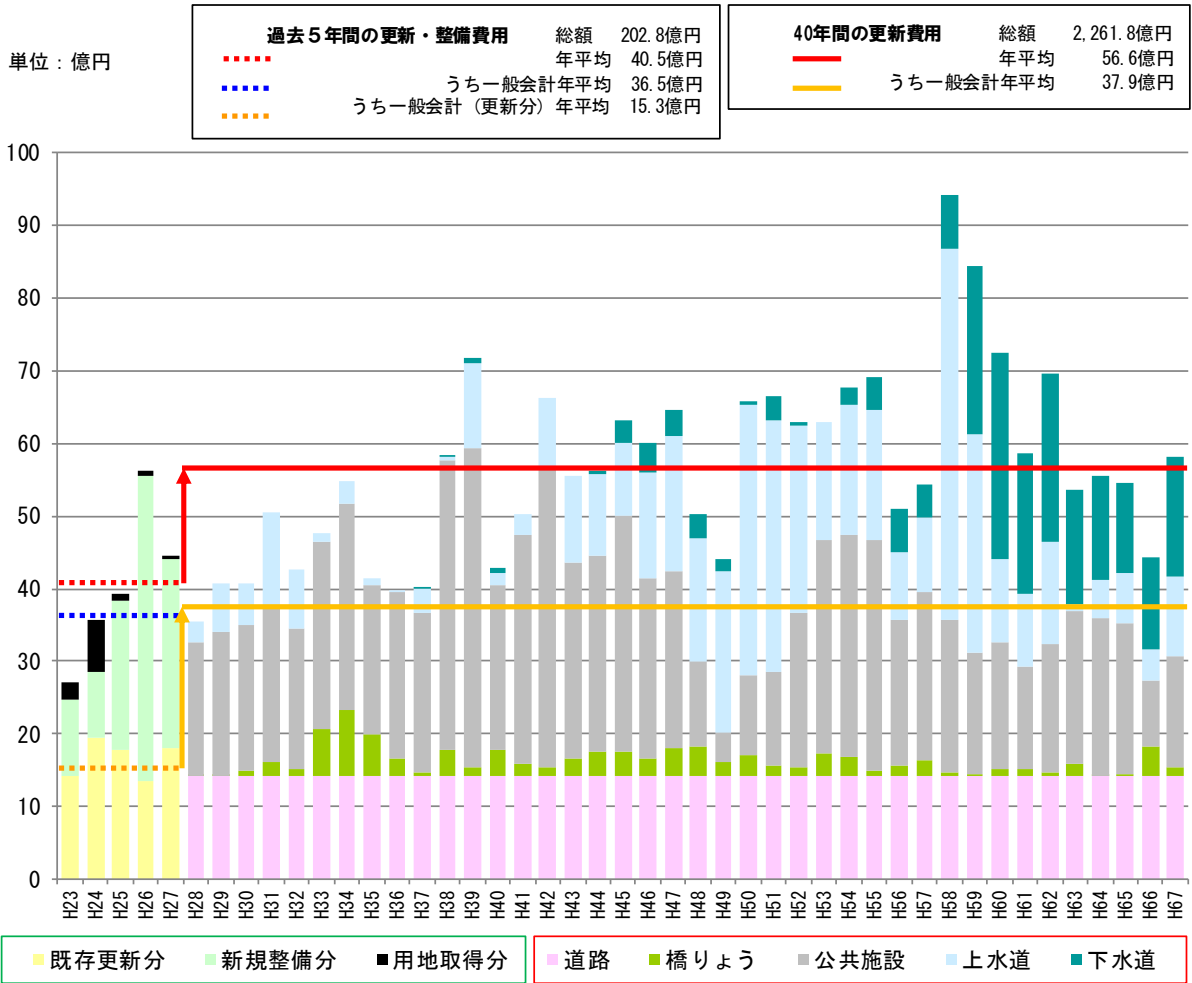
道路・トンネル、橋りょう及び上下水道施設などのインフラ資産は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設であると同時に、常に安全で安心して利用できる状態を維持しなければなりません。

本市においては、「橋梁長寿命化修繕計画」等を策定するなど、適正管理に努めていますが、万一、老朽化による修繕、更新が行われなくなることがあれば、市民の生命に直結する重大事故を招くことにつながります。

道路・トンネル、橋りょうは、公共施設のように廃止、統合、集約というわけにはいかず、現在有している総量を減らすことは困難ですが、予防保全による長寿命化をはじめ、道路の重要性、交通量等の状況に応じた耐用年数、整備水準の見直し、破損箇所、劣化状況に応じた事後保全、観察保全等を組み合わせることで、効果的、効率的な維持管理を行い、更新費用の抑制を図っていく必要があります。

いずれにしても、今まで以上に公共施設等の更新に多額の費用が必要となることが見込まれることから、人口減少など社会情勢の変化に対応しながら市民ニーズを捉え、公共施設（いわゆるハコモノ）の適正管理を進めなければ、健全で持続可能な行財政運営を行うことは困難となります。

【公共施設等（全インフラ資産を含む）の更新費用の推計】



3-4 公共施設等維持管理上の課題

本市の公共施設等を適正に管理するために、次の課題を整理します。

【課題1】

人口減少社会、財政状況の変化に応じた公共施設等の適正管理

【課題2】

合併後の規模に応じた公共施設等の総保有総量の圧縮

【課題3】

公共施設（建物）・インフラ資産の安全性や快適性の確保



これらを受けて、本市の人口規模や市民ニーズ、財政状況などを勘案し、公共施設等の適正管理に努め、計画的に諸課題を総合的に解決していく必要があります。

公共施設（建物）・インフラ資産は、整備後何十年にもわたり世代間で共有することから、老朽度や運営状況等を把握するとともに、施設の維持管理、更新コストを中長期的に捉え、ある一定の時期に偏って施設の更新費用が発生することがないように、管理費用の平準化を図りながら公共施設等の総量を抑制し、真に必要な公共施設等については長寿命化を図り安全性を確保することが必要となります。

また一方で、市民サービスの提供において公共施設（建物）ありきの考え方ではなく、本当に公共施設が不可欠であるか、また施設に依存しないソフト事業の運用ができないかなどの視点を取り入れ、「施設重視」から「ソフト事業の充実」に施策の方向転換を図る必要があります。

その上で、単なる公共施設の面積削減とせず、同種目的施設の集約・統合や他目的施設も含めた複合化により市民サービスの向上を図るとともに、公共交通機関を活用したアクセスの充実や情報通信技術の活用を含めた利便性の向上に努めることが必要となります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性

4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等については、人口減少、少子高齢化に伴う市民ニーズの変化や、厳しさを増す財政状況に対応するため、真に必要とされる公共施設等のあり方を模索し、将来を担う次世代に過度の負担を強いることがないように本市の規模に見合った公共施設（建物）・インフラ資産を引き継いでいくことが必要です。

そこで、健全で持続可能な行財政基盤を堅持しながら、公共施設等を適切に管理していくため、公共施設等の更新費用の平準化・コスト縮減や、公共施設等の総量を抑制していくことを基本とし、真に必要とされる公共施設等については適正な配置のもと、長寿命化などを図ることとし、次の考え方に基づいて公共施設等の管理を行います。

（1）計画的な維持管理・修繕及び耐震化の推進

公共施設等を中長期にわたって適正に管理するために、計画的な維持管理と修繕を実施する「予防保全型」の管理を行い、施設の状態を良好に保つことで、大規模改修や建替えの更新期間を延長し、財政負担の軽減を図ります。

また、災害時の拠点施設や避難施設の機能を確保するため、引き続き公共施設等の耐震化を推進します。

（2）施設管理の見直し（長寿命化、多機能化・転用、更新など）

施設管理の見直しによって計画的な改修を行い、公共施設等の長寿命化を推進するとともに、地域の活性化の観点からも、建築物の多機能化や転用を検討し、既存施設の有効活用を図ります。

また、建築物の更新（建替え）に当たっては、施設の集約化や複合化を検討し、最適配置を行うことで、利用者のニーズに適した施設形態の実現と施設総量の抑制を図ります。

（3）用途廃止・老朽化した建築物の除却

施設管理の見直しによって用途を廃止した施設は、安全・安心の確保と適切な施設規模を実現するために、老朽化などによって長寿命化や有効活用が困難な建築物、長期間休止をしている建築物などを除却します。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

計画的な維持管理・修繕及び耐震化の推進

施設管理の見直し（長寿命化、多機能化・転用、更新など）

用途廃止・老朽化した建築物の除却



更新費用の平準化・施設の最適配置・管理費の削減

これら基本的な考え方に基づき、今後、公共施設等を適切に管理することとし、個別施設計画において個々の資産について検討します。

4-2 実現化させるための基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の管理者は、定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、地理的に沿岸部での塩害の影響なども念頭に、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、その結果に基づく必要な対策を講じていきます。

また、点検・診断等で得られたデータを集積・蓄積し、今後の最適な維持管理方策や最も経済的な修繕・更新時期の判断材料とするなど、施設の総合的管理に努めます。

1) 公共施設（建物）

- ・ 日常的な管理、保全業務の最適化を図るため、点検項目の共有化など、継続性のある施設管理者への技術面でのサポート体制を強化していきます。
- ・ 施設の性能低下及び管理状況を把握するため、定期的に各施設の劣化診断等を行い、経年による劣化状況、外的負荷（気候や使用特性など）を判断します。

2) インフラ資産

- ・ 長寿命化計画やマニュアルなどに基づいて点検・診断を定期的を実施し、施設の正確な状態を把握するよう努めます。
- ・ 特に橋りょうやトンネルについては、その劣化などは人命に関わる重大事故に直結するため、老朽化・劣化の進展度合いに応じて点検診断を強化します。
- ・ インフラ資産の点検、診断に当たっては、民間ノウハウを活用しながら、その技術の向上に努めていきます。

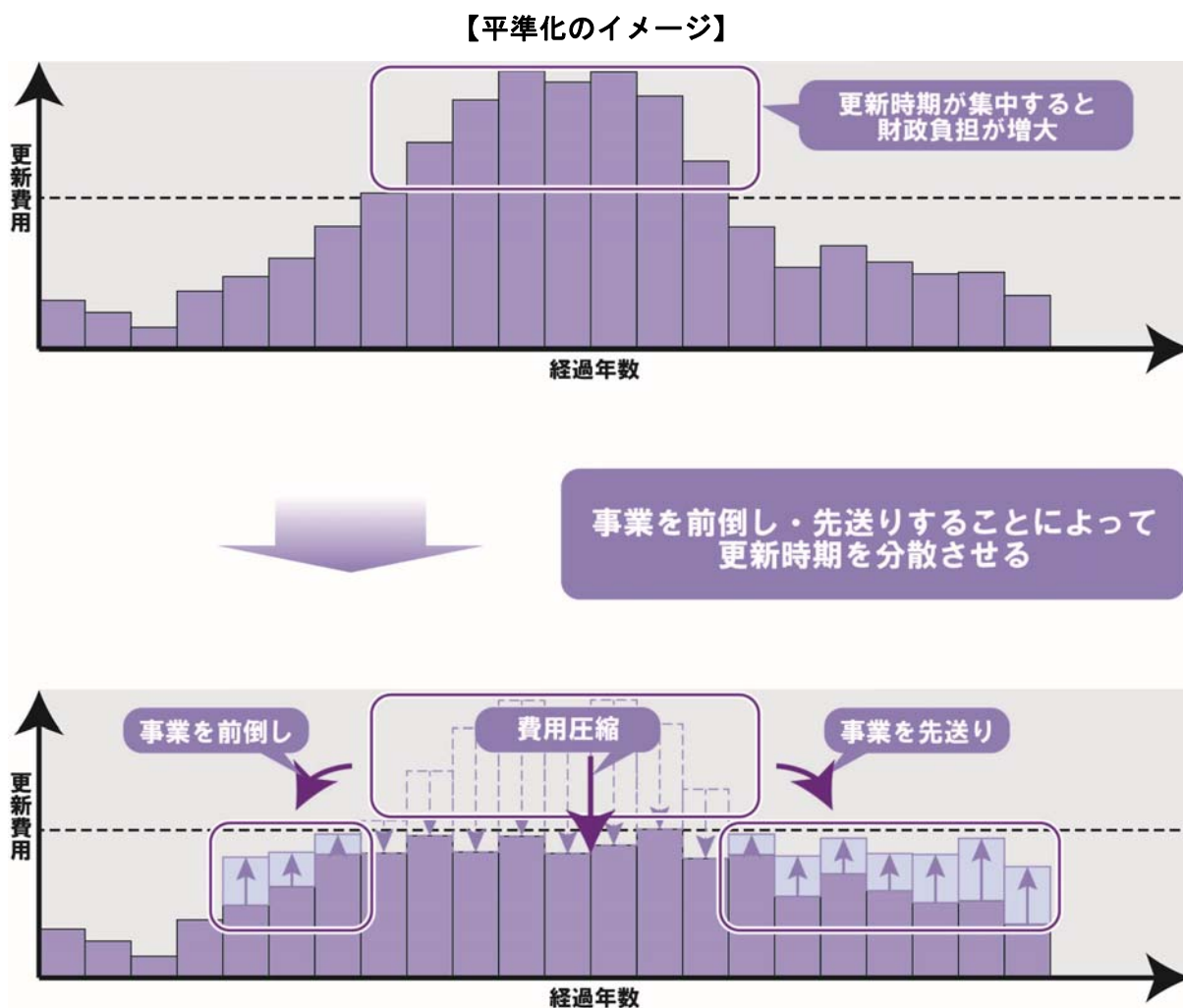
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の維持管理は、損傷が発生してから大規模な修繕を行う「事後保全型」、点検・診断結果に基づき、損傷する前からこまめに補修を行っていく「予防保全型」があり、今後は「予防保全型」の考え方を重視し、施設機能の管理水準を維持します。

また、「予防保全型」に取り組むことで突発的な改修工事などを減らし、財政負担の平準化を図ります。

このほか、維持管理・修繕等の履歴はデータベースに集積・蓄積し、個別施設情報として共有化、総合管理計画の見直しへの反映を図るとともに、施設の総合的管理に活かしていきます。

更新時期を迎える建築物については、更新（建替え）しなければ当該サービスが提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、建築物とサービスの関係について検討した上で、今後もこれまでと同様の利用が見込まれ、必要な施設と判断された場合には、建築物の更新を行います。



1) 公共施設（建物）

- ・日常点検や定期的な劣化診断などの結果を踏まえた上で、「予防保全型」の維持管理を行います。
- ・当該施設がサービスを提供する上で、必要な管理水準を維持することに加え、地域住民などが安全・安心に施設を利用できるよう施設の状態を良好に保ちます。
- ・建築物の維持管理は長期にわたるため、更新の際は維持管理がしやすい構造とし、維持管理経費の抑制を図ります。
- ・更新の際には、集約化や複合化、多機能化に取り組み、施設総量の抑制を図ります。

2) インフラ資産

- ・各施設の個別計画やマニュアルなどに基づき、施設の健全度や優先度に応じた維持管理・修繕・更新を実施します。
- ・ライフラインとしての役割から市民生活に支障が出ないように、適切な維持管理と修繕に努めます。
- ・特に橋りょうやトンネルについては、施設機能の管理水準の維持に努め、「予防保全」を行うとともに、異常が生じた場合には速やかに必要な措置を講じます。
- ・インフラ資産の維持管理コストは、施設の構造や材質などによって大きく変わるため、更新の際には維持管理が容易で、確実に実施できるような規模や構造を検討します。
- ・更新の実施に当たっては、新技術を積極的に活用し、安全性の向上や長期間でのコスト縮減に取り組みます。
- ・インフラによって市民にもたらされる恩恵を次世代へも確実に継承していくために適切に維持管理・更新に取り組みます。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の管理者は、点検・診断等を実施した結果、高度の危険性が認められた公共施設等については、安全性を確保するため、速やかに利用を一時停止するなどの措置を取った上で、早期に修繕、改修などの対策を講じるものとします。

1) 公共施設（建物）

- ・外壁の剥落やひび割れなど建物の異常により、人的被害が発生するおそれのある場合は、速やかに危険区域への立入りを制限し、早期に必要な措置を講じます。

2) インフラ資産

- ・道路の陥没、橋りょうの異常、トンネルの剥落、漏水などが発見され、安全が確保されない場合には、速やかに通行を制限した上で、住民生活に配慮して緊急的、優先的に復旧を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

災害時の避難施設として学校や体育館、公民館などを利用することを考慮し、本計画の中でも、公共施設等の耐震性確保を優先的に考えなければなりません。

また、公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設として物資保管や避難施設として重要な機能をあわせ持っており、災害発生時にはこうした機能を十分に発揮できるよう、施設の耐震化を計画的に推進します。

1) 公共施設（建物）

- ・本市が管理する建築物のうち未耐震施設は約 25.0%（面積割合）となっています。これは旧耐震基準による建築物で耐震補強を行っていない施設の面積割合であり、耐震性の有無を判断するには詳細な診断が必要となりますが、建築物として今後も引き続きサービスを提供する必要性のある施設については、耐震化を行うこととします。
- ・「輪島市地域防災計画」で防災上重要とされる建築物については、優先して耐震化を行います。特に災害対策の拠点となる施設及び避難所については、最優先とします。

2) インフラ資産

- ・インフラ資産はライフラインとして市民生活に直結しており、これら施設の災害による被害を最小限に抑えるため、耐震化を推進します。
- ・特に、道路や橋りょう、トンネルなどは、施設の崩壊が人命に関わる重大事故につながるため、優先的に耐震化対策を推進します。

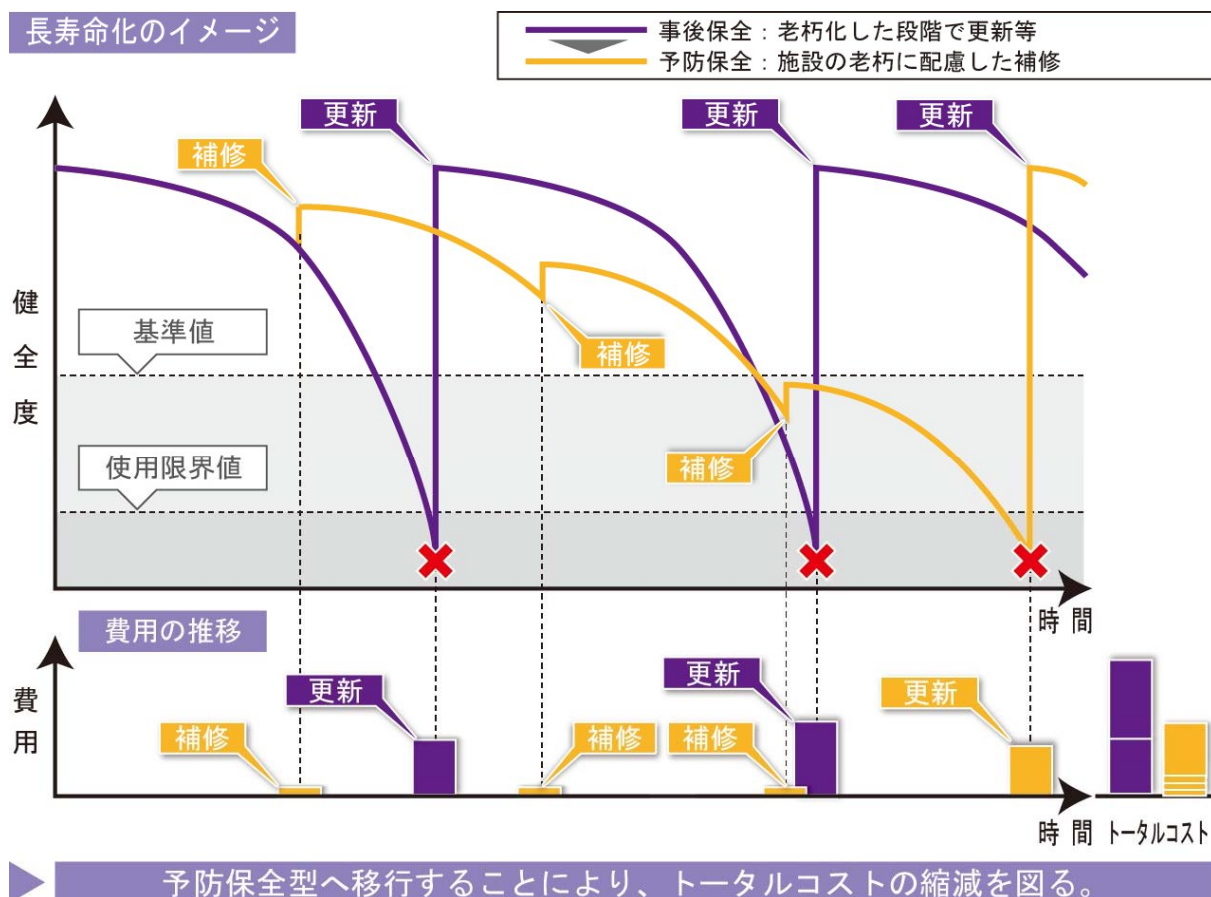
(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等は、定期的な点検・診断を通じて、「予防保全型」の維持管理に取り組み、適切な補修などを行うことで長寿命化を図ります。

また、計画的な修繕によって財政負担を軽減・平準化することで、将来的に公共施設等にかかる更新費用の縮減に結びつくと考えられます。

このため、本市では、橋りょうなど、既に策定されている長寿命化計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて随時見直しを行いつつ、計画的な施設の保全に取り組んでいくものとします。

【長寿命化のイメージ】



1) 公共施設（建物）

- ・施設の診断情報や施設評価の内容をもとに、個別施設の長寿命化を踏まえた中長期的な修繕・改修の計画策定を検討し、計画的に施設の補修を推進していきます。
- ・適切な補修や大規模改修を行うことによって建替えの周期を延伸し、改修・更新にかかる財政支出のピークを平準化するとともに、財政負担の軽減を図るよう努めます。
- ・長寿命化は、今後も市が所有・管理していく必要性が認められ、更新（建替え）などの手段よりも財政負担が軽減できる場合に、施設の安全性を確保しつつ、実施するものとします。

2) インフラ資産

- ・インフラ資産については、施設の長寿命化による財政負担の削減効果が大きく見込めることから、既存ストックを最適に維持管理していくために個別の長寿命化計画や本計画によって、計画的に施設の保全に努めていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

建築物は施設としての耐用年数が長く、社会環境の変化に伴い、建築当時の機能とニーズが合わなくなったり、当初の役割を終えたものについては、更新時期、現在の市民ニーズを捉え、施設の集約化、複合化、多機能化、転用に取り組んでいきます。

なお、個々の建築物の今後の方向性について十分な検討を行った結果、有効活用が困難な施設や、休止又は統廃合を行った施設のうち、今後利用が見込めない施設については、老朽化などによって廃墟と化し建築物や敷地において事故につながる可能性があるため、廃止・除却を行うこととします。

また、インフラ資産については、施設の長寿命化を前提に適切な維持管理を行うものでありますが、社会情勢の変化などにより、インフラ資産に求められる役割や機能が変化することも考慮していきます。

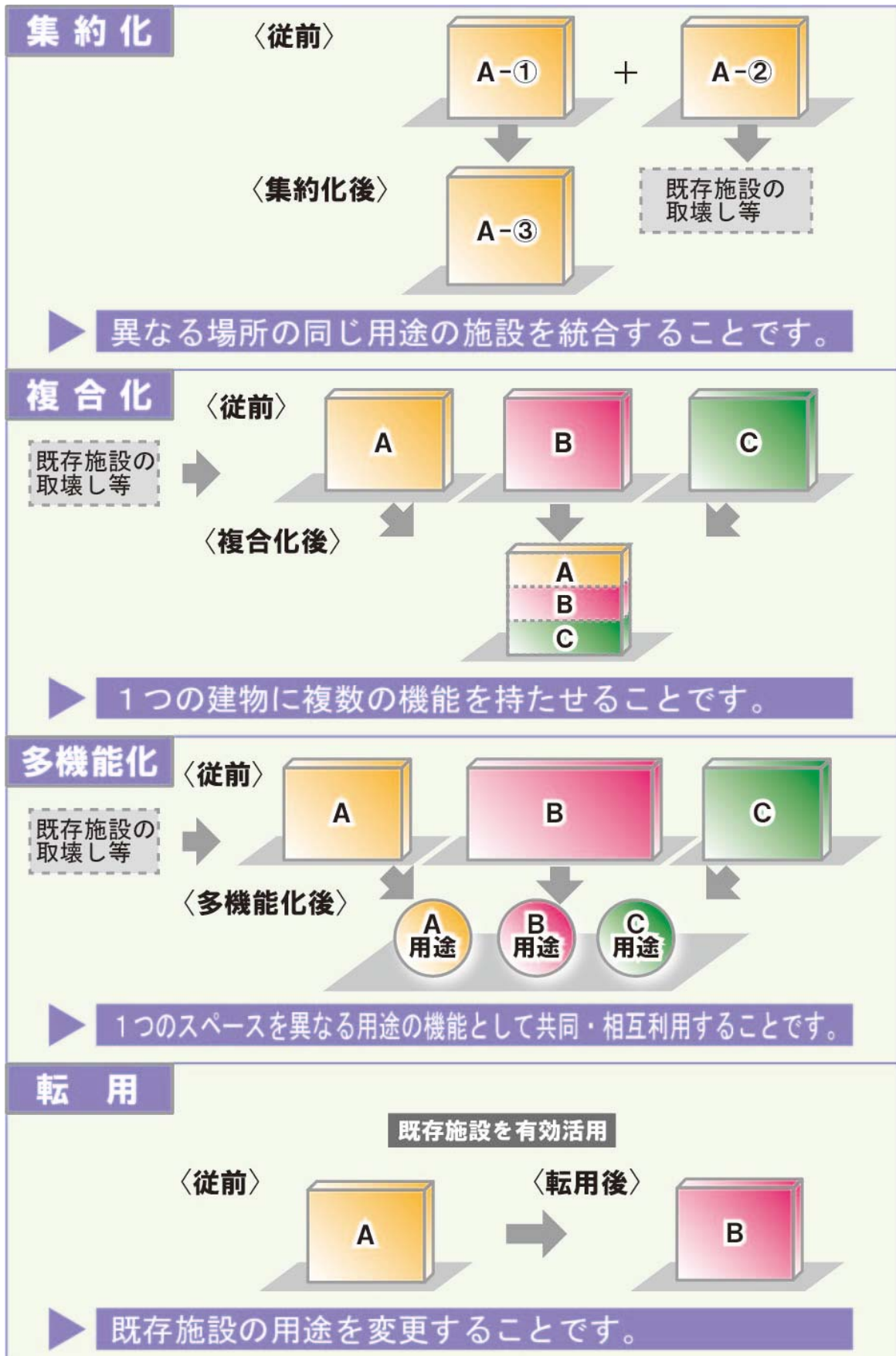
1) 公共施設（建物）

- ・集約化は、同種の用途を統合して一体の建築物として整備するもので、集約することで市民サービスの向上につながるものについて検討します。
- ・複合化は、異なった用途であることから別々に存在していた建築物を一体の施設として整備するもので、それぞれの機能の相乗効果などが期待できる場合には複合化を検討します。
- ・多機能化は、既存の建築物に異なる用途を加えることで、余剰空間の有効活用や利用者の利便性の向上など、相乗効果などが期待できる場合に多機能化を検討します。
- ・転用は、耐用年数が残っている建築物を、これまでの用途と違う用途のために使用することで、既存建築物の有効活用を図ります。
- ・転用に当たっては、行政のみならず地元団体や民間事業者などへ施設を譲渡することによる活性化も検討します。
- ・建設コストや運営経費の削減に有効と考えられるPPP・PFIの導入や、近隣自治体などとの連携による施設の共有化、民間サービスの活用についても検討を行います。
- ・除却を行うためには、以下の点を踏まえ、総合的に判断します。
 1. 老朽化が進み、除却により安全性を確保する必要がある建築物
 2. 統廃合により利活用の見込みがない建築物
 3. 今後の利用が見込めず、更新の必要のない建築物
 4. 地域や民間への譲渡などによる利活用が見込めない建築物
- ・除却を予定する施設については、十分な説明を行い、地域や利用者との合意形成に努め除却の手続を行うこととします。

2) インフラ資産

- ・インフラ資産の種別ごとの個別施設計画に基づき、用途変更や機能転換を検討するものとします。

【施設の集約化、複合化、多機能化、転用のイメージ】



4-3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方

(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の推進については、公共施設等を所管する部局間の調整を行い、総合的な視点に基づく意思決定ができる横断的な組織体制を確立させます。

公共施設等の管理には、財政運営、市有財産の管理などとの関わりが深いことから、財政課及び監理課などとの調整を密に行うものとします。

このほか、外部の有識者や専門家、市民を構成員とする委員会を設置するなど、幅広く意見を聴取できる体制の構築を検討します。

(2) 情報管理・共有の実施方針

公共施設等には、用途の異なる建物をはじめ、道路、上下水道などのインフラ資産が存在しており、これら多くの施設を継続的かつ適切に管理していくためには、職員一人ひとりが、公共施設等の管理について問題意識をもち、本計画の意義を理解し、日々の施設管理などに取り組むことが必要です。

そのため、職員の意識を高める職員研修等を実施するとともに、施設の適切な点検診断や維持管理の手法などに関する技術研修なども実施していきます。

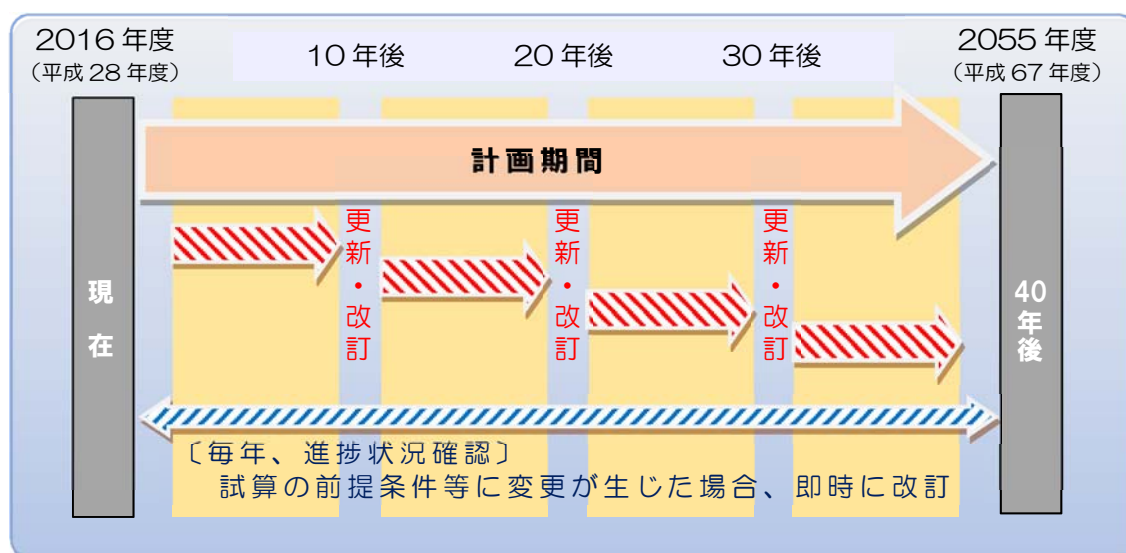
公共施設等を適切に管理運営するため、施設の状態、コスト、利用状況などの情報を常に利用できるような状態で整理し、施設の建築年、規模、面積、能力、維持管理費、利用状況などの基礎的な情報については、資産台帳データと連携するとともに、データベースの構築を図り必要な固定資産情報などの一元化に取り組んでいきます。

4-4 フォローアップの基本的な考え方

公共施設等が大量に建設されてから約 40 年を経過した今日、その多くが更新時期を迎えており、それら施設の更新や大規模改修が集中する今後 40 年が、本市の公共施設等における一つの節目と捉えることができます。

そこで、本計画の運用にあたっては、計画期間を 2055 年度（平成 67 年度）までの 40 年間と設定するとともに、40 年間で 10 年ごとに区切る中間期を設け、定期的な更新・改訂作業のあり方（評価基準等を用いた点検等）を検討していくとともに、各年度単位においても進捗状況を確認し、歳入減少や国の制度改正など、試算の前提条件に変更が生じた場合には、即時に改訂作業を実施できる体制を構築し、適宜見直しを行うこととします。

【フォローアップの基本的な考え方】



第5章 施設類型ごとの管理に関する方向性

第4章に示した総合的かつ計画的な管理の方向性に基づき、対象とする公共施設（建物）、インフラ資産の施設分類ごとに、その特性を踏まえて施設の管理に関する個別の基本的な考え方を定めます。

5-1 公共施設（建物）

5-1-1 市民文化系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
集会施設	66	多目的集会施設、コミュニティセンター、基幹集落センター、公民館、交流サロン、地域交流センター、コンベンションホール、集会所 など
文化施設	3	文化会館、門前会館、もんぜん文化村

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
集会施設	1	輪島市町野多目的集会施設	町野町粟蔵川原田22番地1	712.66	S57	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市光浦多目的集会施設	光浦町29字19番地2	109.31	S63	木造	
	3	輪島市剣地多目的集会施設	門前町剣地ツの60番地	356.40	H6	木造	
	4	輪島市大屋コミュニティセンター	小伊勢町丸垣内22番地1	433.51	H13	木造	
	5	輪島市西保コミュニティセンター	大沢町ホサソ201番地3	147.41	H12	木造	
	6	輪島市港コミュニティセンター	輪島崎町1部211番地4	345.74	H6	鉄筋コンクリート	
	7	輪島市黒島コミュニティセンター	門前町黒島町高池45番地	457.63	H元	鉄筋コンクリート・一部木造	
	8	輪島市諸岡コミュニティセンター	門前町道下7の175番地	464.27	S63	木造	
	9	輪島市門前コミュニティセンター	門前町走出2の121番地	557.48	S55	鉄筋コンクリート	
	10	輪島市七浦コミュニティセンター	門前町鶴山12の50番地	907.10	S40	鉄筋コンクリート	
	11	輪島市三井基幹集落センター（倉庫含む）	三井町長沢2字12番地1	509.45	S56	鉄筋コンクリート	
	12	輪島市七浦基幹集落センター	門前町餅田9の16番地2	389.00	S58	木造	
	13	輪島市農村環境改善センター	里町32字36番地	962.03	H2	鉄筋コンクリート	
	14	輪島市中央公民館（文化会館4階生涯学習課）	河井町20部1番地1	文化施設No.1	S56	鉄筋コンクリート	
	15	輪島市輪島公民館（文化会館2階老人福祉センター）	河井町20部1番地1	高齢福祉施設No.1	S56	鉄筋コンクリート	
	16	輪島市大屋公民館（大屋コミュニティセンター）	小伊勢町丸垣内22番地1	集会施設No.4	H13	木造	
	17	輪島市立河原田公民館（ふれあいプラザ河原田）	西脇町60番地1	高齢福祉施設No.4	H13	木造	
	18	輪島市立徳栄公民館（高齢者生きがいづくり輪島保健センター）	深見町65字33番地1	高齢福祉施設No.7	S49	鉄筋コンクリート	
	19	輪島市立西保公民館（西保コミュニティセンター）	大沢町ホサソ201番地3	133.31	H12	木造（旧西保保育所・倉庫分）	
	20	輪島市立三井公民館（三井基幹集落センター）	三井町長沢2字12番地1	集会施設No.11	S56	鉄筋コンクリート	
	21	輪島市立南志見公民館（農村環境改善センター）	里町32字36番地	集会施設No.13	H2	鉄筋コンクリート	
	22	輪島市立町野公民館（町野多目的集会施設）	町野町粟蔵川原田22番地1	38.75	S57	鉄筋コンクリート	
	23	輪島市立町野公民館 倉庫	町野町粟蔵川原田1番地4	229.00	S49	木造	
	24	輪島市立港公民館（港コミュニティセンター）	輪島崎町1部211番地4	集会施設No.6	H6	鉄筋コンクリート	
	25	輪島市立鳳至公民館（女性センター）	鳳至町石浦町83番地1	集会施設No.40	S61	鉄筋コンクリート	
	26	輪島市立剣地公民館（剣地多目的集会施設）	門前町剣地ツの60番地	集会施設No.3	H6	木造	
	27	輪島市立阿岸公民館（阿岸コンベンションホール）	門前町南ナの17番地	集会施設No.43	H8	木造	
	28	輪島市立黒島公民館（黒島コミュニティセンター）	門前町黒島町高池45番地	集会施設No.7	H元	鉄筋コンクリート・一部木造	
	29	輪島市立諸岡公民館（諸岡コミュニティセンター）	門前町道下7の175番地	集会施設No.8	S63	木造	
	30	輪島市門前公民館（門前会館）	門前町走出6の92番地2	文化施設No.2	S44	鉄筋コンクリート	
	31	輪島市本郷公民館（本郷農林漁家高齢者センター）	門前町二又川4の4番地1	産業系施設No.7	S57	木造	
	32	輪島市立浦上公民館（あすなろ交流館）	門前町浦上8の58番地	集会施設No.44	H13	木造	
	33	輪島市立七浦公民館（七浦コミュニティセンター）	門前町鶴山12の50番地	集会施設No.10	S40	鉄筋コンクリート	
	34	旧門前有線放送電話黒島分局（黒島公民館倉庫）	門前町黒島町清水田31番地	13.30	H元	木造	
	35	旧門前有線放送電話浦上分局（浦上公民館倉庫）	門前町浦上8の99番地	13.30	H元	木造	
	36	馬場崎交流サロン（語馬処）	河井町3部171番地3	79.48	H14	木造	
	37	鳳至町上町交流サロン（いろは蔵）	鳳至町上町124番地1	98.38	S14	木造	
	38	わいち交流サロン（どっこら処）	河井町4部45番地2	101.63	H11	木造	
	39	鳳至上町第2交流サロン（千舟蔵）	鳳至町上町86番地1	436.36	S18	木造	
	40	輪島市女性センター	鳳至町石浦町83番地1	600.57	S61	鉄筋コンクリート	

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
集会施設	41	観音町地域交流センター	河井町5部265番地甲・乙	156.02	S28	木造	
	42	市ノ坂地域交流センター	三井町市ノ坂150番地	244.57	H26	木造	
	43	輪島市阿岸コンベンションホール	門前町南ナの17番地	498.97	H8	木造	
	44	輪島市あすなる交流館	門前町浦上8の58番地	499.47	H13	木造	
	45	舳倉島開発総合センター（ボンプ室棟含む）	海士町所属舳倉島出邑山1番4	354.33	S61	鉄筋コンクリート	
	46	三井地区交流広場 休憩所・公衆便所（駅カフェ）	三井町長沢1-20-2	60.00	H24	木造	
	47	青葉ヶ丘団地集会所	河井町7部10番地2	81.71	H9	木造	
	48	上野台集会所	二ツ屋町8-64-5	129.17	S55	木造	
	49	城兼集会所	大野町入道11-2	80.29	S54	木造	
	50	久手川団地集会所	久手川町石田144番地	70.00	S55	鉄筋コンクリート	
	51	山本町集会所	山本町矢本前61-1	182.18	H11	木造	
	52	地域活性化施設（寺山集会所）	町野野寺山21字4番地	103.90	H20	木造	
	53	東山集会所	東山町ニ-6	54.64	S39	木造	
	54	下山集会所	下山町19-18	132.49	S44	木造	
	55	広岡住宅団地集会所	門前町広岡7の1番地	76.19	S27	木造	
	56	馬渡地区集会所	門前町馬渡11の64番地	202.05	S59	木造	
	57	小山地区集会所	門前町小山15の17番地	165.29	H16	木造	
	58	鹿磯地区集会所	門前町鹿磯1の70番地	191.00	S57	木造	
	59	深見地区集会所	門前町深見12の1番地1	147.81	H3	木造	
	60	原地区集会所	門前町原ニの5番地1	108.14	H14	木造	
	61	深田地区集会所（旧八ヶ川ダム建設事務所）	門前町深田21の22番地1	388.12	S60	軽量鉄骨造	
	62	地原地区集会所	門前町地原92番地	66.24	S62	木造	
	63	上本郷地区集会所（農村公園：公園No.12）	門前町別所2の90番地	180.95	H5	木造	
	64	下本郷地区集会所（農村公園：公園No.13）	門前町谷口12の35番地	200.78	H5	木造	
	65	皆月地区多目的集会所	門前町皆月ソの249番地	203.71	H14	木造	
	66	百成大角間地区集会所	門前町百成大角間15の57番地	89.23	H6	木造	
集会施設 計				12,763.32			
文化施設	1	輪島市文化会館（図書館、農研研修センター、老人福祉センター除く）	河井町20部1番地1	6,108.24	S56	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市門前会館	門前町走出6の92番地2	1,326.66	S44	鉄筋コンクリート	
	3	輪島市もんぜん文化村（ミュージアム、ギャラリー、舞芸棟、公衆便所、倉庫）	門前町腰細9の29番地	1,139.04	H3	木造	
文化施設 計				8,573.94			
市民文化系施設 合計				21,337.26			

（２）施設の現状

集会施設

- ・集会施設は、66 施設（延床面積 12,763.32 ㎡）があります。
- ・建築後 30 年以上経過している施設は 30 施設あり、そのうち 40 年以上経過している施設は 11 施設があります。
- ・集会施設の中には、コミュニティセンターや公民館など、それぞれ設置目的は違うものの機能的に類似する施設や地区集会場が多数あります。
- ・公民館は、身近な生涯学習の拠点施設として、地域の文化や生活に密着した利用が図られています。

文化施設

- ・文化施設は、3 施設（延床面積 8,573.94 ㎡）があります。
- ・建築後 30 年以上経過している施設は 2 施設あり、そのうち 40 年以上経過している施設は、門前会館の 1 施設ですが耐震補強済であります。
- ・文化会館は耐震診断の結果、事務所棟については耐震性を有しておらず、早急に対応しなければならない状況にあります。一方、ホール棟は耐震性を有するものの、音響や照明、空調、給排水などの設備は老朽化し、市民の文化活動にも支障を来している状況となっています。

(3) 管理に関する方向性

集会施設・文化施設

- ・施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- ・維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。
- ・未耐震施設については、耐震化の方針に従って耐震化を進めます。
- ・文化会館やコミュニティーセンターなどは複合施設であり、利用者のニーズや使用状況に適した効率的な施設形態を検討します。地元利用施設である地区集会所についても、併せて検討します。

5-1-2 社会教育系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
図書館	3	市立図書館、市立門前図書館、市立図書館町野分館
博物館等	1	石川県輪島漆芸美術館

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
図書館	1	輪島市立図書館	河井町20部1番地1	783.92	S56	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市立門前図書館	門前町走出2の2番地	731.44	S58	鉄筋コンクリート	
	3	輪島市立図書館町野分館	町野町栗蔵川原田22番地1	51.43	S57	鉄筋コンクリート	
図書館 計				1,566.79			
博物館等	1	石川県輪島漆芸美術館 (車庫含む)	水守町四十苅11番地	2,203.30	H3	鉄筋コンクリート・軽量鉄骨	美術館(県有)
	博物館等 計				2,203.30		
社会教育系施設 合計				3,770.09			

(2) 施設の現状

図書館
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館は、3施設(延床面積 1,566.79 ㎡)があります。 ・ 全ての施設が建築後 30 年以上経過していますが、40 年以上経過している施設はありません。一方、市立図書館が設置されている文化会館(事務棟 1 階)は耐震性を有しておらず、利用者の安全確保が課題となっています。 ・ 図書館は、読書推進の拠点として幅広い年齢層に親しまれており、今後も、読書環境の充実を図る必要があります。
博物館等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館等は、石川県輪島漆芸美術館の 1 施設(延床面積 2,203.30 ㎡)がありますが、建物の所有者は石川県であり、本市において管理運営しています。(更新費用算入施設) ・ 漆芸美術館は、世界で唯一の漆芸専門の美術館であり、漆文化の拠点として、漆芸の魅力を国内外に発信しています。

(3) 管理に関する方向性

図書館
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 ・ 維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 ・ 利用者のニーズに適した効率的な施設形態を検討します。 ・ 未耐震施設については、耐震化の方針に従って耐震化を進め、利用者の安全確保を図ります。 ・ 貴重な書物、資料等を館内に多く所有しているため、施設の管理水準の維持に努めます。
博物館等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 ・ 維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 ・ 貴重な美術品、展示作品、資料などを館内に多く保有しているため、施設の管理水準の維持に努めます。

5-1-3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
スポーツ施設	27	体育館、プール、野球場、ソフトボール場、武道館、マリンタウン競技場、スキー場、グラウンドゴルフ場 など
レクリエーション・観光施設	32	マリンタウン観光交流施設、ふらっと訪夢、物産館、千枚田レストハウス、海水浴場、キャンプ場、資料館、足湯施設、記念館、交流館 など
保養施設	7	ビュー・サンセット、簡易宿泊施設(ベジタブルレッジ)、じんのびの湯、交流促進センター(夕陽)、皆月青少年旅行村、まんだら村 など

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
スポーツ 施設	1	一本松総合運動公園 体育館(サン・アリーナ)・公衆便所	杉平町1字12番地	5,839.93	H12	鉄筋コンクリート	
	2	一本松総合運動公園 市民温水プール(サン・ブルル)	杉平町1字12番地	2,656.15	H7	鉄筋コンクリート	
	3	輪島市一本松ゲートボール場	河井町9部30番地	—	—	建築物なし	
	4	輪島市鳳至体育センター	鳳至町石浦町83番地1	840.00	S61	鉄骨鉄筋コンクリート	
	5	輪島市総合体育館(倉庫含む)	稲舟町歌波93番地	2,347.85	S47	鉄骨鉄筋コンクリート、木造	
	6	輪島市輪島野球場	稲舟町歌波30番地2	88.00	S56	コンクリートブロック	
	7	輪島市輪島武道館	稲舟町上野50番地	744.25	S63	鉄骨	県有
	8	輪島市マリンタウン競技場	マリンタウン3番1	302.25	H23	木造	
	9	輪島市三井スキー場(管理棟)	三井町漆原字前田池35番地	59.00	H7	木造	
	10	輪島市ソフトボール場(山村広場管理棟、物置)	三井町漆原丑1番地	62.57	S58	木造、鉄筋コンクリート	
	11	町野スポーツ施設(管理棟、公衆便所)	町野町東大野出村	197.08	H19	木造、鉄筋コンクリート	
	12	輪島市町野テニスコート	町野町東大野出村109番地	—	S56	建築物なし	
	13	石川県輪島水泳プール	町野町東大野出村109番地	429.00	S57	鉄筋コンクリート	県有
	14	輪島市町野水泳プール	町野町東大野出村115番地1	—	S57	建築物なし	
	15	輪島市町野野球場	町野町東大野出村60番地	40.58	S58	鉄筋コンクリート	
	16	輪島市町野ゲートボール場	町野町東大野出村103番地1	—	S59	建築物なし	
	17	輪島市町野グラウンドゴルフ場	町野町東大野出村91番地1	—	H13	建築物なし	
	18	南志見多目的グラウンド	里町32部20番地	—	H17	建築物なし	
	19	輪島市門前野球場	門前町清水7の1番地	628.00	S55	鉄筋コンクリート	
	20	輪島市門前簡易グラウンド	門前町清水7の1番地	—	S56	建築物なし	
	21	輪島市門前総合運動公園(公衆便所、スポーツ資材保管倉庫)	門前町清水4の23番地1、清水8-9、清水7-1	80.64	S55	コンクリートブロック、木造	
	22	輪島市門前健民体育館	門前町清水7の1番地	2,381.18	S55	鉄骨筋コンクリート	
	23	輪島市門前テニスコート	門前町清水7の1番地	—	S55	建築物なし	
	24	輪島市門前ゲートボール場	門前町清水7の1番地	—	S58	建築物なし	
	25	輪島市門前武道館	門前町清水7の1番地	627.18	S63	鉄骨造	
	26	輪島市門前多目的体育館	門前町清水7の1番地	882.88	H元	鉄骨造	
	27	輪島市門前グラウンドゴルフ場(管理棟)	門前町道下にの49番地1	99.37	H16	木造	
スポーツ施設 計				18,305.91			

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
レクリエーション施設・観光施設	1	輪島市マリタウン観光交流施設（交流広場上屋含む）	マリタウン1番地1	996.08	H21	木造、鉄骨造	
	2	輪島市マリタウン交流拠点施設（キリコ会館、公衆便所等）	マリタウン6番地1	2,418.94	H26	木造、鉄骨造	
	3	輪島市マリタウンボートパーク	マリタウン7番地1	—	H23	建築物なし	
	4	輪島駅ふらっと訪夢	河井町20部1番地131	821.47	H13	木造	
	5	物産館	河井町20部1番地132	344.50	H14	木造	
	6	永井豪記念館	河井町1部123番地	240.60	S56	鉄筋コンクリート	
	7	輪島市天領黒島角海家	門前町黒島町口94番地2	1,013.30	M5	木造・土蔵造	
	8	輪島市黒島天領北前船資料館	門前町黒島町口の114番地2	384.29	H4	鉄筋コンクリート	
	9	輪島市櫛比の庄禪の里交流館（旧酒井家含む）	門前町走出6の10番地	974.15	H19	木造	
	10	輪島市旧嘉門家	門前町黒島町口の70番地1	57.04	T10	木造	
	11	輪島市千枚田レストハウス	白米町八部99番地5	302.89	H25	木造	
	12	輪島市足湯施設	河井町4部169番地1	93.36	H17	木造	
	13	輪島ドラマ記念館	河井町1部38番地	99.40	H27	木造	
	14	袖ヶ浜海水浴場（監視棟、シャワー施設、公衆便所）	鳳至町袖ヶ浜43番地	273.41	S43	コンクリートブロック	
	15	琴ヶ浜海水浴場（監視棟、シャワー施設、公衆便所）	門前町劔地ルの165番地	116.92	H14	木造一部鉄筋コンクリート	
	16	輪島市袖ヶ浜キャンプ場（料金所、公衆便所、炊事棟、駐輪場）	鳳至町袖ヶ浜54番地	184.00	S54	鉄筋コンクリート	
	17	輪島市門前モーターズスポーツ公園キャンプ場	門前町道下118の48番地4	99.16	H15	木造	
	18	かやぶきの郷コミュニティ施設	三井町小泉漆原14番地2	335.86	H15	木造	
	19	景観保全施設（旧福島邸）档の館	三井町漆原前田池26甲	531.60	M33	木造	
	20	能登平家の郷松尾家	町野町伏戸2字27番地	373.54	1864年頃	木造	
	21	緑のアメニティロード休憩施設（四阿）	大沢町（林道大沢線沿）	7.29	H4	木造	
	22	袖倉島野鳥観察施設（観察舎、公衆便所）	海士町所屬袖倉島出島山1の1番地	25.00	H8	木造	
	23	輪島市自然休養村管理センター	赤崎町ハ字50番地	804.02	S54	鉄筋コンクリート	
	24	輪島市門前森林学習ハウス	門前町鬼屋チの1番地2	76.18	H2	木造	
	25	千代泣き砂ふれあい広場施設	門前町千代29の83番地	63.76	H10	木造	
	26	まちなか座禅堂	門前町走出6の10番地	6.62	H26	木造	
	27	輪島市農村ふれあい広場（休憩所、物置）	西脇町60番地	32.40	H4	木造	
	28	緑の健康広場（ゲートボール場） 公衆便所（男女）	北谷町2-18	7.30	S61	木造	
	29	輪島市浦上健康増進広場（水車小屋、四阿）	門前町浦上チの1番地1	19.44	H13	木造	
	30	旧東小学校（体育館）	町野町東26番地	598.14	S59	鉄骨造	
	31	輪島市空港交流センター	三井町洲衛9部27番地6	4,076.37	H14	鉄筋コンクリート	
	32	輪島市門前モーターズスポーツ公園（管理棟、公衆便所）	門前町道下118の48番地1	117.98	H4	鉄骨造	
レクリエーション施設・観光施設 計				15,495.01			
保養施設	1	能登・門前ファミリーイン ビュー・サンセット	門前町千代29の58番地	2,684.43	H3	鉄筋コンクリート	
	2	門前簡易宿泊施設ベジダブル・ビレッジ	門前町千代29の58番地	388.35	H6	木造	
	3	輪島市門前交流促進センター 夕陽	門前町千代29の58番地	690.51	H10	鉄骨造	
	4	門前じんのびの湯	門前町千代ハの4番地2	794.36	H6	鉄筋コンクリート	
	5	輪島市門前まんだら村	門前町大生ろの11番地1	158.34	H8	木造	
	6	皆月青少年旅行村（ロッジのと皆月、キャンプ場炊事棟等）	門前町皆月ミの13番地、門前町皆月シの16番地甲	950.96	S48	鉄筋コンクリート、木造	
	7	ふるさと振興皆月管理センター（匠の家含む）	門前町皆月ミの117番地	565.17	S63	木造	
保養施設 計				6,232.12			
スポーツ・レクリエーション系施設 合計				40,033.04			

(2) 施設の現状

スポーツ施設

- ・スポーツ施設は、27 施設（延床面積 18,305.91 m²）があります。
- ・建築後 30 年以上経過している施設は 15 施設あり、そのうち、総合体育館が 40 年以上経過しています。
- ・市民の体力向上、スポーツの推進を図るため、身近で利用しやすい施設であることが求められ、様々な競技に対応できるよう施設整備を行ってきましたが、人口減少、老朽化、類似施設、維持管理など様々な課題に対応する必要があります。

レクリエーション・観光施設

- ・レクリエーション・観光施設は、32 施設（延床面積 15,495.01 m²）があります。
- ・建築後 30 年以上経過している施設は 10 施設あり、そのうち、40 年以上経過している施設は、5 施設があります。
- ・レクリエーション活動や憩いの場として健康増進及び福祉の向上を図り、自然や文化など地域の魅力を紹介しています。

保養施設

- ・保養施設は、7 施設（延床面積 6,232.12 m²）があります。
- ・日本海を望むビュー・サンセット周辺には、簡易宿泊施設(コテージ)、温泉施設、交流促進センター(コンベンションホール)が一体となって整備され、訪れる市民や観光客の心身に安らぎを与える施設として利用されています。
- ・皆月青少年旅行村の「ロッジのと皆月」は、建築後 40 年以上が経過し、老朽化も著しく休止しています。

(3) 管理に関する方向性

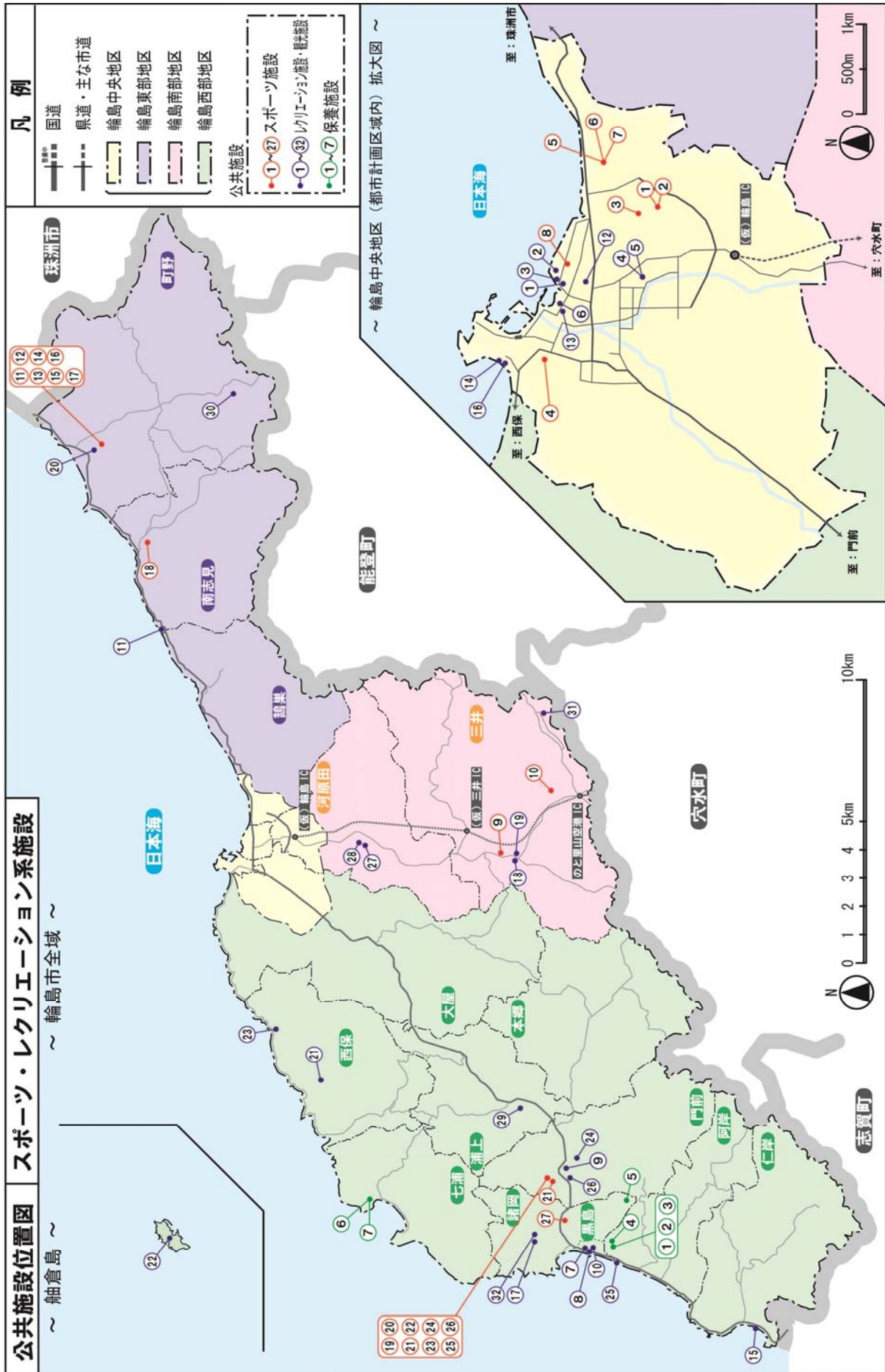
スポーツ施設・レクリエーション・観光施設

- ・施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- ・維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。
- ・未耐震施設については、耐震化の方針に従って耐震化を進めます。
- ・利用者のニーズや利用状況を把握しながら、類似施設の規模や配置の最適化を図ります。

保養施設

- ・施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- ・維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化し健全経営に努めます。
- ・利用者のニーズや利用状況を把握しながら、規模や配置の最適化を図ります。
- ・老朽化や利用者の減少により休止中の施設、有効活用が困難な施設については、譲渡・廃止・取壊しも含め事業の継続について検討します。

(4) 施設位置図



5-1-4 産業系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
産業系施設	10	輪島塗会館、工房長屋、体験実習館、林業センター、農民研修センター、地域産物販売施設 など

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
産業系 施設	1	輪島塗会館	河井町24部55番地	802.99	H26	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市工房長屋	河井町4部66番地1	843.73	H15	木造	
	3	輪島市ふるさと体験実習館	町野町曾々木サ部45番地	526.98	H3	鉄骨造	
	4	輪島市門前ふるさと集いの館(そば禅)	門前町道下わの1番地	527.00	H元	木造	
	5	輪島市門前林業センター	門前町清水13の6番地	420.86	S63	木造	
	6	輪島市農民研修センター(文化会館3階301~304)	河井町20部1番地1	594.91	S56	鉄筋コンクリート	
	7	輪島市本郷農林漁家高齢者センター(本郷公民館)	門前町二又川4の4番地1	498.40	S57	木造	
	8	門前地域産物販売施設(道の駅赤神)	門前町赤神1の110番地	150.47	H14	木造	
	9	鹿磯漁港(貯氷施設、荷捌所)	門前町鹿磯27番地50	626.50	H3	鉄骨造、木造	
	10	赤神漁港水産物流通施設(荷捌所)	門前町赤神イ49番地	136.08	H3	木造	
産業系施設 計				5,127.92			
産業系施設 合計				5,127.92			

(2) 施設の現状

産業系施設

- ・ 産業系施設は、10施設(延床面積 5,127.92 ㎡)があります。
- ・ 建築後 30 年以上経過している施設は農民研修センター(文化会館内)と本郷農林漁家高齢者センター(本郷公民館)の2施設があります。
- ・ 輪島塗会館や工房長屋、物販施設など地域産業の活性化を図るための施設、農林業等技術を習得する施設や体験する施設があります。

(3) 管理に関する方向性

産業系施設

- ・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- ・ 維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。
- ・ 地域産業の発展に資する施設としての必要性や利用状況を把握しながら、規模や配置の最適化を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、効率的な施設形態や管理体制について検討します。

5-1-5 学校教育系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
学 校	20	小学校(11 うち分校 1)、中学校(4 うち分校 1)、共同調理場(5)
その他教育施設	1	教育研究所

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
学校	1	輪島市立河井小学校	河井町18部1番地2	6,800.00	S44	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市学校給食河井共同調理場	河井町18部1番地2	155.00	S44	鉄筋コンクリート	
	3	輪島市立鳳至小学校	鳳至町堂金田1番地	6,521.00	S45	鉄筋コンクリート	
	4	輪島市学校給食鳳至共同調理場	鳳至町堂金田1番地	135.00	S45	鉄筋コンクリート	
	5	輪島市立鳳至小学校舳倉島分校	海士町所属舳倉島高見1番地	547.00	S30	木造	
	6	輪島市立鶴巣小学校	大野町菰沢2番地3	3,606.00	S63	鉄筋コンクリート	
	7	輪島市立大屋小学校	小伊勢町日隅7番地3	3,256.00	S57	鉄骨造	
	8	輪島市立三井小学校	三井町興徳寺10字29番地	2,688.00	S53	鉄骨造	
	9	輪島市立河原田小学校	横地町6字123番地	3,347.00	S56	鉄骨造	
	10	輪島市立南志見小学校	里町3部16番地	2,231.00	S47	鉄筋コンクリート	
	11	輪島市立町野小学校	町野町粟蔵川原田42番地	4,253.00	H9	鉄筋コンクリート	
	12	輪島市立門前西小学校	門前町道下1の123番地	3,212.00	S58	鉄筋コンクリート	
	13	輪島市立門前東小学校	門前町清水1の68番地	4,773.00	S60	鉄筋コンクリート	
	14	輪島市学校給食門前共同調理場	門前町清水1の68番地	164.00	S60	鉄筋コンクリート	
	15	輪島市立輪島中学校(旧上野台中学校)	宅田町25字36番地の1	5,655.00	S37	鉄筋コンクリート	
	16	輪島市立輪島中学校共同調理場	宅田町25部36番地の1	95.00	S37	鉄筋コンクリート	
	17	輪島市立輪島中学校舳倉島分校	海士町所属舳倉島高見1番地	803.00	S30	木造	
	18	輪島市立東陽中学校	町野町粟蔵川原田33番地	3,042.94	H22	鉄骨造	
	19	輪島市地域交流施設(東陽中学校体育館・共同調理場等)	町野町粟蔵川原田33番地	1,881.06	H22	鉄骨造	
	20	輪島市立門前中学校	門前町清水10の21番地	7,092.00	H17	鉄筋コンクリート	
学校 計				60,257.00			
その他教育施設	1	輪島市教育研究所	輪島市堀町1字14番地(旧大屋保育所)	801.04	S48	鉄筋コンクリート	
その他教育施設 計				801.04			
学校教育系施設 合計				61,058.04			

(2) 施設の現状

学 校
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設等は 20 施設（延床面積 60,257.00 ㎡）があり、小学校が 11 施設（うち分校 1 施設）、中学校が 4 施設（うち分校 1 施設）、共同調理場・地域交流施設（東陽中）で 5 施設あります。 建築後 30 年以上経過している施設は 15 施設あり、そのうち、40 年以上経過している施設は 9 施設があります。 耐震性については、輪島中学校の現校舎（旧上野台中）、舳倉島分校が旧耐震基準によるものであり、輪島中学校は平成 29 年 12 月の完成に向け新校舎を建設中であり、小中学校（体育館）は収容能力が高く、指定避難所・指定緊急避難場所に指定されており、災害時には避難者の主要な受入先となります。
その他教育施設
<ul style="list-style-type: none"> その他教育施設は、教育研究所の 1 施設（延床面積 801.04 ㎡）があり、この施設は旧大屋保育所を利用し建築後 40 年以上経過しています。 不登校児童生徒及び保護者への支援や学校への教育支援を行っています。

(3) 管理に関する方向性

学校・その他教育施設

- ・施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- ・維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。
- ・施設の耐震化を優先的に進めてきたが、今後は安全面・機能面での老朽化対策や長寿命化対策を進めます。
- ・子どもたちが安心して学習できるよう、施設の管理水準の維持に努めます。
- ・施設の更新に際しては、環境やバリアフリーに配慮した施設整備を進めます。
- ・少子化に対応した、学習環境の整備を検討します。

5-1-6 子育て支援施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
幼児・児童施設	4	児童センター、子育て支援センター、児童クラブ(大屋)、児童館
幼稚園・保育園・こども園	7	保育所

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
幼児・児童施設	1	輪島市児童センター (ふれあい健康センター)	河井町2部287番地1	868.88	H18	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市子育て支援センター (ふれあい健康センター)	河井町2部287番地1	94.46	H18	鉄筋コンクリート	
	3	大屋児童クラブ	小伊勢町日隅4番	140.70	H25	木造	
	4	輪島市もんぜん児童館	門前町鬼屋4の20番地	499.73	H16	木造	
幼児・児童施設 計				1,603.77			
幼稚園・保育園・こども園	1	輪島市立鳳来保育所	鳳至町石浦町83番地1	960.55	H元	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市立三井保育所	三井町長沢2字11番地	247.46	H10	木造	
	3	輪島市立南志見保育所	里町32字47番地	337.69	H12	木造	
	4	輪島市立河原田保育所	東中尾町16番地	390.57	H17	木造	
	5	輪島市立鶴巣保育所	大野町菰沢35番地	406.89	H14	木造	
	6	輪島市立くしひ保育所	門前町日野尾ニの75番地	694.35	S60	木造	
	7	輪島市立松風台保育所	門前町道下4の2番地1	492.21	S62	木造	
幼稚園・保育園・こども園 計				3,529.72			
子育て支援施設 合計				5,133.49			

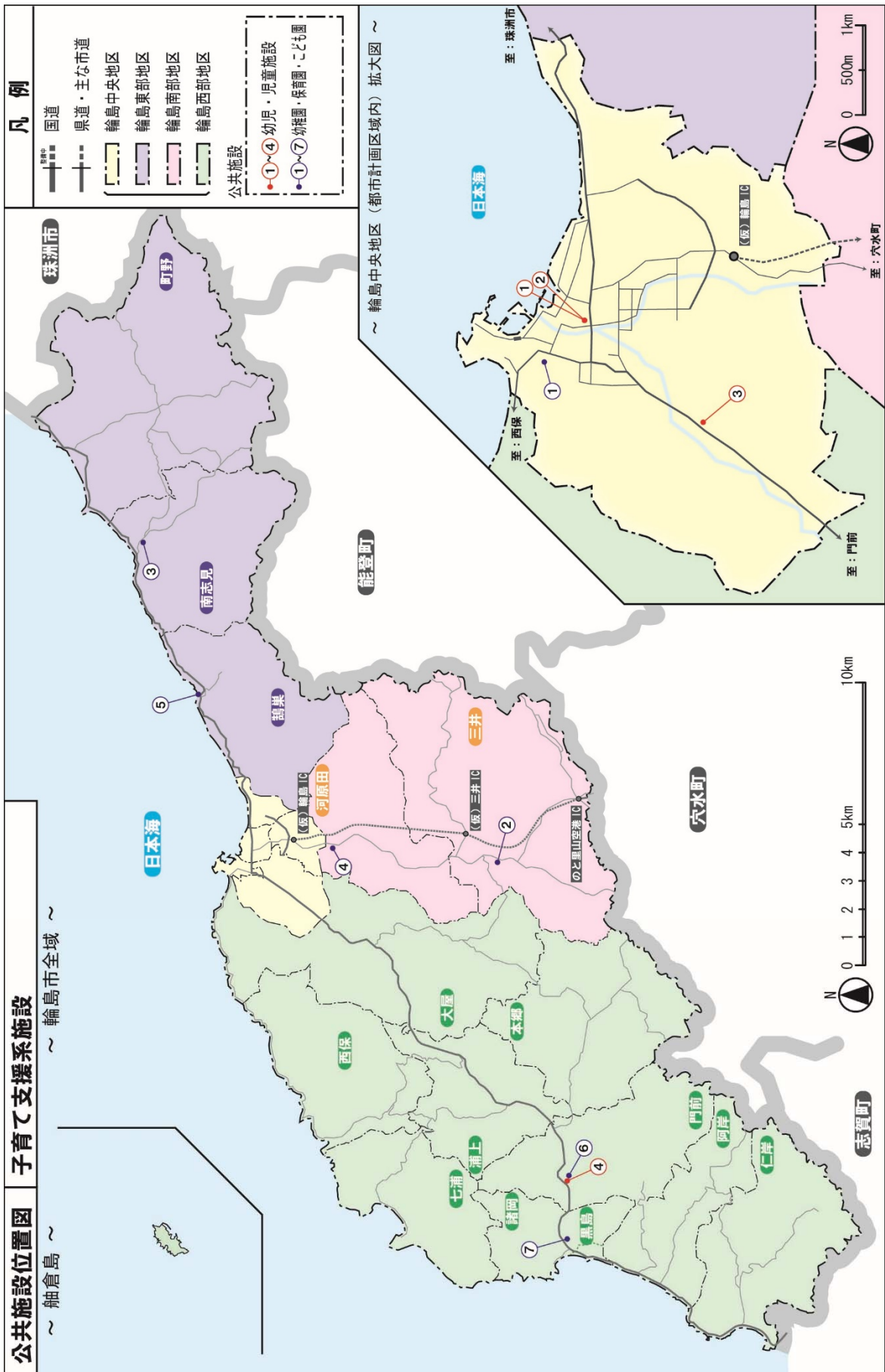
(2) 施設の現状

幼児・児童施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童施設は、児童センターなど4施設（延床面積 1,603.77 ㎡）があります。 ・ 建築後 30 年以上経過している施設はありません。 ・ 少子化が進む中、次代を担う子供たちの健全育成を図るため、地域で子育てを支援する施設としての役割を担っています。 ・ 児童クラブは学校内に開設しているものを除き、単独施設(大屋)を区分しています。
幼稚園・保育園・こども園
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設公営の保育所は、7施設（延床面積 3,529.72 ㎡）があります。 ・ 建築後 30 年以上経過している施設は、くしひ保育所の1施設があります。 ・ 平成 21 年～平成 23 年で3施設（大屋、鳳至、河井）について、統合・民営化を図っています。 ・ 児童福祉を支援する施設としての役割を担っています。

(3) 管理に関する方向性

幼児・児童施設、幼稚園・保育園・こども園
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 ・ 維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 ・ 子どもたちが安全に利用できるような管理水準を維持します。 ・ 地域のニーズや施設の利用状況を把握しながら適切な更新を図り、効率的な施設形態を検討します。

(4) 施設位置図



5-1-7 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
高齢福祉施設	10	老人福祉センター、ふれあいプラザ、健康センター など
保健施設	2	ふれあい健康センター、保健センター

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
高齢福祉施設	1	輪島市老人福祉センター（文化会館2階一部）	河井町20部1番地1	554.24	S56	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市老人センター	門前町鬼屋5の42番地	342.00	S55	鉄筋コンクリート	
	3	介護予防拠点施設ふれあいプラザ二勢	二勢町44番地	794.13	H16	鉄筋コンクリート	
	4	介護予防拠点施設ふれあいプラザ河原田	西脇町60番地1	357.00	H13	木造	
	5	介護予防拠点施設ふれあいプラザ鶴巣（世代間交流施設）	大野町菰沢39番地3	254.63	H14	木造	
	6	介護予防拠点施設ふれあいプラザ曾々木	町野町曾々木サ部45番地	115.44	H13	木造	
	7	高齢者生きがいづくり輪島深見センター	深見町65字33番地1	956.00	S49	鉄筋コンクリート	
	8	門前健康センターほかじの館（渡り廊下含む）	門前町赤神11の1番地	449.61	S62	鉄筋コンクリート、木造	
	9	輪島市門前小規模ケア付老人住宅ふれあいの家	門前町赤神11の1番地	356.20	S63	鉄筋コンクリート	
	10	門前乗岡記念健康センター	門前町赤神8の8番地2	812.67	H3	鉄筋コンクリート	
高齢福祉施設 計				4,991.92			
保健施設	1	輪島市ふれあい健康センター（倉庫含む）	河井町2部287番地1	1,786.91	H18	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市門前保健センター（車庫含む）	門前町深田21の17番地1	1,664.43	S42	鉄筋コンクリート	
保健施設 計				3,451.34			
保健・福祉施設 合計				8,443.26			

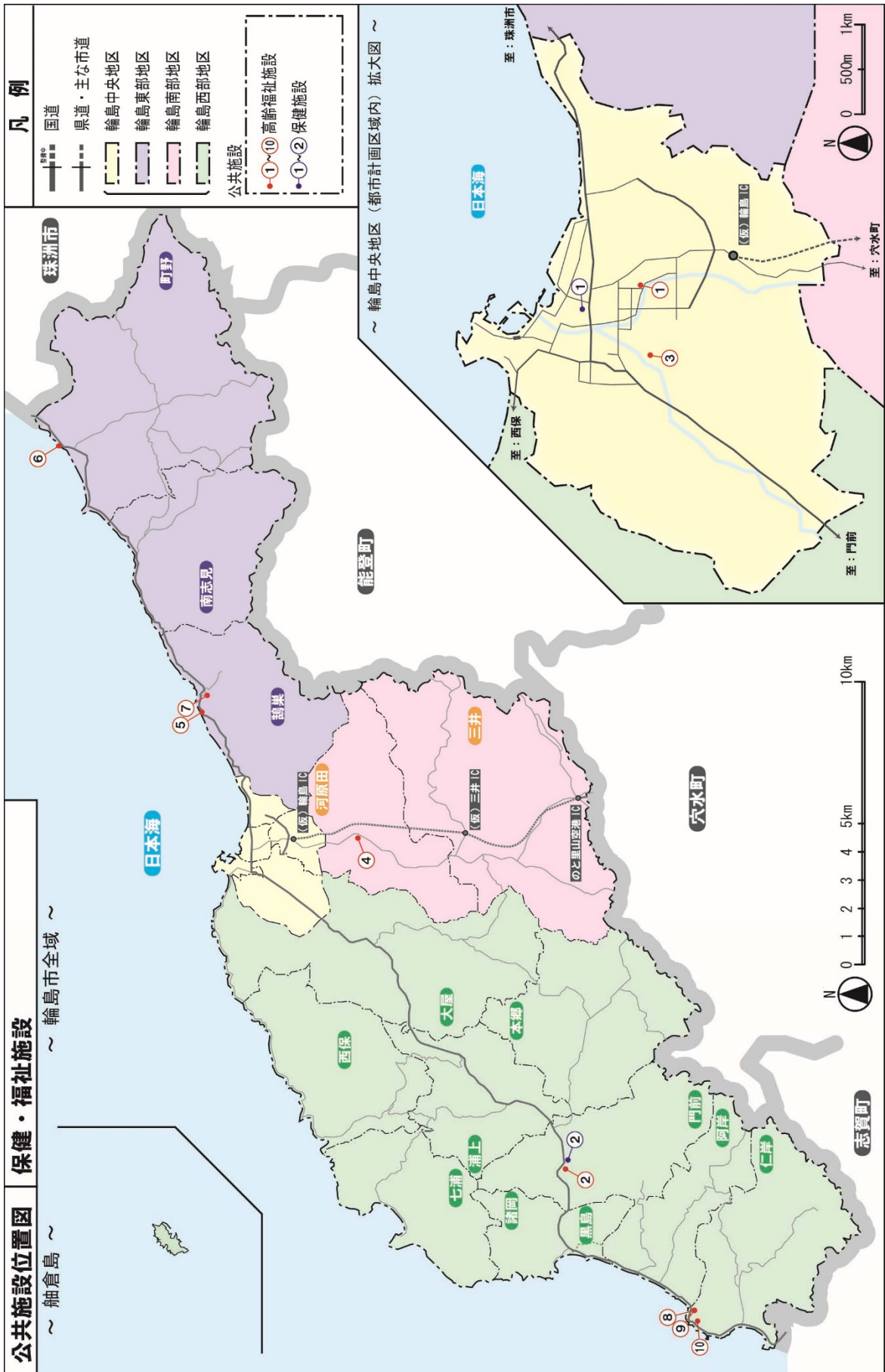
(2) 施設の現状

高齢福祉施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉施設は、10施設（延床面積 4,991.92㎡）があります。 ・ 建築後30年以上経過している施設は3施設があり、建築後40年以上経過している施設は高齢者生きがいづくり輪島深見センターの1施設があります。旧深見小学校を転用し鶴巣公民館と複合化を図っています。 ・ 高齢福祉施設は、高齢者が自立した生活を続けることができるように、生活支援、介護予防、生きがい活動の場となっています。
保健施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が保有する保健施設は、2施設（延床面積 3,451.34㎡）があります。 ・ 門前保健センターは建築後40年以上が経過しています。 ・ ふれあい健康センター、門前保健センターともに複合施設として検診や子育て支援など乳幼児から高齢者まで、市民の健康保持増進のため保健サービス事業の拠点施設となっています。

(3) 管理に関する方向性

高齢福祉施設・保健施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 ・ 維持管理、修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 ・ 未耐震施設については、耐震化の方針に従って耐震化を進めます。 ・ 人口推移を踏まえ、施設の利用状況を把握しながら、規模や配置の最適化を図ります。 ・ 高齢福祉施設は施設の利用状況を把握しながら適切な更新を図り、効率的な施設形態を検討します。

(4) 施設位置図



5-1-8 行政系施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
庁舎等	6	市役所(本庁舎)、総合支所、支所、出張所
消防施設	26	消防本部(一部)、消防署、消防署分署、分団センター など
その他 行政系施設	9	防災センター、防災拠点施設、水防倉庫 など

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
庁舎等	1	輪島市役所(車庫・書庫棟含む)	二ツ屋町2字29番地	6,204.00	S48	鉄筋コンクリート	
	2	輪島市役所門前総合支所(車庫含む)	門前町走出6の69番地	3,438.64	S53	鉄筋コンクリート	
	3	輪島市役所町野支所(事務室・倉庫含む)	町野町栗蔵川原田22番地1	153.36	S57	鉄筋コンクリート	
	4	輪島市役所三井出張所(事務室)	三井町長沢2字12番地1	33.00	S56	鉄筋コンクリート	
	5	輪島市役所南志見出張所(事務室)	里町32字36番地	15.00	H2	鉄筋コンクリート	
	6	輪島市役所西保出張所(事務室)	大沢町ホサソ201番地3	32.30	H12	木造	
庁舎等 計				9,876.30			
消防施設	1	奥能登広域圏事務組合消防本部(負担分)	杉平町大百苺2番地	303.42	H27	鉄骨造	
	2	奥能登広域圏事務組合輪島消防署	杉平町大百苺2番地	2,291.04	H27	鉄骨造	
	3	奥能登広域圏事務組合輪島消防署 訓練棟(主塔)	杉平町大百苺2番地	161.46	H27	鉄骨造	
	4	奥能登広域圏事務組合輪島消防署 訓練棟(副塔)	杉平町大百苺2番地	160.23	H27	鉄骨造	
	5	奥能登広域圏事務組合輪島消防署門前分署	門前町走出11の28番地	455.18	S63	鉄筋コンクリート	
	6	奥能登広域圏事務組合輪島消防署町野分署	町野町広江1部111番地1	350.99	S54	鉄骨造	
	7	輪島分団(河井)センター	河井町20部1番地8	132.50	H13	木造	
	8	河井資機材置場(旧輪島分団河井)	河井町2部87番地1	44.58	S41	木造	
	9	輪島分団(鳳至)器具置場	鳳至町上町110	39.90	H21	木造	
	10	輪島分団(舳倉島)器具置場	海士町所属舳倉島木邑2番地	39.74	S52	木造	
	11	大屋分団センター	小伊勢町丸垣内22の1	104.34	H13	木造	
	12	三井分団センター	三井町長沢1の45の6	89.44	H10	木造	
	13	南志見分団センター	里町32字34の1	104.34	H12	木造	
	14	鶴巣分団センター	惣領町8字32の4	104.34	H15	木造	
	15	河原田分団センター	市ノ瀬町2部21番15	104.34	H17	木造	
	16	河原田分団資機材置場	市ノ瀬町2部21番15	59.62	H4	木造	
	17	西保分団センター	大沢町宝来町75	104.34	H14	木造	
	18	町野分団センター	町野町広江1部111番地1	132.49	H19	木造	
	19	門前分団センター	門前町走出3の109番地1	71.21	H3	木造	
	20	釧地分団センター	門前町釧地ヨの135番地	104.34	H18	木造	
	21	阿岸分団センター	門前町是清イの2番地	71.21	H10	木造	
	22	黒島分団センター	門前町黒島町ロの95の甲番地	71.21	H5	木造	
	23	諸岡分団センター	門前町道下7の15番地	71.21	H9	木造	
	24	本郷分団センター	門前町平1の58の4番地	69.56	H4	木造	
	25	浦上分団センター	門前町浦上チ字11番地	71.21	H11	木造	
	26	七浦分団センター	門前町皆月ソの185番地1	71.21	H8	木造	
消防施設 計				5,383.45			
その他 行政系施設	1	門前防災センター	門前町走出11の28番地	454.00	S63	鉄筋コンクリート	
	2	門前防災センター 資材倉庫	門前町走出11の28番地	107.00	S63	鉄骨ブロック造	
	3	夕陽ヶ丘防災拠点施設	堀町15部2番地2	149.08	H25	木造	
	4	輪島市水防活動拠点施設	杉平町西之草2-7	116.64	H5	木造	
	5	釧地原子力災害防護施設	門前町釧地ソの13番地	2,828.23	S61	鉄筋コンクリート	
	6	土木課器材倉庫	河井町14部93番地2	39.74	S37	木造	
	7	門前水防倉庫	門前町本市25-28-1	281.00	S44	鉄筋コンクリート	
	8	除雪機格納庫 A棟	門前町道下1-180-1	126.70	H25	木造	
	9	除雪機格納庫 B棟	門前町道下1-180-1	126.70	H25	木造	
その他行政系施設 計				4,229.09			
行政系施設 合計				19,488.84			

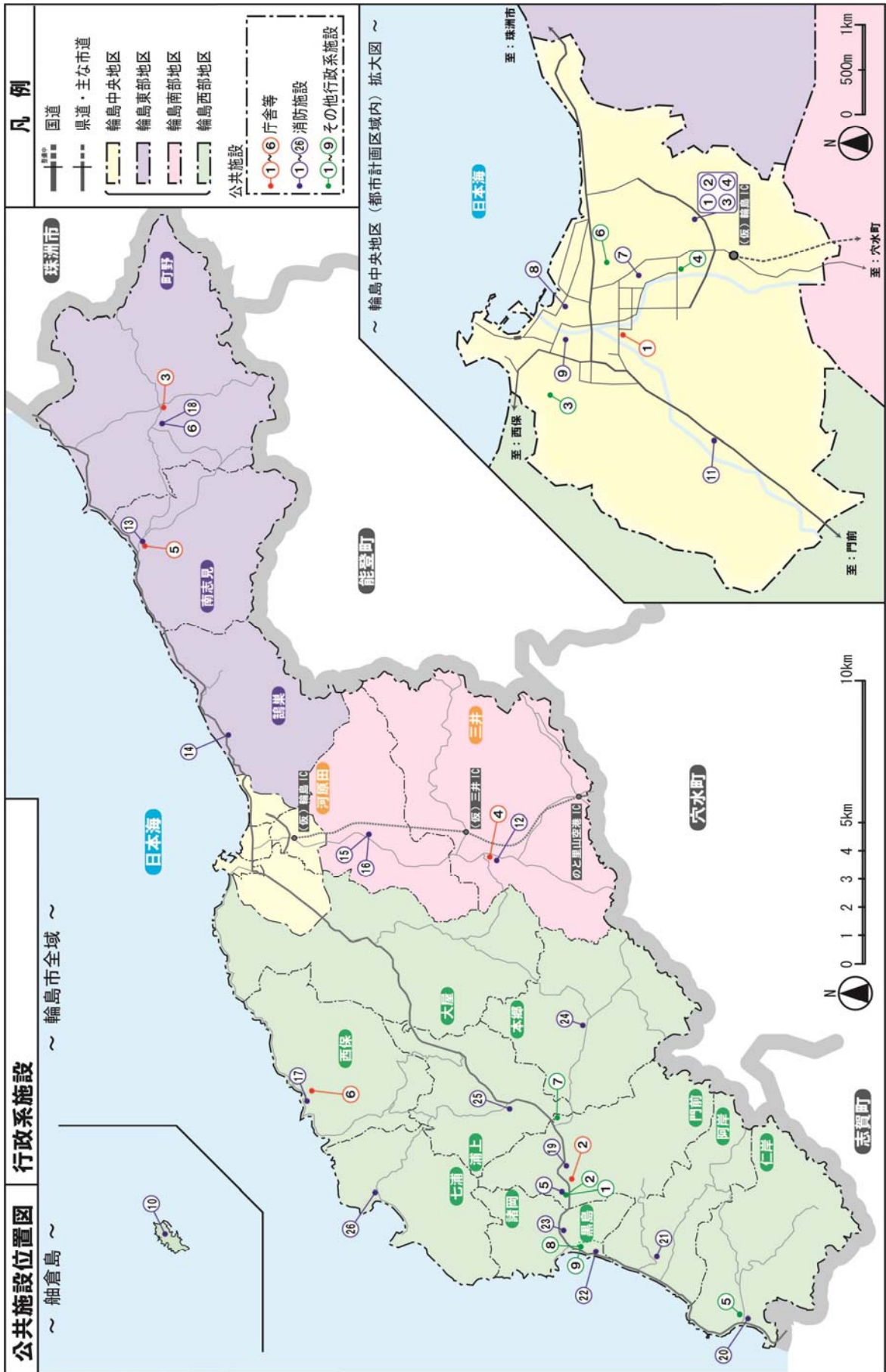
(2) 施設の現状

庁舎等
<ul style="list-style-type: none">・ 庁舎等は、市役所本庁舎、総合支所（門前）、支所（町野）、出張所（南志見、三井、西保）の計 6 施設（延床面積 9,876.30 m²）があります。・ 建築後 30 年以上経過している施設は 4 施設あり、そのうち 40 年以上経過している施設は市役所本庁舎 1 施設です。・ 耐震診断の結果、本庁舎は耐震性を有しておらず、災害時には対策本部として拠点となる施設であることから早急に対応しなければならない状況です。
消防施設
<ul style="list-style-type: none">・ 消防施設は、消防署(1)、分署(2)、消防分団センター（器具置場含み 20 施設）、奥能登広域圏消防本部（本市負担分）など計 26 施設（延床面積 5,383.45 m²）があります。・ 輪島消防署庁舎は、平成 27 年度に防災拠点施設として移転改築されました。・ 建築後 30 年以上経過している施設は 3 施設あり、そのうち 40 年以上経過している施設は、輪島消防署町野分署の 1 施設があります。
その他行政系施設
<ul style="list-style-type: none">・ その他行政施設は、輪島消防署門前分署に併設する防災センターのほか夕陽ヶ丘防災拠点施設、刃地原子力災害防護施設、水防倉庫など 9 施設（延床面積 4,229.09 m²）があります。・ 建築後 30 年以上経過している施設は 3 施設あり、そのうち 40 年以上経過している施設は、「土木課器材倉庫」と「門前水防倉庫」の 2 施設があります。

(3) 管理に関する方向性

庁舎等
<ul style="list-style-type: none">・ 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。・ 維持管理・修繕等に際しては、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。・ 建物の老朽度、業務・組織の見直しに合わせて施設の耐震化や更新などを検討します。
消防施設
<ul style="list-style-type: none">・ 円滑に消防・防災活動が実施できるよう、日常的な点検・診断や維持管理・修繕を行い、管理水準を維持しながら施設の長寿命化を図ります。・ 消防施設の更新に当たっては、市民の生命と財産を守るため、災害や火災が発生した場合に即応できるよう、人口や周辺環境の変化も勘案しながら、設置場所などについて検討します。・ 日常の管理を適切に行い老朽施設の耐震化や更新などを検討します。
その他行政系施設
<ul style="list-style-type: none">・ その他行政施設に分類される防災施設関連施設は、災害に備えた施設であるため、日常の定期的な点検・管理において施設の状態を把握し、常に良好な状態を維持します。・ 維持管理・修繕等については、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。・ 施設の整備・更新に当たっては、施設機能を最大限に発揮できるよう設置場所や内容について検討します。

(4) 施設位置図



5-1-9 公営住宅

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
公 営 住 宅	19	公営住宅

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
公営住宅	1	青葉ヶ丘住宅	河井町7部10番地2、10部29番地5	9,163.19	H7	鉄筋コンクリート	
	2	夕陽ヶ丘住宅	堀町15部2番地2	1,812.34	S35・H12	木造S35、鉄筋コンクリートH12	
	3	二勢住宅	二勢町44番地	6,449.27	H14	鉄筋コンクリート	
	4	久手川住宅	久手川町石田143番地、久手川町石田150番地	2,959.23	S54	鉄筋コンクリート	
	5	中浜住宅	河井町4部93番地2	342.52	H9	鉄骨造	
	6	大倉住宅	町野町大川38字1番地1	1,520.67	H14	木造	
	7	本市住宅	門前町本市6の36番地1	175.00	S35	木造	
	8	館住宅	門前町館下の32番地1	64.80	S45	木造	
	9	道下住宅	門前町道下1の180番地4	312.00	S40	木造	
	10	広岡住宅	門前町広岡の番地、7の12番地1、7の10番地1、8の10番地2	2,595.30	S62	木造	
	11	松風台住宅	門前町道下7の184番地2	1,677.50	H14	木造	
	12	さくら住宅	門前町和田2の10番地1	2,677.59	H11	鉄筋コンクリート	
	13	マリンタウン住宅	マリンタウン5番地	667.68	H20	木造	
	14	宅田住宅	宅田町25字4番地1	648.60	H20	木造	
	15	横地住宅	横地町3部4番地8	664.46	H20	木造	
	16	日野尾住宅	門前町日野尾ハの56番地1	48.50	H20	木造	
	17	清水東住宅	門前町清水1の11番地3	62.63	H20	木造	
	18	清水西住宅	門前町清水1の17番地3	58.25	H20	木造	
	19	道下東町住宅	門前町道下24の46番地7	79.30	H20	木造	
公営住宅 計				31,978.83			
公営住宅 合計				31,978.83			

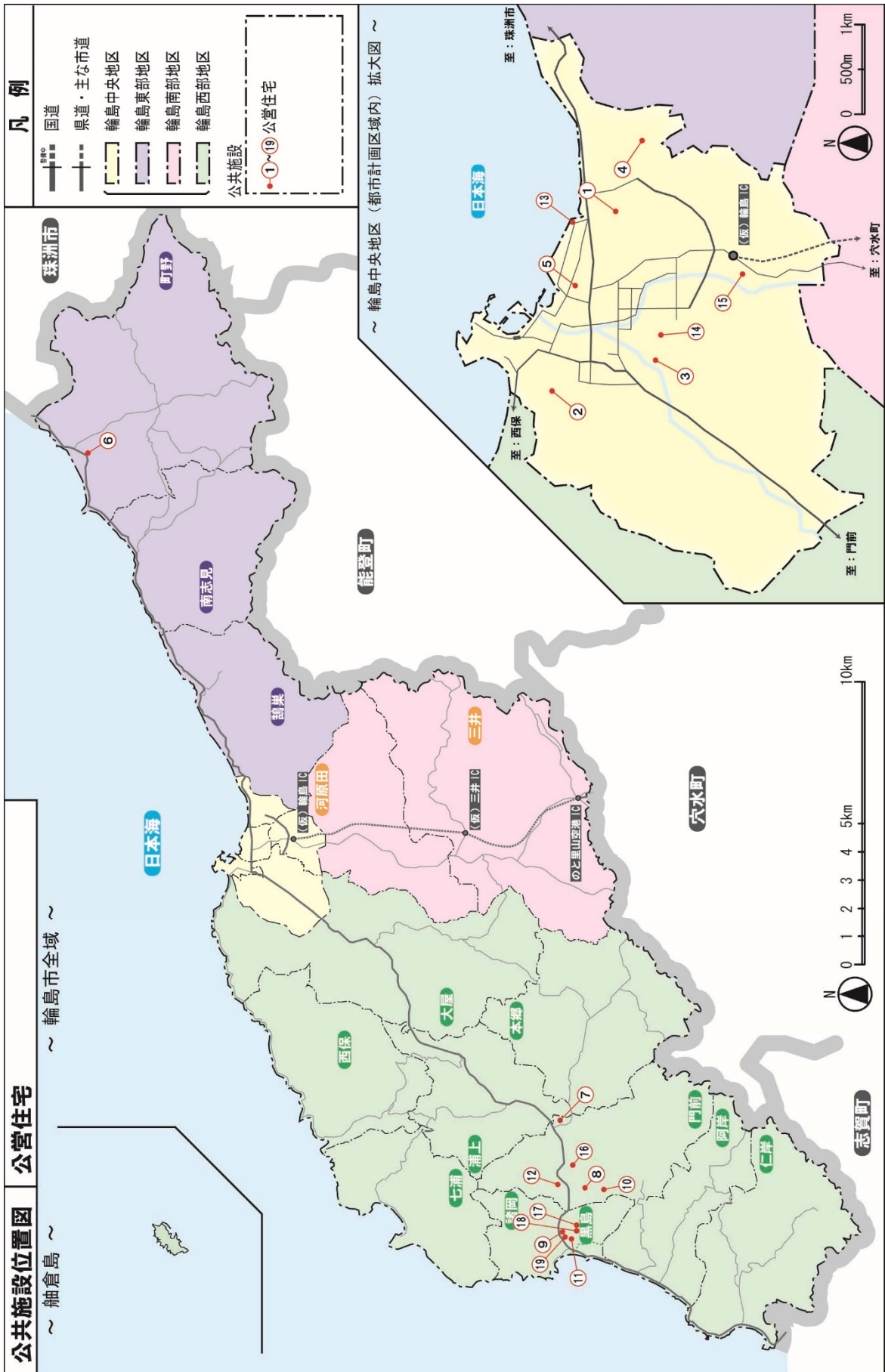
(2) 施設の現状

公営住宅
<ul style="list-style-type: none"> 本市が保有する市営住宅は、19施設（延床面積 31,978.83 ㎡）あり、建築後 30 年以上経過している施設は 5 施設、そのうち 40 年以上経過している施設は 4 施設です。 構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造と様々で、形態も団地型や長屋型などがあり、能登半島地震後に復興住宅として整備したものもあります。 「輪島市住生活基本計画」に基づき、用途廃止、建替検討、全面改善や計画的な維持管理により長寿命化を図る施設に区分し管理を行い、退去にあわせて老朽化した施設は順次取壊しを行っています。 高齢社会に対応したと既存ストックのバリアフリー化、シルバーハウジングの整備など快適な住環境の提供が必要な状況です。

(3) 管理に関する方向性

公営住宅
<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 維持管理、修繕等に際しては、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 人口減少や世帯の形態など利用需要を予測し、住環境の整備を図ります。 「輪島市住生活基本計画」に基づき、既存施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(4) 施設位置図



5-1-10 公園

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
公園	17	一本松総合運動公園（体育施設除く）、鳳来山公園、農村公園 など

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
公園	1	一本松総合運動公園（三宜亭、公衆便所、四阿）	河井町・杉平町	135.14	S63	木造、鉄筋コンクリート	
	2	鳳来山公園（公衆便所）	鳳至町寺山4-1	6.91	H11	木造	
	3	輪島市健康ふれあい広場	河井町16部1番地1	—	H11	建築物なし	
	4	輪島市マリンタウン子どもの広場（公衆便所、四阿）	マリンタウン	240.96	H27	木造	
	5	輪島市漆の里広場（公衆便所、四阿）	水守町四十苜6番地	134.46	H3	鉄筋コンクリート	
	6	町野公園（公衆便所）	町野町鈴屋イ-2-1	6.91	H14	木造	
	7	三蛇山公園（ミズパシヨウ、風車：公衆便所、四阿）	小池町	30.18	H20	木造	
	8	南町子供の広場（公衆便所）	堀町3字3-1	6.91	H12	木造	
	9	上町小公園	鳳至町上町	—	H21	建築物なし	
	10	望楼台公園（展望台）	門前町皆月大峯甲1番地1	11.30	H4	鉄筋コンクリート	
	11	あすなろ公園（公衆便所）	門前町浦上10-21	14.32	H4	木造	
	12	上本郷農村公園（地区集会所）	門前町別所2の91番地	集会施設No.63	H5	木造	
	13	下本郷農村公園（地区集会所）	門前町谷口12の28番地	集会施設No.64	H5	木造	
	14	南農村公園（四阿）	門前町南カの15番地	23.04	H5	木造	
	15	道下農村公園（公衆便所、四阿）	門前町道下104の2番地1	113.14	H6	木造	
	16	大生農村公園（まんだら村：管理棟、公衆便所）	門前町大生ろの11番地2	保養施設No.5	H8	木造	
	17	輪島市もんぜん文化村（じんのびファーム四阿）	門前町腰細9の29番地	20.25	H10	木造	
公園 計				743.52			
公園 合計				743.52			

(2) 施設の現状

公園
<ul style="list-style-type: none"> 公園施設は、都市公園のほか農村公園や広場など 17 施設があり、休憩所や公衆便所など施設内の建物の延床面積は 743.52 ㎡となっています。 建築後 30 年以上経過している建物はありません。 公園施設には、ベンチや遊具のみで建築物がない公園もあります。 本計画では、建物の床面積を対象にしているため、広場部分の面積を含んでいません。

(3) 管理に関する方向性

公園
<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 維持管理、修繕等に際しては、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 老朽化した施設は、計画的に更新するとともに、長寿命化を図っていきます。 本計画における更新費用については建物の延床面積により算出しているため、建物以外の整備費は含んでいませんが、芝生や樹木、遊具など公園施設全体の安全かつ効率的な管理に努めます。

5-1-11 医療施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
医療施設	6	市立輪島病院(感染症病棟)、診療所(西保・南志見・舳倉・七浦・門前)

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
医療施設	1	市立輪島病院伝染病隔離病舎 (病院2階部分設置: 感染症棟4床)	山岸町は1番1地	240.00	H8	鉄筋コンクリート	一般会計
	2	市立輪島病院西保診療所	大沢町ホサソ201番地3	43.05	H12	木造	
	3	市立輪島病院南志見診療所	小田屋町口部4番地	72.00	S31	木造	
	4	市立輪島病院舳倉診療所	海士町所属舳倉島出邑山1番4	88.90	S61	鉄筋コンクリート	
	5	市立輪島病院七浦診療所	門前町鶴山12の50番地	78.80	S40	鉄筋コンクリート	
	6	輪島市国民健康保険門前診療所	門前町深田21の17番地1	76.08	S42	鉄筋コンクリート	国保特会
医療施設 計				598.83			
医療施設 合計				598.83			

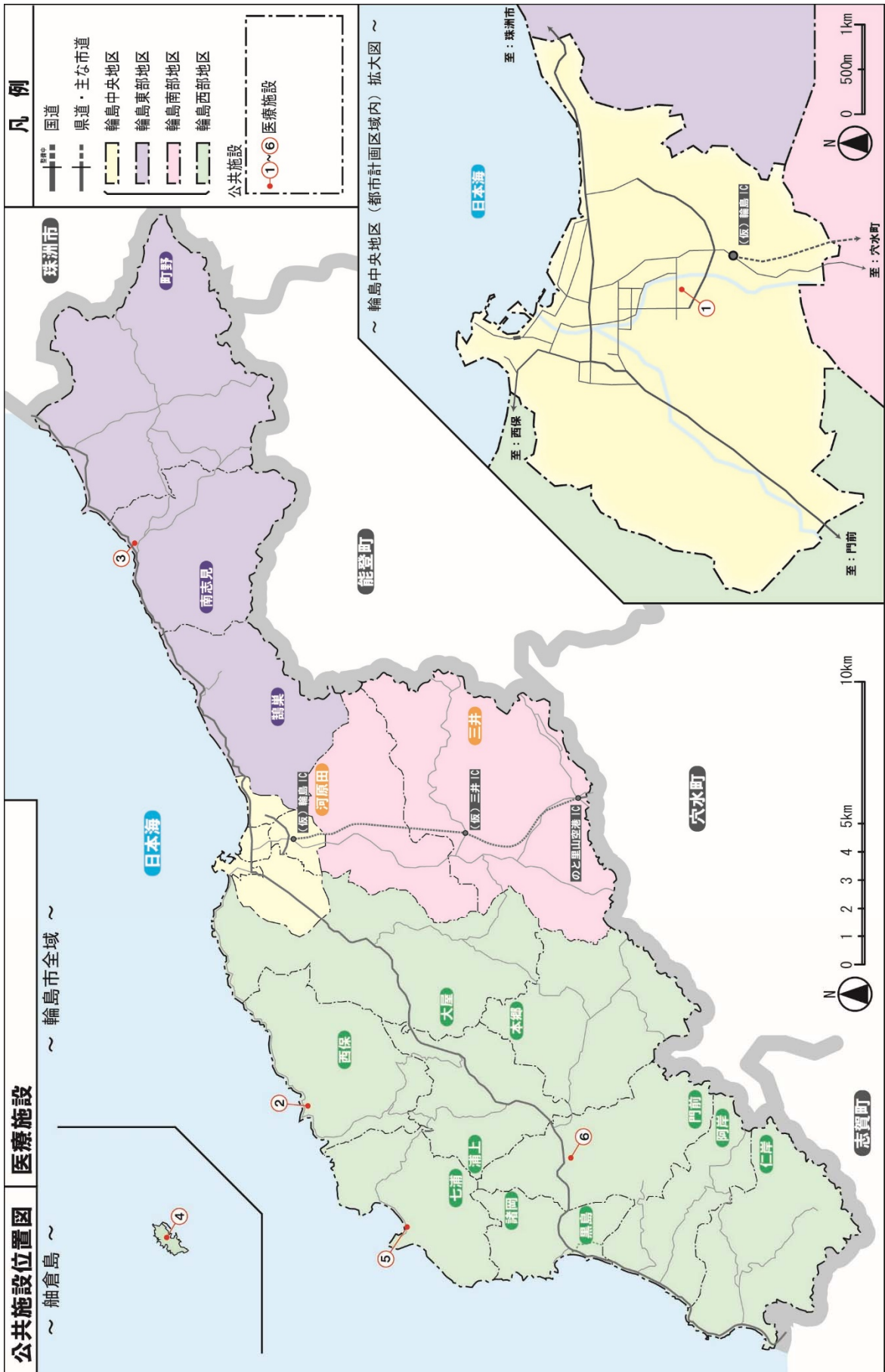
(2) 施設の現状

医療施設
<ul style="list-style-type: none"> 本市が保有する医療施設は、6施設（延床面積 598.83 ㎡）あります。 施設の内訳は、一般会計が建設費を負担し設置している市立輪島病院内（2階一部）の感染症病棟のほか病院事業会計が運営する診療所（西保、南志見、舳倉、七浦）、国民健康保険特別会計直営の門前診療所があります。これら他会計の診療所は、コミュニティーセンターや保健センターなど一般会計で設置する施設との複合化が図られています。 建築後 30 年以上経過している施設は 4 施設あり、そのうち 3 施設の建物が 40 年以上経過しています。

(3) 管理に関する方向性

医療施設
<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 維持管理、修繕等に際しては、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 老朽化した施設は、計画的に更新するとともに、長寿命化を図っていきます。 複合施設である病院附属診療所については、効率的な施設形態を検討し、病院改革プランに基づき適正な管理に努めます。

(4) 施設位置図



5-1-12 供給処理施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
供給処理施設	5	焼却処理施設(美谷)、埋立処分施設(美谷)、し尿処理施設(宅田)、資源処理施設(宅田)、RDFセンター(一部・門前町原)

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
供給処理施設	1	輪島クリーンセンター(焼却処理)	美谷町12字2番甲地	2,253.24	H5	鉄筋コンクリート・鉄骨造	
	2	輪島クリーンセンター(埋立処分)	美谷町11字2番地	1,113.14	H12	鉄骨造	
	3	輪島クリーンセンター宅田分場(し尿処理)	宅田町22字18番地	1,215.19	S39	鉄筋コンクリート	
	4	輪島クリーンセンター宅田分場(資源処理)	小伊勢町下島田13番地2	340.42	H5	鉄骨造	
	5	輪島・穴水地域RDFセンター(負担分)	門前町原1の15番地1	2,434.48	H24	鉄骨鉄筋コンクリート	
供給処理施設 計				7,356.47			
供給処理施設 合計				7,356.47			

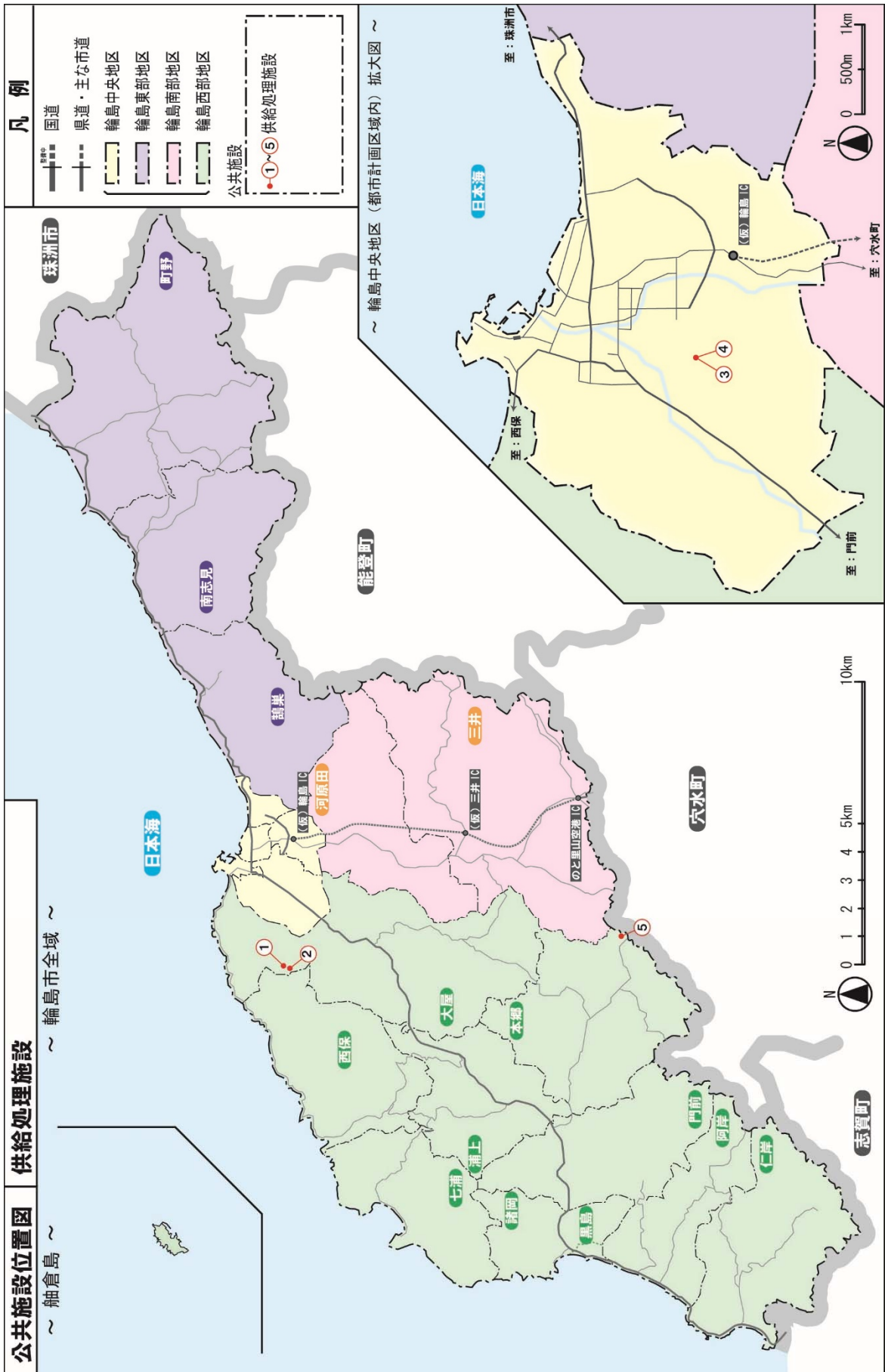
(2) 施設の現状

供給処理施設
<ul style="list-style-type: none"> 供給処理施設は、5施設(延床面積7,356.47㎡)あり、RDFセンターは輪島市穴水町環境衛生施設組合で設置、運営する施設です。 し尿処理施設について、機械等設備の更新は行ってきたものの、一部に建築後40年以上経過し老朽化している建物もあります。 焼却処理施設も20年以上が経過し、老朽化が著しく早急な対応が必要な状況です。 RDF施設については、石川北部RDFセンターの閉鎖により使用期限が平成34年度までとされ、新たな施設の整備が課題となっています。

(3) 管理に関する方向性

供給処理施設
<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 維持管理、修繕等に際しては、トータルコストを把握し、その縮減に努めるとともに、それらに係る年度ごとの予算を計画的に平準化していきます。 老朽化した施設は、計画的に更新するとともに、長寿命化を図っていきます。 施設整備に当たっては、排出されるごみの質や量などから最適な処理方法を検討します。

(4) 施設位置図



5-1-13 その他施設

(1) 施設の概要

施設類型 (中分類)	施設数	施設名
その他施設	57	公衆便所、旧施設(小中学校・保育所・公民館・国民宿舎等)、火葬場(一部) など

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
その他	1	軸倉島デジタル中継放送局	大野町嶽平14番地	10.89	H19	鉄骨造	
	2	軸倉島教職員住宅	海士町所属軸倉島出色山1の1番地	408.44	H2	木造	
	3	市立輪島病院軸倉診療所(医師住宅)	海士町所属軸倉島出色山1番4	63.00	S61	鉄筋コンクリート	
	4	輪島市移住促進住宅	鳳至町畠田99番26	961.73	H3	鉄筋コンクリート	
	5	やすらぎの杜(火葬場負担分)	三井町新保レ字4番地1	1,560.77	H26	鉄筋コンクリート	
	6	旧輪島クリーンセンター町野分場	町野町川西新田38番2	55.26	S41	鉄筋コンクリート	
	7	河井浜公衆便所	河井町1部81番地1地先	40.68	H10	鉄筋コンクリート	県共有
	8	上大沢公衆便所	上大沢町4-甲-2	13.23	H21	木造	
	9	東馬場町公衆便所	河井町4部72番地1	15.79	H11	鉄筋コンクリート	
	10	鴨ヶ浦公衆便所	輪島崎町2部	32.04	H2	鉄筋コンクリート	
	11	曾々木シーサイドパーク公衆便所	町野町曾々木サ部45番地1	32.00	H2	鉄筋コンクリート	
	12	櫛比の庄駐車場公衆便所	門前町広岡5-27-2	30.87	H19	木造	
	13	門前深見地区公衆用便所	門前町深見漁港内	24.00	H9	鉄筋コンクリート	
	14	猿山灯台娑婆捨公衆便所	門前町吉浦サル山1番地1	23.31	H6	木造	
	15	輪島市いこいの広場	河井町1部204番地	-	-	建築物なし	
	16	旧滝又小学校	滝又町への49番地	1,106.00	S30	木造	
	17	旧金蔵小学校(体育館)	町野町金蔵才61	227.00	S39	鉄骨造	
	18	旧二俣小学校	二俣町19の32番地	1,393.00	S47	鉄筋コンクリート	
	19	旧西保小学校	赤崎町ニの80番地	2,260.00	H4	鉄筋コンクリート	
	20	旧浦上小学校	門前町浦上8の59番地	2,312.00	S55	鉄筋コンクリート	
	21	旧阿岸小学校	門前町是清イの1番地	2,634.67	S54	鉄筋コンクリート	
	22	旧仁岸小学校	門前町馬場ニの20番地	2,399.00	S53	鉄筋コンクリート	
	23	旧本郷小学校	門前町平1の32番地	2,004.00	S46	鉄筋コンクリート	
	24	旧七浦小学校	門前町五十洲ニの3番地	2,189.00	S49	鉄筋コンクリート	
	25	旧三井中学校	三井町興徳寺10部33番地	2,163.00	S25	木造	
	26	旧南志見中学校(南志見診療所除く)	小田屋町口部4番地	1,747.00	S31	木造	
	27	旧西保中学校	大沢町ホサノ170番地	1,050.00	S25	木造	
	28	旧河井保育所	河井町13部120番地1	760.61	S46	鉄筋コンクリート	
	29	旧鳳来保育所	鳳至町堂金田37-3	103.68	S26	木造	
	30	旧河原田保育所	石休場町樋爪5-1	303.91	S44	木造	
	31	旧三井保育所	三井町興徳寺10-40甲	331.24	S41	木造	
	32	旧二俣へき地保育所(生活改善センター)	二俣町20-53	292.73	S49	木造	
	33	旧本郷保育所	門前町平1の41番地	337.12	S48	木造	
	34	旧七浦保育所(生活改善センター)	門前町皆月への51番地	115.02	S49	木造	
	35	旧門前有線放送電話釧地分局	門前町釧地レの115番地	13.30	H元	木造	
	36	旧門前有線放送電話七浦分局	門前町皆月口の8番地	13.30	H元	木造	
	37	旧門前有線放送電話本郷分局	門前町谷口12の35番地	13.30	H元	木造	
	38	旧国民宿舎 能登つるぎち荘	廻地カの40番地	1,179.00	S45	木造一部鉄筋	
	39	旧農家高齢者創作活動施設西脇荘(旧河原田公民館)	北谷町ニ-10	204.54	S49	木造	
	40	旧浦上公民館	門前町浦上8の99番地2	387.50	S46	木造	
	41	旧阿岸公民館	門前町南1の52番地	413.00	S55	木造	
	42	旧夕陽ヶ丘集会所	堀町13-5-13	150.71	S46	木造	
	43	旧心のケアハウス	門前町道下47の1番地	165.28	H19	軽量鉄骨	
	44	旧家畜市場	三井町洲衛藤九郎田87-1	176.00	S51	鉄骨	
	45	旧肉用牛増殖基地	町野町金蔵 山林35	686.13	S39	木造	
	46	元門前町水防倉庫	門前町本市6の44番地1	33.12	S42	木造	
	47	NPO活動拠点施設	河井町15部13番地17	777.36	S46	鉄骨造	
	48	旧食糧事務所	河井町14部13番地	334.51	S35	木造	
	49	門前 元医師住宅	門前町深田21の12番地1	59.59	S41	木造	
	50	旧八ヶ川ダム建設事務所職員寮	門前町深田21の22番地1	212.10	S60	軽量鉄骨造	
	51	旧八ヶ川ダム建設事務所宿舎	門前町深田21の22番地1	60.85	S60	軽量鉄骨造	
	52	輪島市林業総合センター	杉平町1-1-1	1,143.23	H9	鉄筋コンクリート	
	53	輪島総合自動車学校	横地町9字90	509.00	H5	鉄骨造	
	54	三ヶ州公衆便所	二ツ屋町4字9番地1	29.57	H6	鉄筋コンクリート	県有
	55	琴ヶ浜泣き砂パーク(公衆便所)	門前町廻地	47.00	H12	木造	県有
	56	窓岩ポケットパーク(公衆便所)	町野町曾々木	41.41	H5	木造	県有
	57	光浦ポケットパーク(公衆便所)	光浦町48字51番地、50番地2	24.02	H7	鉄筋コンクリート	県有
その他 計				33,674.81			
その他 合計				33,674.81			

(2) 施設の現状

その他施設

- ・ その他施設は、57 施設（延床面積 33,674.81 m²）があります。
- ・ 建築後 30 年以上経過している施設は 33 施設、そのうち 40 年以上経過している施設は 26 施設あります。
- ・ 市街地や駐車場、ポケットパーク（県有市管理）等に設置された公衆便所、火葬場、移住促進住宅などのほか、旧小学校が 9 施設、旧中学校が 3 施設、旧保育所 7 施設、旧公民館 3 施設、旧国民宿舎などがあります。
- ・ 旧施設の一部は民間に貸し出し、利用されているものもあるが、そのほとんどが遊休施設として活用されず老朽化が進んでいる状況です。

(3) 管理に関する方向性

その他施設

- ・ 現在、使用中の施設については、施設の状態を把握し適切な維持管理によりトータルコストの縮減に努め、予防保全型の管理を行うことで既存施設の長寿命化を図ります。
- ・ 遊休施設については、人口減少、地域のニーズ、施設の現状及び費用対効果などを把握しながら、集約・転用・譲渡・廃止等について総合的に判断し、適切な取扱いを検討します。
- ・ 用途を廃止した施設で有効活用が困難なものや安全性を確保する必要がある建築物については、地域や利用者に十分な説明を行い計画的に除却します。

5-1-14 病院施設

(1) 施設の概要

施設類型	施設数	主な施設
病院	1	市立輪島病院
医師住宅等	5	医師住宅（新田町、小峰山、矢田、宮川）、宮川車庫等附属施設
その他施設	2	へき地医療研修センター、院内保育所

分類	No.	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	主体建物		備考
					整備年度	構造	
病院施設	1	市立輪島病院	山岸町は1番1地	12,933.01	H8	鉄筋コンクリート	
	2	医師住宅 新田町	河井町23部 1番地1	204.07	S47	木造	
	3	医師住宅 小峰山	河井町17部13-1、17-1	710.71	S58	木造	
	4	医師住宅 矢田	杉平町1字1-1	359.98	S62	木造	
	5	医師住宅 宮川	杉平町西ノ草2-3	748.20	H8	鉄筋コンクリート	
	6	宮川車庫等附属施設	杉平町西ノ草2-3	192.69	H10	鉄骨造	
	7	へき地医療研修センター・研修医宿舎	山岸町は1番1地	330.73	H24	鉄筋コンクリート	
	8	院内保育所（ひまわり）	山岸町は1番1地	156.53	H24	木造	
医療施設 計				15,635.92			
医療施設 合計				15,635.92			

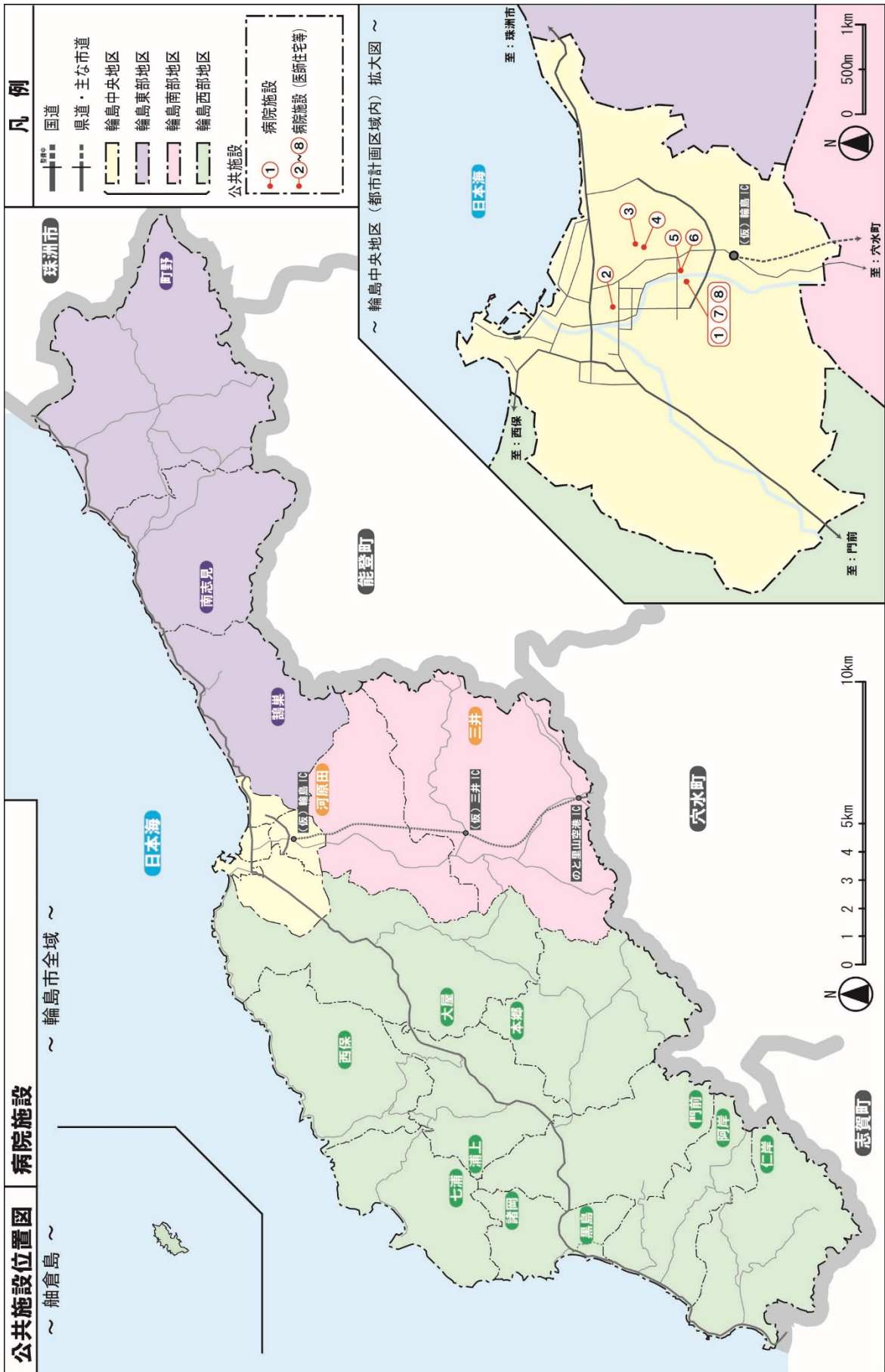
(2) 施設の現状

病院施設
<ul style="list-style-type: none"> 本市が保有する病院施設（病院事業会計設置）は、医師住宅などを含む 8 施設（延床面積 15,635.92 ㎡）があります。 旧病院時に整備された、新田町医師住宅が建築後 40 年以上、小峰山医師住宅が建築後 30 年以上経過し、利用に支障がある状態となっています。

(3) 管理に関する方向性

病院
<ul style="list-style-type: none"> 病院施設には、病院事業会計で運営する市立輪島病院 1 施設（延床面積 12,933.01 ㎡）があります。 照明器具の LED 化や光熱水費については使用料を監視し、効率的な運転管理に努めるなど省エネルギー対策に取り組んでいます。 附属診療所については、医療施設に分類しています。（一般会計が所有する建物に開設）
医師住宅
<ul style="list-style-type: none"> 医師住宅 4 箇所 5 施設（延床面積 2,215.65 ㎡）があります。 医師住宅の一部は移転前の旧病院時に整備され、建築後 30 年以上経過している施設は 2 施設、そのうち 40 年以上経過する施設は 1 施設あり、施設の老朽化により民間住宅を利用している状況です。 老朽化する施設の管理と、医師数に合わせた住宅の確保が課題となっています。
その他施設
<ul style="list-style-type: none"> その他施設は、へき地医療研修センター及び院内保育所があります。（延床面積 15,635.92 ㎡）があります。 へき地医療研修センターは研修医用宿舎等を併設し、TV 会議システムによる大学病院等とのカンファレンス、研修会が行われています。 院内保育所では、一般利用可能な病後児保育も行っています。

(4) 施設位置図



5-2 インフラ資産

5-2-1 道路・トンネル

(1) 施設の概要

施設類型	施設数	実延長	うち舗装済延長	舗装率	備考
道 路	1,347 路線	666.61 km	582.74 km	87.4%	
農 道	2,339 路線	530.79 km	191.99 km	36.2%	
林 道	121 路線	202.02 km	104.29 km	51.6%	
ト ン ネル	3 本	1.51 km	—	—	※市道路部(農道・林道部除く)

(2) 施設の現状

道路・農道・林道
<ul style="list-style-type: none"> ・道路延長の増加及び老朽化の進行に伴い、修繕箇所が年々増加しています。 ・道路施設や構造物等の異常を日常的に確認し、交通に支障がないよう対応しています。 ・住民の日常生活に不可欠な生活関連施設であり、かつ経済活動を支える基本的な社会基盤施設であることから、安定した管理水準の維持に努めています。
トンネル
<ul style="list-style-type: none"> ・本市が管理する市道部のトンネルは3本（木の葉トンネル28m、長谷の洞隧道126m、おさよトンネル1,359m）あります。 ・トンネルの劣化は人命に関わる重大事故につながるため、構造の安全性・耐久性に影響を及ぼす変状について、適切な点検・調査を実施することにより施設の状態をできるだけ正確に把握するように努め、継続的に補修を行っています。

(3) 管理に関する方向性

道路・農道・林道・トンネル
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断調査を継続して実施し、道路の状態を把握するとともに、日常的なパトロールなどによって舗装の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。 ・トンネルについては、点検・診断調査に基づき施設の健全度や優先度に応じた安全対策を実施することで、人命に関わる事故の発生を防止します。 ・災害発生時には周辺自治体や関係機関と連携・協力し、迅速な救援・復旧・復興に取り組みます。

5-2-2 橋りょう

(1) 施設の概要

施設類型	施設数	備 考
橋りょう	448 橋	15m 以上:97 橋、15m 未満:351 橋 ※市道路部(農道・林道部除く)

(2) 施設の現状

橋りょう
<ul style="list-style-type: none">・ 橋りょうの構造区分別の面積割合では、PC 橋（プレストレスト・コンクリート）54.7%、RC 橋（鉄筋コンクリート）34.9%、鋼橋 9.6%、木橋 0.8%となっています。・ 耐用年数（60 年）を超える橋りょうはありません。・ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕を行っています。・ 点検管理においては、施設の状態を正確に把握するよう努め、継続的にメンテナンスを行い、改修の優先度等を判断しています。

(3) 管理に関する方向性

橋りょう
<ul style="list-style-type: none">・ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施するとともに、日常的なパトロールなどによって安全確認を行います。・ 劣化や損傷などの早期発見に努め、予防的な対策を実施するとともに、橋りょうごとの健全度や優先度に応じた対策を実施することで、人命に関わる重大事故の発生を防止します。・ 災害発生時には周辺自治体や関係機関と連携・協力し、迅速な救援・復旧・復興に取り組みます。

5-2-3 上水道・簡易水道

(1) 施設の概要

区分	浄水場	管路延長	主な施設
上水道	3箇所	389.9 km	取水施設、浄水施設、配水池、ポンプ場、管路 など
簡易水道	4箇所	98.8 km	町野簡水、大沢簡水、舢倉島簡水、洲衛簡水

(2) 施設の現状

上水道・簡易水道等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道事業は、輪島浄水場(S43)、地原浄水場(H7)、北川浄水場(S46)の 3 箇所で浄水し給水を行っています。水源は輪島・北川浄水場が河川表流水、地原浄水場がダム水（八ヶ川）としています。 ・ 簡易水道事業は、4 地区[町野(H16)、大沢(S45)、舢倉島(H14)、洲衛(H14)]で給水を行っており、水源は河川表流水（町野、大沢）、海水（舢倉島）、地下水（洲衛）と地域の実情により様々です。 ・ 本市の給水区域は山間部が多く、ポンプによる加圧を必要とするため、多数のポンプ施設を整備しています。 ・ 行政区域内における水道普及率は、89.0%（上水道 87.4%、簡易水道 99.4%）となっています。 ・ 耐用年数（40 年）を超える管路は約 13.5 km、全体の 2.8%あります。 ・ 人口減少とともに有収水量が減少する中、老朽化する施設の更新、管路の耐震化などが課題となっています。

(3) 管理に関する方向性

上水道・簡易水道等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活に支障が出ないように、点検・診断を定期的に行い、適切な維持管理、修繕と更新を行います。 ・ 劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を実施するとともに、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施していきます。 ・ 未耐震施設については、耐震化の考え方に従い重要度の高い順に耐震化を進めます。 ・ 災害発生時には市民の生命に係るライフラインとして、周辺自治体や関係機関と連携・協力して迅速な救援・復旧・復興に取り組みます。 ・ 経営戦略に基づき、将来の需要や必要経費を予測し、施設の更新を行います。

5-2-4 下水道

(1) 施設の概要

区分	処理場等	管路延長	主な施設
公共下水道	1箇所	97.6 km	処理場（輪島）、ポンプ場(2) など
特定環境公共下水道	2箇所	67.0 km	処理場（門前・劔地）など
農業集落排水	4箇所	20.7 km	処理場（美谷・洲衛・阿岸・本郷）など
漁業集落排水	1箇所	7.9 km	処理場（皆月）など
浄化槽	611基	—	5人槽(452) 7人槽(110) 10人槽(24) 14人槽以上(25)

(2) 施設の現状

下水道
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業は、公共下水道事業（輪島地区）、特定環境保全公共下水道事業（門前，劔地）、農業集落排水事業（美谷，洲衛，阿岸，本郷）、漁業集落排水事業（深見，皆月）、浄化槽事業（個別）の5事業で行っています。 ・下水道普及率は79.6%、水洗化率は71.5%となっています。 ・耐用年数（50年）を超える排水管はありません。 ・敷設年度や重要度に応じて定期点検を行いながら、管内清掃及び異物・気根除去などを行い、流下機能が常時発揮できるように維持管理を行っています。

(3) 管理に関する方向性

下水道
<ul style="list-style-type: none"> ・快適かつ衛生的な日常生活に資する施設として、経営戦略に基づき計画的に施設の保全に努めていきます。 ・劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講ずるとともに、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施していきます。 ・管路は埋設されており、劣化状態を把握することが難しいことから、資産台帳を基に計画的に更新を行います。 ・未耐震施設については、維持管理において減災対策に努め、施設の重要度に応じて耐震化を検討します。

用語説明

用語	説明
輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、輪島市まち・ひと・しごと総合戦略を策定するために、本市における人口の現状分析や、将来の方向性とそれに伴う人口の将来展望を示したもの。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値のことで、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の機関であり、昭和14年に厚生省人口問題研究所として設立され、平成8年に特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。
歳入	国や地方公共団体の一会計年度における一切の収入のこと。
市税（地方税）	市に納付される税金のこと（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税）。
地方交付税	国が地方公共団体の財源の偏りを調整することを目的として行う財源調整制度のこと。国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合を、国が地方公共団体に交付するもの。 普通交付税：行政サービスが一定の水準を維持でき、自治体間で極端な差が出ないように交付されるもの。 特別交付税：普通交付税で措置されない、個別・緊急の財政需要に対して交付されるもの（地震、台風等自然災害、除排雪、その他特殊事情）。
国・県支出金	国や県が市などに対して、特定の事業を促進する目的で用途を指定して交付する資金のこと。
市債（地方債）	地方公共団体が道路や公共施設の建設資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行う長期の借入金のこと。
一般財源	用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のこと。
合併算定替	市町村の財政の健全化を目指し、国が推し進めた「平成の大合併」により誕生した合併市町村に対する財政支援措置のこと。 「市町村の合併の特例に関する法律」により合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を下回らないようにし、11年目以降はその額を段階的に縮減することにより合併市町村が不利益を被ることがないようにすること。
歳出	国や地方公共団体の一会計年度における一切の支出のこと。
人件費	給料・手当など、人の労働に対して支払われる費用のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

用語	説明
公債費	これまでに市が借り入れた市債の元利償還金や一時借入金利子の支払いに要する経費のこと。
義務的経費	支出することが制度的に義務づけられている経費のことであり、一般歳出における人件費・扶助費・公債費などのこと。
補助費等	市から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される現物的給付に係る経費で、団体又は個人への補助金、負担金、報償費、寄附金などのこと。
投資的経費	道路、橋りょう、学校、公園、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費も含まれる。
社会保障費	安心して暮らしていくために必要な、医療、介護、福祉、年金、などの公的サービスに係る経費のこと。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3ヶ年平均）。年収に対する年間ローン返済額の割合。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。年収に対するローン残高の割合。
健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために定められたもの（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）。
輪島市集中改革プラン	「地方公共団体における行財政改革の推進のための新しい指針」（平成17年3月総務省より）が示されたことに伴い、具体的な取り組みを明示した計画のこと。 主に情報公開の推進と広報広聴機能の充実、民間活力を取り入れた行政経営、組織・機構の再編、職員定数・給与の適正化、財政の健全化、公営企業・特別会計の健全化についてである。第1次（H18～21）第2次（H22～25）。
インフラ資産	インフラとはインフラストラクチャー（Infrastructure）の略で、産業や生活の基盤として整備された施設資産のこと。本計画では、道路、橋りょう、トンネル、上下水道施設を指す。
普通財産	行政財産以外の公有財産のことで、行政財産とは異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や私権を設定することができる。
耐震基準	構造物や建築物に対して、それらが最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。 「旧耐震基準」とは昭和56年6月1日の建築基準法改正前の基準であり、「新耐震基準」とはそれ以降の基準である。「新耐震基準」では、大規模な地震でも倒壊、損壊しないことが求められている。

用語	説明
耐震化	強い地震でも構造物や建築物が倒壊、損壊しないように補強あるいは、そのような構造に造りかえること。
耐用年数	建築物や構造物など減価償却資産が利用に耐える年数のこと。
プレストレスト・コンクリート	あらかじめ応力を加えたコンクリート材のこと。鉄筋コンクリートに比べ荷重を受けたときに引張応力によるコンクリートのひび割れを抑えることができる。
導水管・送水管・配水管	導水管：取水施設から浄水場まで送る管 送水管：浄水場から配水池(場)まで送る管 配水管：配水池(場)から給水区域まで送る管（各家庭等に供給する管は給水管）
固定資産	土地、建物、機械設備、車両など長期間継続して使用する資産のこと。
ライフライン	電気、ガス、水道などの公共的設備や、道路・鉄道などの交通網など日常生活に不可欠なインフラ設備のこと。
既存ストック	これまでに整備された基盤施設や建築物のこと。
事後保全	構造物や建物の損傷が発生してから、大規模な修繕等を行う管理手法のこと。
予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に、予防的に対策を行う管理手法のこと。
更新	既存の施設などを新しいものに置き換えることで、公共施設等の建替えや再整備のこと。
集約化	同種のサービス（機能）の施設同士を一体化して整備すること。
複合化	異なった用途の公共施設等を一つの土地・建物に集約すること（ハード面）。
多機能化	異なった用途の公共施設等を一つの施設に集約し、異なる用途で相互利用できるよう複数の機能を持たせること（ソフト面）。
転用（用途変更）	既存の施設などの利用用途を、他の利用用途に変更すること。
長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を保持しながら、耐用年数を延ばすこと。
統廃合	複数の施設や施設機能を複合化や多機能化により一つの施設として整備し、統合前の施設や施設機能を廃止すること。
除却	不要になったものや耐用年数の到来により廃棄や取り壊しを行った資産について、事業用途から外し、帳簿から資産をなくすこと。

用 語	説 明
P P P	P P P (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ) とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。P F I、指定管理者制度、公設民営方式、包括的民間委託なども含まれる。
P F I	P F I (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、経営力や技術力を活用する事業方式であり、官民の協働によって、財政負担の縮減や、良質低廉な公共サービスの提供を目的とするもの。
トータルコスト	本計画では、施設の修繕費等を含めた維持管理費用の合計をいう。
個別施設計画	公共施設等総合管理計画に基づき、施設種別ごとに策定する整備計画のこと。

輪島市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

輪島市総務部財政課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

TEL 0768-22-2211 (代表)

URL <http://www.city.wajima.ishikawa.jp/>